

松本市史研究

松本市文書館紀要 Matsumoto City Archives

第35号

令和7年(2025)

松本市

松本市史研究

松本市文書館紀要第三十五号

Matsumoto City Archives

目次

研究報告	
明治初年の松本博覧会について	原澤 知也
新たな伝統を紡いで無形民俗文化財を伝承する	1
―松本市重要無形民俗文化財両島のコトヨウカ行事の事例から―	窪田 雅之
松本市文書館所蔵「小里家文書」に見る近代松本における人的ネットワーク形成の諸相	17
―小里頼永宛福島安正書簡を中心に―	木曾 寿紀
自治体文書館の基礎 ―統治、アイデンティティ、民主主義―	石井 敬一
	53
子ども講座&親子平和教室講演記録	
戦時中の思い出 ―小学校・中学校・師範学校時代を振り返る―	大島 正人
	71
令和六年度 第九回 松本市文書館講座記録	
パネルディスカッション	
市民にとっての博物館・図書館・文書館Ⅲ ―市民の知りたいにこたえるために―	89
令和六年度日誌抄	111
令和六年度事業報告	115
編集後記	123

明治初年の松本博覧会について

原澤 知也

はじめに

「明治」という新たな時代を迎えて間もない明治六年（一八七三）十一月十日に、松本城を会場に「松本博覧会」が開催された。

十九世紀後半は「博覧会時代」と呼ばれている（１）。一八五一年のロンドン万国博覧会を皮切りに、欧米諸国で万国博覧会が開催され、盛り上がりを見せるなか、明治維新を迎え近代化に邁進する日本でも、それに倣い各地で博覧会が盛んに開催された。明治初年の松本を管轄した筑摩県（２）は、全国的に見ても多くの博覧会が開催された県である。県庁の置かれた松本だけでなく飯田、高遠、高島、大町など県内各地で、わずか五年の間に二十七回も博覧会が開催されている（３）。松本では明治九年までに筑摩県下最多の五回の博覧会が開催された。開催会場となった松本城には、古器旧物、珍品、東京より借用してきた海外の品など様々なものが陳列された。近世までは一般民衆立ち入ることができなかった松本城において、普段は秘匿、見ることできかないような品が一堂に並ぶ会場を見学する体験は、人々に新しい時代、文明開化の時

代の到来を印象付けた（４）。当時発行された『信飛新聞』では「日々四、五千人」という来場者があった事を報じている。この人数が正確であるかは疑問が残るが、連日多くの人で賑わった様子がうかがわれる。

また、松本でこの博覧会は、松本城を破却の危機から救い、現在まで残した松本の「文化財保存と活用のこと始め」（５）と位置付けられ、重要な歴史的な事象として取り上げられている。市内の小学六年生が松本城について学ぶ副読本『わたしたちの松本城』にも、内容が掲載されている（６）。そういった功績から、令和四年（二〇二二）には、「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会が、松本城により親しみをもち、松本城の世界遺産登録に向けた意識を醸成する目的のもと「松本城の日」を公募し、第一回松本博覧会開催初日の十一月十日が選ばれた。

本稿では、松本において松本城の文化財の保存と活用という場面を語られ、市民にも認知される松本博覧会とは、こういった取り組みだったのか。その内容を追いつつ、新たに見つかった松本博覧会関連資料について紹介し、考察を試みたい。

なお、引用文は旧字を新字に改め、適宜ルビを付した。

一 明治初年の松本博覧会の展開過程

(一) 博覧会開催までの流れ

松本城は、明治四年（一八七二）頃から天守閣や二の丸御殿などを除く、城郭の建造物群の取り壊しが始まった。明治五年には、二の丸大書院をのぞく、天守、城門、櫓、塀などが競売にかけられ、金三〇九両一分永一六一文四分で払い下げられた。このうち天守は二三五両一分永一五〇文で落札された（7）。落札後は、城門や櫓などの破却がすすめられた。



図版1 建言（一枚目） 明治5年 松本市立博物館所蔵 市川家に残されていたもの。3枚の野紙に書かれている。

そのような状況の中、当時下横田町の副戸長であつた市川量造が、明治五年十一月二十七日に松本城を会場とした博覧会開催を筑摩県へ願ひ出した。市川量造は、松本城下の下横田町の名主の家で生まれ、幕末期

には商人として横浜を巡った後、水戸を遊学したとされる。明治五年に下横田町の副戸長となると、筑摩県の諮問機関である下問会議の議員や新聞の創刊、学校や病院の世話掛など、多くの開化事業に携わった人物である（8）。市川が県へ提出した博覧会開催の「建言」（図版1）では、博覧会開催の意義と松本城天守の保存と活用について言及されている。

建言

海外博覧会ノ盛ナル言ヲ待タス近頃都下博覧会行レテ人々開知ノ益少ナカラス一日ノ遊目十年ノ読書ニ勝レルノ謂ヒ実ニ誇談ニアラサルナリ去トモ遠境僻地ニ至テハ其美ヲ目撃スルモノ稀ニシテ遺憾ニ堪ヘス候ニ付同志者申合筑摩県下ニ於テ適宜ノ会ヲ開キ古器旧物ヲ集メ諸人ヲシテ縦観セシメント存候得共善地ナキヲ以テ因循イタシ居候処此頃城内天守櫓破却ノ命アリテ代価二百三十余円ニテ免ニ落札相成候趣承及候右ハ数百年前ノ建築ニテ当時地邦ニ対シテハ敢テ誇示スルニ足ラント雖モ僻邑中ニ在テハ頗ル壯構ナルモノニテ且其地高敞遠眺快濶人意ヲ開拓スヘク所ニシテ博覧館ニ用ルニハ尤適當ト奉存候夫レ城壘破却ノ御趣意ハ四海清平万国交通ノ時ニ当リ武用ノ地ハ贅物ニ属スル故力將タ今日ノ兵制往時ニ異ル故力野人ノ窺ヒ知ル所ニアラスト雖長ヲ取り短ヲ捨ツルハ今日ノ急務ト奉存候間暫

ク之ヲ以テ衆庶遊觀ノ地トナシ龍動ノキリスタルパレス維也納ノミューゼウム等ノ如キニ見効サンニ必スシモ妨礙スル所アルニ非ス苟モ造築觀美ヲ喜シテ茅屋粗室ヲ惡ムハ自然人情ノ趣クトコロ彼ノ富国強兵ト唱フルモ畢竟耳目ノ自由ヲ得ント欲スルノミ願クハ落札金員ハ同志者ヲ募リ併セテ地租ヲモ相納可申候間自今十ヶ年右破却ノ命ヲ弛ヘ拝借被仰付候様仕度然ル上ハ春暖發生ノ候ヲ待チ博覽会ヲ興行シ上ハ 天恩ノ寛宏ヲ奉仰下ハ衆庶ノ所望ヲ遂ケ難有仕合ト奉存候 威嚴ヲ冒瀆シ懇願仕候段恐懼ノ至ニ堪ヘス頓首謹白

壬申十一月廿七日

第八区

下横田町

副戸長 市川 量造印

筑摩県参事 永山盛輝殿

(朱書)

陸軍省所属之場所且入札人落札之上ハ難聞届博覽会

所之儀は寺院等之中借請可申立事

明治六年一月廿七日

博覽会開催の意義として、「人々開知ノ益少ナカラス、一日ノ遊目十年ノ読書ニ勝レルノ謂ヒ、実ニ誇談ニアラザルナリ」と人々の知識を開き、啓発することに有益であるとしている。また、その有益な博覽会を

「頗ル壮構」で、且つ「高敞遠眺快濶」の地である松本城を用いて開催したいとしている。また、天守櫓に破却の命があり競売にて落札されたことに触れ、博覽会会場として使うため落札金については「同志者」を募り用立て、併せて「地租」も支払い、「十ヶ年右破却ノ命ヲ弛ヘ拝借」したいと申し出ている。そしてゆくゆくは「龍動キリスタルパレス（ロンドンのクリスタルパレス）維也納ミューゼウム（ウィーンのミュージアム）」（9）にも並ぶ博覽館にしたいという、松本城の保存とその活用について構想を持っていた。これに対し県は、陸軍省の所管であること、既に天守は落札されていることを理由に不許可とし、寺院などを借り受け開催するようにと、願いを退けている。しかし、市川は一度拒否された松本城天守での博覽会開催を願う請願書を、明治六年九月二十日付けで県へ再度提出している（10）。請願書では、博覽会は寺院を借り受け行うよう指示があったが、適当なところがない。ついては天守などを長く借りられないのならば、一時的に借り受ける形で博覽会を開催したいとしている。これに対し県は、いずれ必要となる時期まで松本城を貸し出したい旨の伺書を陸軍省へ出し、陸軍省は借用証書を陸軍省に提出する条件で貸し出しを許可した。同年十月十日付けで借用書を提出し、松本城での博覽会の開催が正式に決定した。

松本博覽会の開催を宣伝するために作られた錦絵（図版2）中に書かれた宣伝文からも、博覽会開催の理念について読み取れる。



図版2 筑摩県博覧会錦絵 明治6年 松本市立博物館所蔵
明治初年の開化へ向かう松本城下のようなすが描かれ、「県学開智学校」や「医覺兼病院」など開化に関わる場所は文字入りで書き込まれている。また、この錦絵は何度か改版されているようで、長野県立歴史館に所蔵されている錦絵には、信飛新聞を発行していた「知新社」や「新聞縦覧所」、「女学校」などが書き加えられている。

筑摩県博覧会

信濃国筑摩郡深志の城ハ永正年間小笠原氏の建築する処にて尔後守主
屡代り今三百七十年の星霜を経廃城となり筑摩県と唱へ換為してよ
り御徳沢日々市街に潤ひ人民月々に開化に進む然れども山国の一僻県
見るところ少く知らんと為るに物乏し故に土人をして知見多から令ん
と竟に有志会社して博覧場を開く事に成りぬ抑この会の趣旨たる
や古今の沿革各国の風俗を一目の下に集め彼の峻是の鈍を双べ相教え
相学び工夫智力を交易為るが如き法にて我安政元年英吉利の首都倫敦

に始めて是を做し次て二年の仏蘭西の首都巴黎斯に開きしにより世に
行ハるゝこと盛んに至り既に本朝にも東京に早く此会を開けり因り
て是に倣ひ本年十一月十日より旧本城天守宝閣中に開庭し猶來陽は
再開を大いにし続て常備の博覧場と為し永く諸人の文明を導き開化
の階梯を為すとのなりかし但今年東京府博物館を始め諸君より出品
を願ひ來陽ハ西京の出品を乞ひ月を追ひ年を重ね諸国の名産奇品を集
め往々ハ世界萬国に及ぼし盛大な博覧常備場と為さんとす大方の諸君
子爲に補を垂れ給ん事希ふ

博覧会社

博覧会開催の意義として「古今の沿革各国の風俗を一目の下に集め、
彼の峻、是の鈍を双ならべ、相教え相学び工夫智力を交易するが如き法」
と述べている。博覧会を観覧者がただ知識を学びとるのではなく、互い
に教え学び合う智識の交易の場としている。後半では破却されること
になっていた松本城天守閣を「常備の博覧場」と為し、世界万国の名産
品・奇品を集め、「諸人の文明を導き、開化の階梯と為す」場所にした
いと謳っている。

市川の建言と錦絵の文言とともに、博覧会を主導した有志達が、古器旧
物を展示し人々の見聞を広め知識の向上をさせることで、地域の「文明」
「開化」を推進する目的の下、博覧会開催を企てている。また、開化の
進んだ西洋諸国や東京をはじめとした都下への強い志向が読み取れる。

(二) 博覧会の担い手と筑摩県の協力

筑摩県は、松本博覧会を実施するため、松本のみならず県内各地の有力者を「博覧会世話掛」に任命した。世話掛は、博覧会への出品物の収集などの業務にあたった。明治六年九月二十日に五十七名、九月二十八日に六名、十月二十二日に四十七名が追加任命されている(11)。ただ、実際に博覧会を主導して働いたのは、博覧会を開催するため結成され

表1 博覧会社事務分担と各担当者一覧

課 名	職 務	担当者
照管	博覧会事務一切ニ関シ且社友不作法ヲ検シ、役員総而指揮スルノ権アリ	佐々木了綱、笹井新平、市川量造、神田久造（蔵）、河野百寿
応接	外客対談ノ事務ヲ要ス	小原芳治、田中伝衛、小松清八郎、勝久衛、河辺浄三
主記（司記）	寄送ノ物品一々簿牒ニ自記シ展覧ト計テ傷失ナカラシムルヲ注意シ且違錯ナキヲ要ス	倉科継次郎、今井和三郎、山辺喜七郎、伊藤清三郎、丸山八郎、中川市郎平、山崎庄三、寺村徳十郎
展観	物品陳列スル事務、主記ト計テ違錯ナキヲ要ス	植松亀三、高美甚砂、伊藤末蔵、飯森平三郎、細萱兵三郎、竹内慎十郎、窪田重平、新田茂八郎、鈴木燕二
照券	博覧通券ヲ受与シ、会場日々開闔ノ節、出入計算ヲ要ス	白井清一、高橋勇蔵、佐々木喜平、鈴木善四郎、平林与吉、北村嘉衛、落合六十郎
検工	会場修理ノ事務工夫命ジ、迅速ニ成ルヲ要ス	赤羽昌吾、大野与七、三原与五郎、原田伴三、福井伴七
商員	出品物売買ノ事務ヲ要ス	原喜平、小木曾伝七、岡村源十、牛山治郎、奥沢喜四郎、太田宗七
撰計	貨幣出納并ニ臨時ノ調物ノ事務ヲ要ス	伊藤文七、大池源十、上條清治、松尾五平
書記	書翰通送、規則頒布等ヲ要ス	丸山柔吉、下川治平
助生	諸課欠用ヲ補助ス	穂高条造、山崎庄十郎、安藤勘七、手塚喜平、吉沢儀平、中村万次郎

註3所収表による

た松本博覧会社である。松本博覧会社は、博覧会世話掛を中心に、地元の戸長や学校世話役など開化の推進を担う地元有志の者を中心に構成されていた。博覧会社の役職表と社員名簿が現存し、組織の様子を確認でき

る(表1)。十の課に分かれており、「照管」と呼ばれる博覧会の事務一切を指揮する部署や主記(司記)送られてきた物品の管理する部署など多岐にわたり、各課に担当者を割り振り、博覧会の事務運営を担ったことがわかる。博覧会世話掛の任命の時期やその準備の期間を見れば、市川量造が二回目の博覧会開始の請願を行った明治六年九月二十日以前には、開催の内諾が取れていたと推察される。

また、筑摩県も世話掛の任命以外にも、博覧会開催へ協力する動きがみられる。明治六年九月二十七日付に筑摩県権令永山盛輝の名で、博覧会開催を知らせる布達が出されている(12)。

抑、博覧会ハ智識ヲ発明シ、學術工業ニ裨益アルハ、喋々贅言ヲ俟ズ、今般管下有志ノモノ集議シ、松本ニ於テ、博覧会興行致度段、願出候ニ付、聴届、来ル十一月一日ヨリ、凡三十日ヲ限りニ、開廷候條、自他ヲ論ゼズ、天産人造ノ物種ヲ始め、新機器、古器物等、所持ノ者ハ、速ニ此会ニ輸送シ、好士ノ討論ヲ仰キ、物ノ榮譽ヲ四方ニ馳セ、広ク世間ニ知ラシメ、俱ニ盛大ヲ謀ルベシ、是人生利用ニ資益アル、通義ニシテ、決テ疑フヘカラサル者ナリ、会場規則、物品差出方等ノ儀ハ、不日上梓ノ上夫々可及頒告候得共、先此旨為心得相達スルモノ也。

但物品差出候共、閉場ノ節、遺失錯雑ナク、夫々可及返与等ニ付此旨添テ相達候事

明治六年九月廿七日 筑摩県権令永山盛輝

博覧会開催の経緯と意義、出品の呼びかけなどが記されている。布達でも触れられているが、博覧会開催にあたって、開場日時や入場料のほか、展示方法、出品物の取扱いや輸送方法など、博覧会を行うために必要な事項が定められた規則が発行された（13）。この規則は筑摩県下の全域に配布され、博覧会へ出展を促す目的にも使われた。県に残された簿冊の中には、この規則の草稿が残されている（14）。博覧会社が規則の草稿を作成し、県が訂正を加えたもので、草稿には赤字で修正が加えられ、出来上がった規則は、その通りに修正がなされている。以上のように、様々な場面で、博覧会社は逐一県にお伺いを立て、博覧会準備を進めている。また、筑摩県の方も、世話掛の任命や布達の発布など全面的にバックアップしており、地元有志が主催の形をとっているが、官民の共同主催のような形であったことがうかがえる。

（三） 博覧会の出品物

松本博覧会の出品物は、第一回では、松本のみならず筑摩県内の各地域や東京の博覧会事務局、山梨県などからも収集された。東京博覧会事務局からは、海外や北海道の物品、山梨県からは土地の産物などが集められ、海外への志向や殖産興業といった視点がうかがえるが（15）、収集された出品物は、古器旧物がその大半を占めていた。

第一回の出品物の全容はわかっていないが、実際に博覧会を訪れた小県郡塩尻村（現上田市）の藤本縄葛が記した「続錦雑誌」^{つなね}には、博覧会の出品物の一部が挿絵入りで記録されており、当時の博覧会の出品

物の様子がうかがえる数少ない資料の一つである（16）。資料の中では、出品物を武具や銅鉄器、鉱石、動植物や雑器など九分野に分け、全五三一件の名称と出品者を記している。諸家からの出品物がその大半を占めており、旧松本藩領である筑摩・安曇両郡のみならず伊那や諏訪郡の人々からも出品がある。また、寺社の宝物の出品も五十件程度みられる。出品物の中にはいくつか現存しているものがある。筑摩神社（松本市筑摩）所蔵として「陵王面、古面、鬼面」という名称と陵王面と納曽利面が挿絵付きで紹介されているが、筑摩神社の舞楽面などは、現在、松本市立博物館に寄託され、今も見ることが出来る。また、小野神社（塩尻市北小野）にも、挿絵で紹介されている「狛犬（唐猫）」「木像八幡神坐像」「狐面」などが残されている（17）。

現存はしていないが、当時の新聞に取り上げられている出品物もある。『信飛新聞』第十一号で、筑摩郡浅間村（現松本市本郷）の戸長赤羽忠九郎持地の大屋敷というところに塚があり、開墾したところ、古代の土器や勾玉、馬具などが出土し、博覧会へ出品し、「識者ノ攷證」^{ししやうしやうしやう}に供したことが記事として掲載されている（18）。大屋敷で出土した遺物は、明治初期に記された『村誌』に挿絵が残っている（図版3）。

また、筑摩郡針尾村（現朝日村）で謎の生物を捕らえ、博覧会へ出品したことが挿絵入りで記事となっている。記事中では、四方の「博覧ノ士」にこの生物の詳細について問いかけている（19）。

明治七年（一八七四）の第二回松本博覧会では、「列品表」が作成され、出品物の全容がわかる（20）。出品名と所蔵者が記され、第一号から第七号の七枚で構成された刷り物で、三九四件の出品物が記載されている。

る。おそらく博覧会を宣伝するため作成されたものと考えられる。第二回においても傾向は同じで、多くの出品物は諸家が所蔵する書画骨董品などの古器旧物が占めている。

松本博覧会においてこれら古器旧物は、人々の見聞を広め、知識を上させる目的のもと収集・展示された。今まで秘匿にされ目にするものが少なかったものを、一堂に会すことで、これまでの時代とは違う新たな時代が来たことを、人々に印象付ける意図もあったのだろう。博覧会



図版3 『東筑摩郡村誌 全』
復刻版挿絵部分
昭和9年
東筑摩郡教育会

という新しい営みの中で、古い物も開化のための装置として組み込まれていった。

(四) 附博覧会の開催

博覧会では、人々の気分を晴らす余興として「附博覧会」が併催された。松本博覧会規則の中では、「文墨、演史、実伝演劇、競馬、撃毬、撃剣、都盧術」が想定されていた。実際には軽業や演劇、珍獣などの見世物が多く、江戸時代に盛んに行われた寺社の御開帳の見世物興行から続く民衆娯楽が、多くを占めていた。しかし、新しい物がなかった訳

でなく、電信機などの新機器や技術紹介の展示も附博覧会で行われた（表2・3）（21・22）。

表2 明治7年附博覧会興行一覧（第2回松本博覧会）

申請日	興行の内容	場所	申出者
3月25日	東京芝泉岳寺什器浅野氏之旧臣四十七士之木像并所持之新器見世物	松本城内	下横田町二木久蔵
3月30日	子供演劇	第一大区小一區地蔵清水町七番屋敷林親雄邸内	七小区東町中澤兵吉
4月15日	人形興行	旧不明西御門内北ノ方明き地	第一大区二小区袋町四十八番屋敷志賀九郎治
4月20日	操り人形興行	小二区上土町七拾八番屋敷松原衆甫邸内	六小区宮村町登内重三・大川太吉
4月20日	猿踊り興行	六小区中町旧廣福寺境内	六小区宮村町菊池栄吉・望月為吉
4月22日	演劇興行	第一大区小一區大名町六拾六番地屋敷友成貞宜邸内空地	第一大区小八区下横田町中根琴（太郎）
4月24日	西洋眼鏡并ラシヤメン（鳥）見世物	第一大区小一區土井尻町栗原恒邸内	第一大区小八区上横田町中山文七
4月24日	軽業興行	追手櫓形空地ノ内東西五間半南北八間	第一大区小四区口張町馬淵義一
4月28日	猿芸興行	追手櫓形	第一大区小一區新田町正木勝

表3 明治8年附博覧会興行一覧（第3・4回松本博覧会）

申請日	興行の内容	場所	申出者
3月23日	演劇興行	六小区南深志町旧本立寺境内	六小区四番丁喜代美久次郎
3月27日	軽業興行	旧大手張番所路東西五間南北八間	南深志町六番丁市川重次郎
4月7日	舶来異獣壹足・舶来鳥ホコン観覧	北深志町一番丁櫓形明地	筑摩郡中林耕地中嶋富右衛門
4月8日	舶来写真眼鏡	北深志町一番丁櫓形明地	北深志町十一番丁中山文七
4月8日	舶来マム4羽、米利堅産ヒシ1匹、南京産モウケ	北深志二番丁七拾九番地明地	北深志八番丁瀧沢玉三郎
4月10日	山嵐観覧	北深志町旧大名町北御堀端東西三間南北三間	北深志町拾壹番丁丑山朝造
4月16日	生人形見世物并眼鏡	第一大区小八区北深志町三百八十六番近藤正教地内	第一大区小八区北深志町三百八十六番屋敷居住山岡金次郎
4月19日	写真大眼鏡観覧	北深志二番丁七拾九番地明地	北深志八番丁瀧沢玉三郎
5月8日	演劇興行	北深志十番丁演劇場	博覧会演劇掛り
11月5日	演劇興行	北深志十番丁演劇所	博覧会惣代
11月13日	電信器械・光軸（俗ニイカヒカリ）・アイマント（是ハ地球引力ノ訳）・エレキテル（トウブツ・金フツ・水亀氣）・雷鳴太鼓	松本城内	松本博覧会社
11月17日	貝細工麦藁細工	北深志二番丁七十九番地松田忠八方	博覧会社惣代

附博覧会には、見世物や演劇が持つ高い集客力を博覧会に取り込む意図がみえる。附博覧会は、名目こそ博覧会であったが、その内容は、江戸時代以来の見世物興行と大きく違わなかった。江戸の城下町では寺社の御開帳などにあわせて見世物興行が行われ、多くの人が押し寄せたとされる。藁細工や貝細工、生人形、軽業・曲芸や珍しい海外の動物などさまざまな見世物が行われた。

松本城下町でも、江戸時代後期にはさまざまな見世物が行われた。いくつか挙げていくと、文化九年（一八一二）の念来寺の回向に際しては、軽業などが許可されて大盛況。同十年には瀬黒村（現松本市寿）で江戸大相撲、同十二年に岡の宮で相撲、文政八年（一八二五）には生安寺の薬師の御開帳、念来寺の回向法要があり、人形芝居や軽業が連日にわたりに行われた。同九年上横田長称寺回向にあわせ、江戸からラクダ二匹が来ている。天保六年（一八三五）の安楽寺の御開帳と同七年の生安寺地藏尊御開帳では大芝居の興行。そのほかにもエレキテルの見世物や鞠行脚一行が松本に来るなど、さまざまな見世物が寺社の法要や御開帳、また神社の祭礼などの機会に行われた（23）。松本で行われた見世物興行の引札（チラシ）も残されている。「ぼうのみ」の表題に棒や釘、刀を飲む人や輪くぐりをする人が描かれた引札は、左端に「行時文政十一戊子年七月二十二日、二十三日於岡宮興行仕候」とあり、岡宮神社で「ぼうのみ」興行が行われたことが分かる（24）。また、弘化三年（一八四六）四月に、安楽寺の境内で行われた、馬に乗って芝居を演じる大曲馬興行の引札も残されている（25）。

松本では、近世から見世物の文化が根付いており、人々が興行を受け

入れやすい下地が形成されていた。博覧会を主導した人々が、集客を目的として見世物興行的な附博覧会を取り入れたのは、こうした理由があったのではないだろうか。

多くの集客見込む附博覧会の中でも特に演劇興行は盛んで、その様子は『信飛新聞』でも取り上げられ、明治八年五月、北深志町十番丁に「松本座」という演劇場が開設ほどの熱の入れようだった。芝居や演劇が、ここまで盛況となった背景には、普段、芝居や演劇興行が制限されていた状況が関係していると考えられる。芝居や演劇興行などの民衆娯楽が、開化に馴染まないものとして筑摩県から制限されていた様子で、明治六年二月二十四日に県が出した布達からわかる（26）。布達では、開化の折に「寸陰ヲ惜ミ學術磨励」するべきところ、「歌舞伎・手踊或ハ演劇等」を習い、村内で興行を行うことはもってのほかであるとしている。その後、立て続けに「角力」や「芝居」などを制限する布達も出されている。また、明治九年七月の『信飛新聞』によると、演劇興行はこれまで「五祭典」か「博覧会」でなくては許可が下りなかったが、松本座の平常興行が許可されたという（27）。「開化」の名の下、制限をされていた芝居や演劇が博覧会の名目であれば許可される状況では、多くの演劇興行が附博覧会で企画され、それに人が集まったものなずける。附博覧会は、江戸以来の見世物的な民衆娯楽であっても、その高い集客力によって、多くの人々を博覧会場呼び込むことで、「開化」の取り組みを広く人々に伝える一助となった事は間違いないだろう。

二 内国勸業博覧会と第六回松本博覧会の開催

明治十年（一八七七）、東京の上野公園で第一回内国勸業博覧会が開催された。内国勸業博覧会は、国内の物産を収集し、褒賞を与えその優劣を競ったり、府県別に展示をし、地域間の競争の意識をあおるなどして、産業を振興する勸業政策として企画された。第一回内国勸業博覧会では、出展品を鉱業・冶金業、製造業、美術、機械、農業、園芸の六部門に分けたが、これは前年に開催されたフィラデルフィア万国博覧会にならったものだった。全国各地から出品者約一万六千人、点数約八万四千点の出品物が集められた。会期の八月二十一日から十一月三十日の間に約四十五万人が観覧した。その後、内国勸業博覧会は第五回まで開催された。

内国勸業博覧会の開催は、明治九年七月に全国に布告されたが、同年十月には、市川量造、野村与七郎、小林源一郎の三名が内国勸業博覧会出品世話掛に推薦され（28）、県内各地から出展品収集が始まった。内国勸業博覧会が動き出したのと同時期、松本博覧会をバックアップしていた筑摩県が、県庁として利用していた旧松本城二の丸御殿の焼失からほどなくして、明治九年八月二十一日に廃県となった。筑摩県の内、飛騨国域は岐阜県に合併し、元松本藩領を含む信濃国域が長野県と合併し、現在の長野県となった。筑摩県の廃県と長野県への合併の影響もあり、明治八年から九年にかけて半年に一回の間隔で開催されていた博覧会も、明治九年四月から五月まで開催された第五回を最後に同年には開催されなかった。しかし、明治十年、内国勸業博覧会開催の五ヶ

月前になり、松本博覧会社惣代九名の連名で長野県権令檜崎寛直へ、第六回目の博覧会開催の願いが出された（29）。

以書附奉願候

豫テ奉拝借置候当松本旧本城内博覧会場ノ儀客歳四月中閉場ノ後休会罷在候本年モ四月下旬ヨリ発会仕度社中一同翼望罷在候然ルニ幸ヒ本年ハ東京上野公園ニ於テ内国勸業博覧会御施行ニ付御管下所産ノ物品追々自費出品相願候趣右下調ノ儀当博覧会場ヘ御聚集奉願御検査中同所ヘ陳列壯觀客ヲシテ縦覧セシメ候ハ、一層業ヲ勸メ精功ヲ競イ出品倍增殖可仕ト奉存候間何卒右御聞濟被成下度就テハ来ル四月廿五日ヨリ五月廿四ニチマテ三十日間開筵仕度此段御許容被下置候様奉願候以上

松本博覧会社惣代

明治十年三月十四日

竹内 善一

岡本 甚吾

勝 久衛

鳥羽 孫七郎

佐原 與七郎

白井 清一

植松 亀三

小松 清八郎

河野 百寿

長野県権令檜崎寛直殿

この開催願では、博覧会の目的を同年八月に開催される内国勸業博覧会に向けた出品物の「下調」を兼ね、「一層業ヲ勸メ、精功ヲ競ヒ出品」を倍增させるためとしている。内国勸業博覧会を意識して「勸業」を強調している。出品物の全貌については、一覧のような資料が確認できないため不明であるが、旧松本城主の戸田光則から賜った「洋製」の「氷製造器械」の出品願が残っている（30）。内国勸業博覧会の「下調」を目的としたことから、こうした器械類をはじめとした「勸業」を意識して出品物が集められたのではないかと推測される。

開催願や出品願にはそれぞれ「本年モ四月下旬ヨリ発開仕度社中一同翼望」、「例年之通」とあり、松本博覧会は半ば恒例事業となっていた様子がうかがえる。しかし、筑摩県廃県により、県の後ろ盾を失った博覧会の担い手たちは、松本博覧会開催の妥当性や意義を改めて長野県へ証明しなければいけなかったはずである。ここで殖産興業に向けた国家的なプロジェクトである内国勸業博覧会と松本博覧会を結びつけることを考えたのは、想像に難くない。「開化」を目的とした取り組みであった筑摩県時代の松本博覧会から、時流にあわせ「勸業」へシフトしていった様子がうかがえる。その後、松本博覧会が開催された史料は管見の限り見つかっていない。

三 松本博覧会の新たな資料

今回、松本博覧会の資料が見つかったのは、松本市文書館が所蔵する「穂高進家文書」である。近年に整理が終わり公開となった資料群であ

る。穂高家は江戸時代、代々松本城下の和泉町で肝煎をつとめる家系で、博覧会開催当時の当主・穂高条造は、博覧会世話掛、博覧会社にも所属し、そのほかにも和泉町の副戸長、学校世話役なども務め、地域の文明開化を推進する一人である。明治六年（一八七三）の博覧会社の役職では、補助を務めている。本章では、穂高家に残されていた松本博覧会関係の史料について紹介したい。

（一）第三回松本博覧会の出品物について

明治八年四月から開催された第三回松本博覧会では、『信飛新聞』に広告が掲載されている。「今般旧本城内ニ於テ四月一日ヨリ博覧会場ヲ開クヤ海内外ノ奇品珍具ハ云フニ及ハス日用手ニ触レ身ニ纏ウ絹布メレンス羅紗キヤップ書籍陶器ニ至ルマテ和製舶来総物品ヲ羅列シテ」と海外の品々や日用品などが博覧会に出品されることを伝えている。またその品々に「悉皆代価ヲ記シ」博覧会で展示、「購求セント欲スル者ハハ格外低価ニ売却」し「西奔東馳市ニ入テ買得スル労ヲ省キ随意ニ低価品ヲ得ル益少ナカラサル」にと書かれ、博覧会に出品された日用品や産物が会場で売買されていたことが分かる（31）（明治八年三月二十日）。

さて、穂高家に残されていた「明治八年三月 物品録（写）」は、第三回松本博覧会の出品物の全容がわかる史料である（図版4）（32）。中表紙に題名が記されており、赤字で「写」とあり、何らかの原本から書き写された史料である。写した年月日は不明で、四六八件の出品物が記さ

れている。各出品物には、受付番号、出品者住所、出品者名、出品物名、点数、備考が記されており、例を挙げると次の通りである。

明治八年三月 物品録写

松第壹号 第十一大区三小区七貴村ノ内

萩原耕地

山崎孝十郎

一唐画絹本無名 一幅

子昂ト云

価拾圓ト云賣品ナリ 函入

表装損シアリ

松第二号 同耕地

山崎僊造

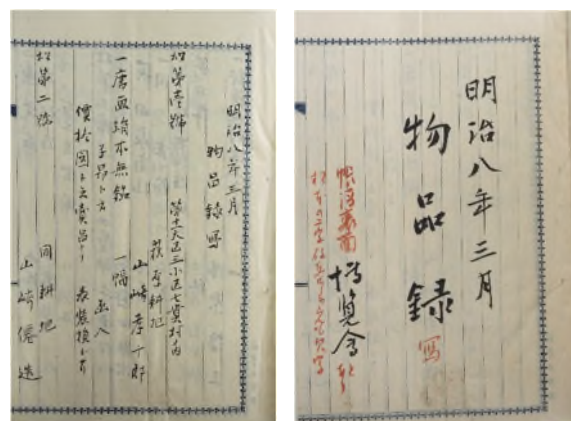
一魚文石 五片

一貝化石 二塊

右品常備

(後略)

出品者住所、氏名、出品物名は勿論、出品物の謂れ、付属品、状態、売品である場合は代価が記されており、原本は出品物の管理簿のようなものであると推測される。出品物は、書画、鉱石、武器、茶道具、書籍、海外製の日用品等が多く見られ、第一回、第二回と同様に諸家からの古器旧物が大半を占めている。売品が記されているのが特徴で、「売



図版4 明治8年3月物品録(写) 明治8年
松本市文書館所蔵

地域や他県の物産販売を積極的に行っている様子が伝わる。

(二) 松本博覧会社の体制の強化

穂高家文書「諸事書留帳」には、明治八年の博覧会の開場事務の取り扱いの変更について分かる史料が残されている(33)。

博覧会之儀今般商議ノ上更ニ組合ヲ社中不有志者ヲ除キ社員六十四名松竹梅ノ三組ニ分チ特別籤取之法ヲ以テ各一組ニ結ヒ開場事務総テ進退シ計算得失アルモ亦其組ノ担任タルベシ依而組合同心協力シテ一層盛大ヲ競ヒ勉励アルヘシ其組合ヲ分ツ左ノ如シ

議定

表4 博覧会社組分表

組	組員
松組	大池源十、山崎庄三、小木曾傳七、牛山次郎、折井儀平、山崎庄十郎、笹井新平、佐々木紀平、大野與七、中村万次郎、大内利平、勝久衛、高見甚砂、寺村徳十郎、竹内禎十郎、福井伴七、窪田重平、山邊嘉七郎、服部傳十郎、原田倅三、木村要一郎、伊藤清三郎
竹組	上條清七、鈴木茂七郎、松尾五平、太田宗七、奥沢喜四郎、安藤勘七、市川量造、北原嘉衛、原喜平、中川市郎平、榎原茂八郎、田中傳衛、飯森平十郎、塚原惣三、伊藤末蔵、白井清一、新田茂八郎、鳥羽孫七郎、穂高条造、吉野伊三、伊藤多兵
梅組	伊藤文七、神田久造、丸山八郎、岡村源十、太田喜平、細萱兵三郎、河野百寿、平野與平、高橋勇蔵、吉沢儀七、小原芳次、岡本甚吾、佐原志賀、小松清八郎、植松亀三、赤羽昌吾、落合六三郎、竹内善七、新井甚三郎、丸山柔吉、下川治平

- 一 營繕入費ハ社中ニテ之ヲ一相スヘシ
 - 一 松竹梅ノ三組事務当番ヲ立一会終テ次会ニ至ルマテ總テ当番ノ受持タルヘシ
 - 一 營繕入費ノ外總テ当番組ノ受持トシ損益他組是ニ関セス
 - 一 開場契子売上高十分ノ一ヲ營繕費用トシテ其当番組ヨリ差出シ積置クヘシ
 - 一 事務当番組担任スト雖モ臨時事故ニ当ルアラハ社中一般ノ評議ヲ請フヘシ
- (※この後、松竹梅の各組に博覧会社有志六十四名を振り分けた名前が記されている(表4))

ここでは、松本博覧会社員の不有志の者を除いた六十四名を「松竹梅ノ三組」に「特別籤取之法」をもつて分け、一会の博覧会の開・閉場から次会までの事務一切をその組の担当とし、またその会の「損益」についても「營繕入費」を除いて当番の組が受

け持ちとされている。この史料の内容は実は、すべてが新規の内容というわけではなく、筑摩県の行政文書の中にも一部同様の内容を確認できる(34)。

記

博覧会社中一同更ニ商議仕候処組合ヲ立社員ヲ増加シ松竹梅ノ三組ニ分チ特別拔籤ノ法ヲ以テ各一組ニ結ヒ開場事務總テ進退シ計算得失アルモ亦其組ノ担任トシ組合同心協力シテ尚一層盛大ヲ競ヒ勉励仕度志願ニ御座候就テハ別紙ノ人員被仰付被下度此段奉願候以上

明治八年三月八日

博覧会社幹事 西郷元久(印)

筑摩県権令 永山盛輝殿

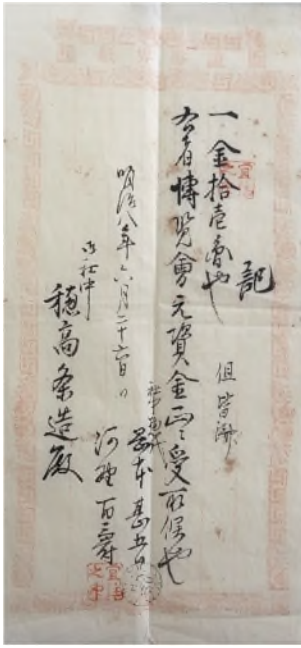
(※この後、新たに博覧会世話掛に任命された三十六名の名前記されている。)

この史料では、明治八年三月八日に博覧会社幹事の西郷元久の名で県へ博覧会世話掛の任命を願ひ出ている。穂高家文書の資料では年月日が不詳であったが、明治八年二月から三月の出来事であることが分かる。また、穂高家文書と違う部分では「社員ヲ増加」とあり、実際に筑摩県からは博覧会世話掛三十六名が願ひのとおり増員されている(35)。おそらく増員された世話掛は、松本博覧会社に所属し組分けを

されたものと考えられる。その後、組合が具体的にどのような運営されたかはわかっていない。しかし、第二回松本博覧会（明治七年四月から六月まで）から第三回（明治八年四月から五月まで）は一年の閉場期間があるが、第三回から第五回（明治九年四月から五月）と深志神社で開催された神宝博覧会を含むと一年半の間に四回の博覧会が開催されている。博覧会社内の組分けと社員の増員によって、運営体制を強化することで、半年に一回ペースでの博覧会開催を実現したと考えられる。

（三）博覧会社の経営について

博覧会の経営面については史料的な制約があり未詳の部分が多い。しかし少なくとも、基本的には博覧会社が経費を負担していたと考えられる（36）。このことは、明治八年（一八七五）十月に博覧会社から県への報告書から分かる。報告書には、「営繕其外諸費ノ多キ二千余円負債」が生じたため「本年六月」に「有志者一層奮発シテ有名無実ノ社員に係セス」負債を引き受けている（37）。今回穂高家文書の中に、この時の受取証が見つかった（図版5）（38）。



図版5 博覧会元資金受取証
明治8年
松本市文書館所蔵

記

一金拾壹円也 但皆済

右は博覧会元資金正二受取候也

社中惣代 岡本甚吾 印

同 河野百寿 印

明治八年六月二十六日

御社中

穂高条造殿

穂高条造が博覧会社に対して、「博覧会元資金」として「金拾壹円」を負担したことがわかる。当時博覧会社の社員は前節のとおり明治八年三月時点では、六十四名に追加して三十六名が所属していることがわかる。これに「有名無実ノ社員」を含めた百名あまりの人数で「二千余円」を負担しているので、一人「拾壹円」では足りず、負担する金額は社員によって濃淡があったことがうかがわれる。

おわりに

以上、既存研究をなぞる形になってしまったが、松本博覧会の内容を追ってみた。市川量造ら博覧会の担い手たちは、博覧会の建言や錦絵のなかで、松本城を「博覧館」「常備の博覧場」として用いて、「衆庶遊覧」の地にしたいという構想を持っていた。その後、その構想は実現しなかったが、近代から現在にかけて、松本城は松本のシンボルとして、多く

の人々が訪れるまちの中心として残された。これは、松本博覧会の大きな功績の一つであると言っていいたいだろう。明治十年（一八七七）内国勸業博覧会の開催を機に、博覧会の目的が、古器旧物を展示し人々の見聞を広め知識の向上をさせることで、地域の「文明開化」を推進することから、殖産興業により国力を高める「勸業」へとシフトしていった。松本博覧会も時流に合わせ、第六回松本博覧会を開催したが、その後、開催されなくなった。その一端には、博覧会開催を強力にバックアップしてきた筑摩県の廃県もあっただろう。

また、新たに見つかった松本博覧会関連資料について紹介した。穂高家文書から見つかった関連資料の中でも、第三回松本博覧会の「明治八年三月物品録（写）」は大きな収穫だった。今回は筆者の調査不足で考察できなかったが、今後の課題として、第一回から第三回までの出品物や出品者の傾向を探っていきたい。また、内国勸業博覧会へ長野県とりわけ旧筑摩県地域の出品物との比較を行うことで「もの」の視点から、博覧会の目的の変化についても考察できるだろう。

松本博覧会は運営面、特に経営的な部分については未解明の部分が多くある。地元の有力者が主体的に関わった事業であるため、まだまだ眠っている資料があるはずである。これからの新資料の発見に期待したい。

註

- 1 園田英弘「博覧会時代の背景」（吉田光邦編『万国博覧会の研究』、思文閣出版、一九八六年）

- 2 筑摩県は明治四年に成立、明治九年に長野県に合併された。現在の長

野県中南及び岐阜県北東部（旧飛騨国域）の範囲と管轄した。

- 3 塩原佳典「明治初年の博覧会と地域社会 筑摩県下博覧会にみる「開化」の諸相」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二三六集、二〇二二年）
- 4 塩原佳典『名望家と「開化」の時代―地域秩序の再編と学校教育―』（京都大学学術出版社、二〇一四年）
- 5 松本市立博物館編刊『松本市立博物館開館一〇〇周年記念特別展博物館一〇〇年モノ語り』（二〇〇六年）
- 6 副読本「わたしたちの松本城」（編集委員会編『わたしたちの松本城』、二〇〇四年）
- 7 『信飛新聞』第一号、明治五年十月（有賀義人編『復刊信飛新聞』復刊信飛新聞刊行会、一九七〇年）
- 8 市川量造の活動は本文掲載以外にも、地域も産業開発のための融資等を行う開産社の設立、松本農事協会の設立、教育雑誌『月桂新誌』の創刊、長野県会議員、南佐久郡・下高井郡の郡長、自由民権運動結社である奨匡社の設立、私設甲信鉄道の敷設など多岐にわたる。後年の私設甲信鉄道の敷設の活動が、国の中央線整備事業の決定により頓挫すると、その経済的損失から一家で横浜への転居している。
- 9 「ロンドンのクリスタルパレス」は、一八五一年に世界で初めて開催された万国博覧会、ロンドン万国博覧会の会場で、水晶宮とも呼ばれる。ウィーンのミュージアムは、一八七三年に開催されたウィーン万国博覧会のこと。ウィーン万国博覧会は、明治政府が初めて公式に参加した万国博覧会。松本博覧会開催の前年に筑摩県でも、万国博覧会への出品物の収集を行った。この経験は市川の博覧会開催の構想に影響を与えたこ

とが推測される。

- 10 「(天守櫓拝借請願書)」(明治六年 博覧会新聞誌書類留全、長野県立歴史館所蔵、一八七三年)
- 11 前掲註10、博覧会社事務分課役員表
- 12 「(博覧会開催布達)」(松本市文書館蔵、一八七三年)
- 13 「筑摩県下松本博覧会規則」(松本市立博物館蔵、一八七三年)
- 14 前掲註10、「筑摩県下松本博覧会規則草稿」
- 15 前掲註10、「筑摩県へ差贈り候物品目録」・「(山梨県 博覧会出品目録)」
- 16 「続錦雑誌」第十四卷(個人所蔵、明治初年)(※上田市デジタルアーカイブポータルサイト <https://museum.unic.jp/shokukinazashi/>でインターネット上にて閲覧することができる。)
- 17 松本市立博物館『松本市立博物館開館記念特別展 まつもと博覧会』(二〇二三年)に写真付きで紹介されている。
- 18 前掲註7、『信飛新聞』第十一号、明治六年十一月
- 19 前掲註7、『信飛新聞』第十号、明治六年十一月
- 20 前掲註16、「松本博覧会列品表」(『続錦雑誌』第十卷)
- 21 「明治七年 勸業博覧会之部全」(長野県立歴史館所蔵、一八七四年)
- 22 「明治八年 博覧会之部一」、「明治八年 博覧会之部二」(長野県立歴史館所蔵、一八七五年)
- 23 松本市『松本市史』第二巻歴史編Ⅱ近世(一九九五年)
- 24 「ぼうのみ引札」(松本市立博物館所蔵、一八二八年)
- 25 「大曲馬引札」(松本市立博物館所蔵、一八四六年)
- 26 『信飛新聞』第一五八号(前掲註7)
- 27 「御布達書」(国宝旧開智学校校舎所蔵、一八七三年)
- 28 「内国勸業博覧会出品世話掛」(明治九年 博覧会一件三、長野県立歴史館所蔵、一八七六年)ただし市川は、明治十年一月に病氣を理由に解職を願っている。
- 29 前掲註28、「(第六回松本博覧会開催願)」
- 30 前掲註28、「松本博覧会出品願」
- 31 前掲註7、『信飛新聞』第三十七号、明治八年三月二十日
- 32 「(松本博覧会関係書類)明治八年三月物品録(写) 博覧会」(穂高進家文書(二七一四)、松本市文書館所蔵、一八七五年)
- 33 「諸事書留帳」(穂高進家文書(二七七)、松本市文書館蔵、一八七四年)一八七六年、今まで、松本博覧会に出品物は明治六年の第一回の一部、明治七年の第二回がわかっていたが、それ以降は各府県からの出品物程度しかわからなかった。この資料で明治八年の第三回にどのような資料が出品されたかの全容を知ることができる。
- 34 「記」(明治八年 博覧会之部二、長野県立歴史館所蔵、一八七五年)
- 35 前掲註34、「(博覧会世話掛申付候事)」
- 36 前掲註3
- 37 前掲註34、「博覧会社則並連名簿」
- 38 「博覧会元資金受取証」(穂高進家文書(二七一五)、松本市文書館所蔵、一八七四年)

新たな伝統を紡いで無形民俗文化財を伝承する

―松本市重要無形民俗文化財両島のコトヨウカ行事の事例から―

窪田 雅之

はじめに

一 両島のコトヨウカ行事

(一) 両島

令和七年（二〇二五）二月十一日、松本市両島のコトヨウカ行事を調査する機会を得た。この行事は両島八日念仏足半草履保存会（以下「保存会」と略す）によって伝承され、平成八年（一九九六）二月八日に「両島のお八日念仏と足半」として、市重要無形民俗文化財に指定された。今回は、筆者にとって平成二十三年に『松本のコトヨウカ行事』調査報告書（以下『調査報告書』と略す）（1）の原稿作成にあたり調査して以来の機会であった。前回から十年以上の時間が経過しており、行事伝承にあたり保存会の新たな営みと思われることがいくつかみられた。

本稿では、平成二十四年以後の保存会の営みのいくつかについて、無形民俗文化財「両島のお八日念仏と足半」を伝承する視点から整理を試み、新たな伝統を紡ぐ姿を明らかにしてみたい。

両島は江戸期から明治七年（一八七四）までの村名で、上島と下島が一緒になり両島になったという。正保四年（一六四七）の『信濃国郷村帳』（2）に「一高八石九斗七升貳合 皆田方 下島村」とあるが、寛文四年（一六六四）の『水野忠職宛徳川家綱領知状并目録』（3）には「両島村」とあるので、この頃以前に両島村が成立したとみてもよい。その後、元禄十五年（一七〇二）の『信濃国郷帳』（4）に「一高八石七升貳合 古八下島村 両島村」とあり、また水野氏時代の享保九年（一七二四）成立の『信府統記』（5）に「庄内組 両島村 古八下村ト云フ」とあることから古くは下島村・下村の村名であった。明治七年に東筑摩郡信楽村の一部となるが、十三年に同村が分村して再び両島村となった。二十二年に松本村の大字となり、大正十四年（一九二五）に松本村が松本市に合併、松本市の大字となって現在に至る。

現在、両島は奈良井川右岸に位置する松本市鎌田地区の一町会で、東に国道十九号線が通り、北に上高地線が通っている。かつては市街地西縁部の農村地帯であった。昭和六十三年（一九八八）に町会北端に市両島浄化センターが建設され、後に西部公民館（現鎌田地区公民館）ほかの公共施設が整備され、現在のように住宅地化した（図版1）。

JR松本駅アルプス口からアシナカを作る鎌田地区公民館まで徒歩二十数分ほどの道のりで、令和七年（二〇二五）二月二十一日現在の町会加入世帯数五五〇を数える。



図版1 両島の地図

（二）行事の始まり

平成六年（一九九四）から記録され始めた『平成六年二月八日 会則帳 両島八日念仏足半草履保存会』（以下『会則帳』と略す）（図版2）（6）によると、江戸時代初期の慶安年間（一六四八〜五二）に松本藩主堀田正盛から大数珠を授かってジユズマワシが行なわれたのがこの行事の始まりとある。堀田が松本藩主を務めた期間は寛永十五年（一六三八）から十九年までであり、この慶安間は疑問である。

堀田治世の寛永十八年の巳年から翌年の午年にかけて松本藩領内は雨天冷害にしばしばおそわれている。後に巳午飢饉といわれる大飢饉である。また明治時代初期にこのムラでアカハラビョウ（赤痢）がはやったため、二度とはやらないようにとこの行事が始まったともいわれる（7）。両者のあいだに二〇〇年以上の時間差があるが、いずれも行事の始まりは飢饉・疫病などの災難除けに求められている。

（三）上島と下島それぞれの行事から両島の行事へ

上島と下島が一緒になり両島（村）になっても、行事は平成四年までそれぞれで行なわれてきた。したがって、アシナカは上島・下島の南北のムラ境に掛けられたので、四か所にアシナカが掛けられていた。上島・下島の境にある家の松の木には、上島の北境・下島の南境を示す二つのアシナカが掛けられていた（8）。『会則帳』によると、五年に開催された国宝松本城四〇〇年まつりに両島・笹部両町会で両島の足

半草履と笹部小唄を披露することになり、上島と下島が共同でアシナ力を作つてこのまつりに奉納した。これを契機に、五年十二月十六日にそれぞれの保存会が全会一致で合併することを決めて現保存会が結成され、六年二月八日から現在のような行事となった。

(四) 市文化財指定

先にふれたように、この行事は市域の他七地区の行事とともに平成八年市重要無形民俗文化財に指定された(表1)。八地区の行事の所有者は、両島は保存会、里山辺追倉は大久保姓五軒のトウヤで、他の六地区は町会または町会に準じる団体である。

市文化財指定は、故小林経廣市文化財審議委員会委員の精力的な調査に負うところが多く、筆者は当時市教委の文化財担当者として同委員の調査にすべて同行した。また指定にあたり同委員の指導を得て各行事の調書を作成し、所有者の同意を得るため八地区で事前説明を行った。十二年十二月に「松本のコトヨウカ行事」として国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選無形民俗文化財)に選択された。その後、二十一年に文化庁により八地区のコトヨウカ行事が映像として記録され(9)、二十三年に『調査報告書』が市教委から刊行された。行事の概要は、松本市HPに掲載されている(10)ので割愛する。概要に行事は鎌倉、井口、竹田の三姓十一戸が保存会を組織して伝承されているとある。これについては後にふれる。

表1 松本市重要無形民俗文化財 松本のコトヨウカ行事(平成8年2月8日指定)

区分	伝承地	去来する神	ツクリモノ(呪物)						念仏	ツクリモノの処理	関連する神	所有者
		行事名称	ヌカエブシ	馬	百足	龍	履物	その他			供物	
1	里山辺追倉	厄病神 里山辺追倉のお八日の綱引き	○			○			○	道祖神に巻く	道祖神(明治33・1900年建立) 餅・供える	里山辺追倉のお八日の綱引きトウヤ
2	入山辺上手町	貧乏神、風邪の神 入山辺上手町の貧乏神送りと風邪の神送り	○	○				馬に男女のワラ人形	○	ムラ境で焼く	道祖神(建立年不明) 餅・塗る	入山辺上手町町会
3	今井下新田	厄病神 今井下新田の念仏と足半	○				○	履物・アシナカ五つ	○	ムラ境の5か所に掛ける	— —	今井下新田町会
4	両島	厄病神 両島のお八日念仏と足半	○				○	履物・アシナカ二つ	○	ムラ境の2か所に掛ける	— —	両島地区お八日念仏足半草履保存会
5	入山辺舟付	厄病神 入山辺舟付の八日念仏と百足ひき	○		○			百足にワラジ	○	ムラ境で焼く	道祖神(天保6・1835年建立) 餅・塗る	入山辺舟付・宮原町会舟付地区
6	入山辺中村	風邪の神 入山辺中村の風邪の神送り	○		○			百足にワラジ	○	ムラ境に置く	— —	入山辺北入中部町会中村地区
7	入山辺厩所	貧乏神 入山辺厩所の貧乏神送り	○	○				馬に男女のワラ人形	○	ムラ境(河原)で焼く	道祖神(建立年不明) 餅・塗る	入山辺原・厩所町会厩所地区
8	入山辺良尾	貧乏神、風邪の神 入山辺奈良尾の貧乏神送りと風邪の神送り	○	○				馬に男女のワラ人形		ムラ境で焼く	— —	入山辺三反田・奈良尾町会奈良尾地区

註1、註13a及びbから作成

(五) 行事日の変更

『会則帳』に「毎年二月八日に公民館に集合して念佛足半草履着足（左右二つ）を制作、お八日の数珠を回し、心を込めてお念仏を唱え、足半草履を一つつつ町内の上と下の入口の木に吊るして祈願する」（原文のまま）とあるように、この行事は二月八日に行なわれてきた。しかし、平成十年代に入ると行事の担い手である会員の高齢化、また勤め人の会員が増えて平日の実施が難しくなった。保存会はこの状況に鑑み、行事を伝承するならば二月八日に「行わない」のではなく「行なえない」として、平成二十二年から祝日の二月十一日の建国記念の日に行事日に変更された（11）。

二 令和七年の行事

(一) 情報提供

令和七年（二〇二五）一月吉日付で『両島のお八日念仏と足半』を行ないます（情報提供）」という会長名の文書が、報道機関をはじめ市文化財課、市鎌田地区公民館、市文書館に配付または届けられた。この文書には①行事名②日時③場所④行事の概要と、⑤その他として両島の小学生（五、六年）が参加しますと記され、「ぜひ取材していただきたい」とある。筆者はこの情報提供にふれるのは初めてで、保存会の積極的な周知活動に驚き感心した。

(二) 会員宅の行事

二月十一日の午前七時前後に、会員宅の玄関先でヌカエブシが行なわれる（図版3）。バケツやコンクリートの枠の中で粃殻やねぎの皮、唐辛子などが燃やされる。

(三) 集団の行事

八時三十分になると会員が両島町会公民館に集合し、会長を中心に

表2 行事のタイムスケジュール

時間帯	大 人	子ども(保護者)
8:30～9:00	打合せ	お話、説明
9:00～11:00	アシナカ作り	数珠作り
	鼻緒作り	
11:00～11:40	アシナカに鼻緒を組付け	
11:40～12:10	ジュズマワシ	
12:10～12:50	ムラ境にアシナカを掛ける	
12:50～	直会	解散

令和7年保存会資料から作成

打合せが行なわれる。九時には隣の鎌田地区公民館に移動しアシナカ作りが始まる。鎌田地区公民館には両島町会の小学五、六年生と保護者が集合している。子どもには会長から行事の説明がされる。しかし、筆者が知っているのは大人による行事であり、子どもの姿を目にして正直なところ少し違和感を覚えた。打合せ、説明時にはアシナカ作りなど一連の行事のタイムスケジュール（表2）が配付される。しばらくすると、テレビ、新聞の報道

関係者が取材を始める。大人は会長が作成した今年と過去三か年の役割分担表にしたがって、室内でアシナカ作り（図版4）、ワラの数珠作り、房作り、公民館の外で鼻緒作りを行なう。いっぽう、会長ほか子どもに数珠作りを教える（図版5）。最初は慣れない様子であったが、時々会員から指導を受けて子どもはワラの数珠を作る。

ほぼ二時間が経過し、十一時十分頃にアシナカに鼻緒が取り付けられて完成する（図版6）。その後、隣接する両島町会公民館にアシナカが運ばれ、祭壇の台座に掛けられる（図版7）。ジュズマワシは三回行なわれる。僧侶の成りをした音頭取りは数珠の輪の中心に座布団を置き、祭壇に向かって座る。音頭取りは鉦を打ちながら「南無阿弥陀仏」と唱え、鉦の音に合わせてジュズマワシを行なう。一回目は会員男女が保存会所有の木の数珠を回して念仏を唱える。二回目は子どもたちが真剣な表情で自分たちが作ったワラの数珠を回すが、保護者も参加する（図版8）。三回目は再度会員男女がワラの数珠でジュズマワシを行なう。（図版9）。これが終わると音頭取りがワラの数珠でぎっくりと縛られる。これで音頭取りは一年間無病息災で過ごせるといわれる。興が乗ると年配者はもちろん女性や若者も縛ることもあるという。その後、アシナカは公民館からは運び出され、会員所有の農業用運搬車に載せて南北のムラ境まで運ばれる。トウヤは公民館に残って直会の準備を始め、あとの会員は二手に分かれて南北のムラ境に向かう。ムラ境では前年のアシナカが下ろされて、新たなアシナカが柱に掛けられる（図版10、11）。古いアシナカは解体焼却するので運搬車に載せて会員宅まで運ばれる。同行した子どもと保護者はここで解散となる。

十二時五十分頃には公民館にもどり直会が始まる。

三 平成二十四年以降の保存会の新たな営み

（一）会長職の設置

平成二十五年（二〇一三）から会長職を設けて運営されている。『会則帳』に会務は「当家制（当番制）を以て運営」し、「会員を四つに分けて当家の数（四名）」とし「会長制はつくらないものとする」とある。しかし、経験豊富な会員の減少で、アシアナ作りをはじめ行事全般についてその年のトウヤによってちがうことがあった。責任者を決めて統一的に運営するように改善しないと将来が不安であると会員が危機感を覚えたことが会長職を設置した理由である。

かつて会員のほとんどが農家で、それぞれがワラを扱う技術などを身につけていた。年長会員の記憶や助言に基づき、アシナカ作りから行事一切が行なわれていた。しかし、ワラに触ったことがない会員も増えてきたこともあり、内部で統一的なやり方を整理する必要性に迫られたという。たとえば、従来会員間で常識であったワラの湿らせ方、アシアナの大きさ等々の判断に迷うなどしたことがあったという。また文化財指定後に多くなった報道関係者ほかへの対応も窓口を一本化することで、外部へ正確な情報を伝えることにしたという。

令和七年のアシナカ作りには役割分担表が打合せ時に配付され、会長の指示によってアシナカ作りほかが進められた。そこにはトウヤを

はじめ四班の役割が過去三年分と今年から令和十年までの四年分が詳しく記され、今回の注意事項、初参加者名、鼻緒の太きを含むアシナ力作りの注意点が画像入りで示される(図版12)。アシナカの画像は行事日直前の二月六日の撮影である。行事をきちんと伝承したいとの思いがみられ、会員の記憶も大切にしつつ、記憶プラス記録を重視するなど会長のリーダーシップが発揮されている。

会長職は、初代が平成二十五年二月十一日から令和四年(二〇二二)二月十一日までの任期で、現在は二代目である。

(二) 子どもの参加

平成二十九年から子どもが参加している。平成二十年代を迎えて会員の高齢化、退会・休会する会員が出始めると、行事の弱体化が会員間で話題となり始めた。行事を伝承する基盤を少しでも広げたいと考えたことが、子どもの参加を呼び掛けた理由である。

両島町会の小学校五、六年生に参加してもらえればとPTA役員に相談したところ、子どもたちにとって地域の伝統ある行事を体験する機会になればと好意的な反応であったという。以後、子どもたちが行事に参加するようになった。小学生時代に行事に参加したから将来会員になる保証はない。しかし、このことが後継者を育成することに少しでもつながればと考え、継続して子どもの参加を依頼、促していきたいという。

(三) 文化財保護事業補助金の活用

平成二十九年度から松本市文化財保護事業補助金交付要綱により、市から補助金の交付を受けている。また令和三年度に「地域文化財総合活用推進事業(地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)」について市文化財課に相談しての補助金を申請し、「松本のコトヨウカ行事地域の伝統行事等のための伝承事業」として補助金が交付された。補助金は両島公民館内で念仏を唱える際にアシナカを掛ける台座と、南(上島)と北(下島)のムラ境でアシナカを掛ける柱の製作費に充てられた(12)。柱は鉄製で、それまでアシナカを掛けていた木が老木であり倒れる恐れがあったためである。

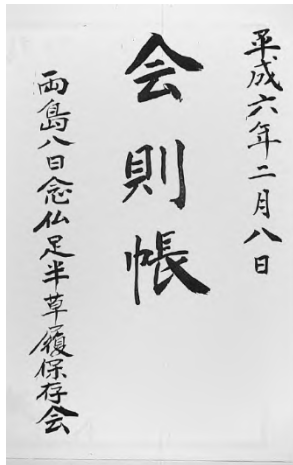
保存会は会員の会費で運営されている。会員の退会・休会により、年々会員の負担額が増えるので、補助金は大変ありがたいという。しかし、物価高騰の昨今、市補助金の上限額を引きあげて欲しいとの要望もある。

(四) Q & Aトーク集の作成と情報提供の実施

両者とも二代目会長になった令和五年二月から作成、実施されている。

1 Q & Aトーク集の作成

会長自身が行事の由来や意義に詳しくなく、準備中にも当惑するこ



図版2 会則帳



図版3 ヌカエブシ



図版4 型枠にワラを巻き付ける



図版5 子どもたちに数珠作りを教える



図版6 アシナカに鼻緒を取り付ける



図版7 祭壇の台座に飾られたアシナカ



図版8 子どもと保護者のジュズマワシ



図版9 2回目の大人のジュズマワシ

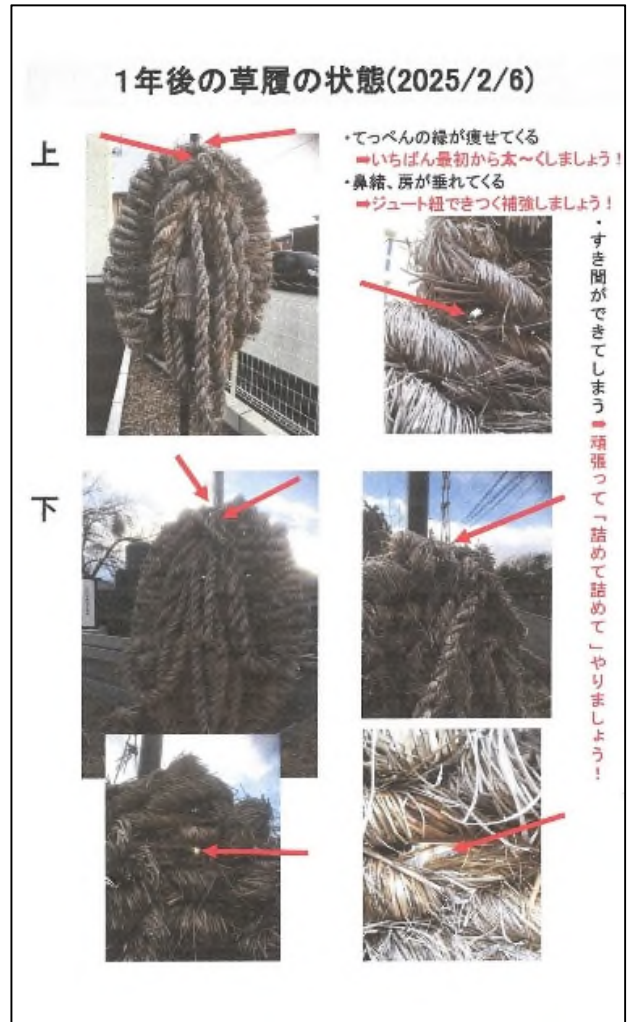


図版10 南のムラ境にアшинаを掛ける
左は運搬車に載せられた昨年のアшинаカ



図版11 南のムラ境の柱に掛けられた
アшинаカ

* 図版3は一ノ瀬幸治氏撮影、図版2、4～11は筆者撮影



図版12 役割分担表に付されたアшина作りの
注意点

「1年後の草履の状態」として掛けられたアшинаカの画像が印刷され、アшина作りの注意点が記される。

とがあつたことがQ&Aトーク集作成の理由である。

このトーク集は、先の(一)と重複する理由もあるが、作成にあたり地域の他七地区のコトヨウ力行事のことも調べたことで比較検討でき、自身にとっても行事がより身近な存在になったという。トーク集は、Q「大きなわらじですね。」・A「縦120 cm、横80 cmある竹の型枠に藁を編みつけますから、完成すると縦130 cm、横90 cmぐらいあります。」など十八項目で構成されている。ムラの外の人たちがこの行事の由来などを知るに最適であり、また会員の方々にも改めて知って欲しい十八項目である。

この十八項目のなかで筆者が注目したのは、「藁はどうしている？」というQにたいするAである。Aは、宅地化が進む両島で稲作が続けているのは令和七年現在で三戸あり、会長がバインダーで丸けて、ハゼ掛けしてしばらく乾燥してから脱穀して稲ワラを用意するなど手間がかかり、会員が手伝ってくれると説明される(13)。

2 情報提供の実施

自分たちが行なう行事、ムラで伝承される行事を閉鎖的なものとして、ムラの外の人々にも知って欲しいと考えたことが情報提供の実施理由である。

提供先は先にふれたとおりで、くり返すが「ぜひ取材していただきたい」とある。この行事は会員によるムラの安穩、ムラ人の無病息災を祈願するムラ内の行事であつた。しかし、市重要無形民俗文化財に指定されるなど、明らかに行事を巡る環境は様変わりし、ムラの外の

人々の関心が寄せられるようになったのである。

(五) 会員復帰の依頼と入会候補者への打診

具体的な動きとなったのは、令和六年からである。次のように、会員、担い手減少により行事の伝承に危機感が高まったことが理由である。

一の(四)でふれたように、行事はこのムラの鎌倉・井口・竹田の三姓の方々行事の担い手となって伝承されてきたとされる。筆者も従来はこのように報告をしてきた(14)。しかし、『会則帳』の平成六年時点のトウヤの順番にHa姓の方が記されているように、実際は三姓の方々だけでなく他の姓の方も参加していたのである。この三姓が強調される理由は保存会では不明とのことであるが、ムラのクサワケとも考えられる。『会則帳』に両島村が成立した「当時役目を持つ農家(今の公民権)は僅か八戸」に過ぎなかったとあり、先の三姓の方々がこの八戸の方々なのだろうか。

いっぽう、『会則帳』に「会員は町内在住する有志を以て組織」し、「入会退会者ある時は会員で協議」するとある。これによれば、先の三姓の方々だけでなく、他姓の方も行事の担い手である会員になれるのである。また年長会員からの聞き取りで、市両島浄化センターが建設される以前はその一角に居住していたU姓、Ma姓の方々が会員であり、さらにZa姓の方も会員であつたことがわかったという。これらの方々とは転居したが、往時は会員が多かったため自然休会のような扱い

になっていたという。

コロナ禍の前後、保存会ではこのような経過と会員、担い手の減少の現状を踏まえ、行事の伝承全般について新規入会の可否を含めて話題になり始めたという。行事伝承への危機感が保存会内で年々高まり、令和六年十一月二日に保存会会議が開催された。もともと遠隔地に居住する会員の子息が参加してきた実績もあるが、今後は、行事の担い手である会員の確保、具体的には休会者（転居者）へ復帰の依頼、また保存会の性格が変わらないことを前提に、新たに両島に転入し、居住している方の中から会員になってもらうことが決定された。ゆっくりした時間の流れでも時代の変化に合わせていきたいという。

平成二十四年以後の保存会の新たな営みをみると、(一)は平成二十五年から、(二)、(四)は令和五年から、(五)は令和六年から七年にかけてと経過年数のちがいがあある。しかし、それぞれ会員に受け容れられているという。(三)は平成二十九年から、令和三年度は臨時的な補助金交付である。行政によって臨時的なことも含めて補助金が交付されて伝承にかかわる環境が整備されると、会員のモチベーションが維持されるのではないか。

四 行事にかかわる人々の思い

(一) 『会則帳』の規定

保存会の目的は、『会則帳』に伝統を後世まで継承して「町内住民を

病魔から守護し、無病息災、家内安全、五穀豊穡を祈念し」併せて相互間の和と助け合いの精神を堅持すると規定されている。日常の暮らしにおいて行事が楽しみの一つであり、暮らしが神仏への信仰と深くかわっていた時代、ほとんどの会員が農業に従事し両島が農村地帯であった時代はこのとおりであっただろう。では、現在行事にかかわる人々の思いはどうだろうか。

(二) 保存会・会員の思い

三でふれたように保存会が新たな営みを重ねてきていること自体が思いの表れである。また、次にふれるコロナ禍の対応からも保存会の思いを知ることができる。

コロナ禍での行事は、令和二年（二〇二〇）二月から三年連続で中止した。医療が未発達な時代はこの行事で無病息災を祈っただろうが、現代ではその行為は無意味であると考えたからである。令和四年の夏季には感染状況がいったん収束したため、行事史初の夏季にアシナカを作り、七月二日にムラ境に掛けた。三年半にわたり掛けられていたアシアナは崩れ落ちそうであった。厄病神が見えるようにアシナカは木に掛けてあるため見た目も悪く、黴臭い匂いを発していた。しかし、コロナ禍で静かにしているのではなく、この時期だからこそ何よりもムラの無病息災を祈るため保存会として異例の対応をしたという。

会員の行事への思いは、両島独特の昔から続いている行事だから続けていきたいと、アシナカ作り中にも話しを聞くことができた。平成

二十三年以前の調査時と変わらず、会員の方々からは義務感よりも行事伝承への思いが伝わってきた。

(三) ムラ人の思い

この行事は会員が行なう。しかし、会員及び家族だけではなく、両島町会に暮らすムラ人の無病息災、家内安全などを祈願する行事である。大きなアシナカを作って高所に掛ける様子が報道される機会も多く、ムラ人の認知度は高いという。また次にふれる話からもムラ人の思いを知ることができる。

一時期、北のムラ境のアシナカを掛ける場所が現在の共同墓地から市両島浄化センター敷地内の木に変わった。ムラ人から「よく見えない」「どこに掛けたのか」「行事を止めたのではないか」等々、心配する声があつたため、再び現在の共同墓地にもどしたという。ムラ境の木に掛けられた呪物のアシナカの霊力でムラを厄病神から守るこの行事と共にムラ人は暮らしてきたのである。このように、ムラ人が少しでも行事に関心を寄せれば、行事伝承の追い風になる。

五 新たな伝統を紡ぐ

(一) 統一的な保存会運営

会長職を設置して責任者とし、統一的な運営を行なうようにした。

当然、経験豊富な会員の記憶を伝承に役立てるが、それにくわえてより詳しく記録することを重視した。たとえば、先にふれた令和七年の役割分担表などを見れば一目瞭然で、年間の動向を記録することは将来への備えである。またQ&Aトーク集の作成と情報提供の実施により、行事がムラの内外により知られて開放的な行事として注目される可能性が高く、行事の伝承にプラスに働く要素が大きい。

(二) 会員の確保と後継者の育成

行事の担い手である会員の減少は現実問題で、この行事に限らず無形民俗文化財は担い手がいなければ維持・伝承できない。短期的には会員の確保（増員）で、長期的には後継者の育成に努めている。

「会員は町内在住する有志」と規定があるため、安易にムラの外の人々に協力を求めることはできない（15）。したがって、会員の確保のため一つは休会者へ復帰の依頼、二つは転入者を含む入会候補者への打診を行なった。その結果、令和七年は長期休会から復帰がU戸とMa戸の二戸、入会を希望する転居者の手伝いがMo戸の一戸と参加戸（会員）が増えた。初参加者は復帰・手伝いの三人と関東圏からの参加者（鎌倉姓会員の子息、子息夫婦）三人の六人であった（表3）。また今年は当初十五戸を予定していたが、十七戸が参加した。昨年比で一戸減（休会）、三戸増（復帰二戸、手伝い一戸）で、二戸増となった。アシナカ作り・直会とも二十七人が参加した。手伝いの方は一、二年経験をした後に会員の協議を経て入会する予定であるといい、昨秋に稲

表3 令和7年の復帰戸、初参加戸、初参加者

No.	参加戸・参加者	員数 (人)	備 考
1	U戸（姓）	1	長期休会から復帰
2	Ma戸（姓）	1	長期休会から復帰
3	Mo戸（姓）	1	手伝いとして初参加、新規入会待ち、転居者
4	鎌倉姓1	1	会員の子息、関東圏在住で帰省、参加
5	鎌倉姓2	2	会員の子息夫妻、関東圏在住で帰省、参加
合 計		6	

令和7年保存会資料から作成、一部補足

育成につながる大切な視点である。

「伝統の〇〇行事」とよく見聞きするが、伝統とは決して古来不変であるのではなく、変容しながらも連続性を保つものである。だとすれば、統一的な保存会運営、そして行事の担い手である会員の確保と後継者の育成の営みはコトヨウカ行事を伝承するための肝であり、課題を抱えながらも新たな伝統を紡ぐことにほかならない。南島版伝承

刈りと脱穀、一月のワラ選りに参加

したという。復帰を依頼した方には電話で話すのではなく、会長らが直接伺って話すなどしたという。今年の行事に限れば、会長ほか役員の入念な準備と苦勞が報われたことになる。先の遠隔地からの参加者もプラス要素である。しかし、長期的には後継者の育成が今後の行事伝承に大きくかわる。平成二十五年からの子どもの参加はその布石の一つと考えられる。この行事は子どもの行事ではなく、大人（会員）の行事として伝承されてきた。この行事に限らず後継者育成の即効薬・特効薬はないが、一連の行事の流れのなかで子どもがかかわれる部分を少し広げること

方式の見直しである。

おわりに

両島のコトヨウカ行事と聞くと、筆者には恥ずかしく、かつ苦い思い出がある。平成七年（一九九五）十一月から翌月にかけて、筆者はコトヨウカ行事の市文化財指定にあたり所有者の同意を得るため、勤務後の夜間に各地区へ説明に出向いた。両島では、「将来、参加する人が減って行事ができなくなったらどうしたらよいか」「行事ができなくなると文化財指定はどうなるのか」等々、行事の将来について質問をいただいた。筆者は（そんなことはないだろうと高をくくり）「行事を営む人がいなくなれば仕方がないのでは…」と答えた。今思えば極めて誠意に欠けた、担当者として不適格な発言をしたことである。今更反省しても遅いのだが、しかし、あれから四半世紀後にコロナ禍で行事が中止され、三十年後の現在、この行事の伝承にかかわる課題とそれを解決しようとする新たな営みを調査することになるとは夢にも思わなかった。しかし、これが現実なのである。また他地区のコトヨウカ行事をみても変容し、なかには中止（休止）されている地区もある（16）。これもまた現実なのである。従来、筆者はコトヨウカ行事に限れば行事の流れについて記述することがほとんどで、行事の伝承についてふれることが無かった。しかし、今回は会員の方々からご協力をいただき、当事者の方々の行事を伝承するための営み、悩みや苦勞の一端にふれる貴重な機会を得ることができた。

それぞれの民俗事象は人々の営みによって変化をくり返し、それは私たちの暮らしのなかで何らかの意味合いを持ちつつ傳承されている。両島が農村地帯であった時代に比べ、現在は都市化して生活環境が大きく変化した。このような変化に感じながら保存会がいくつかの営みを積み重ねることにより、コトヨウカ行事に新たな伝統が紡がれ、傳承方式が見直された。無形民俗文化財、両島のコトヨウカ行事はこのように傳承されることで維持されているのである。

本稿を成すにあたり、会員の方々に写真撮影や聞き取りに快く応じていただき、保存会長の井口幸信氏から貴重なご教示をいただいた。また市文化財課の百瀬将明氏、一ノ瀬幸治氏、高山直樹氏からご教示とご協力をいただいた。記してお礼を申しあげる。

註

- 1 『松本のコトヨウカ行事』調査報告書』（松本市教育委員会、二〇一年）
- 2 『長野県史 近世史料編 第九巻 全県』（長野県史刊行会、一九八四年、三二頁）
- 3 註2、八七頁
- 4 註2、一三二頁
- 5 『新編信濃史料叢書 第六巻 信府統記下』（信濃史料刊行会、一九七三年、五三七頁）
- 6 両島地区お八日念仏足半草履保存会蔵
- 7 『長野県史民俗編 第三巻（二）中信地方 仕事と行事』（長野県史刊行会、一九八九年、六〇一頁）、松本地方では、明治初期はコレラ・天然

痘・腸チフスが流行し、アカハラビヨウの流行は明治十年代以降である。

8 鎌倉八郎氏のご教示による。

9 『松本のコトヨウカ行事』普及編・記録編（文化庁企画・NHKエデュケーション制作、二〇〇九年）

10 両島のお八日念仏と足半 (<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/134/394.html>)（参照令和七年二月二十日）

11 註1、六九頁

12 高山直樹氏のご教示と保存会資料による。この事業の趣旨は、地域の礎である伝統行事などはコロナ禍のなかで行事等の開催が困難となり、その存続が危機的な状態になっているため、活動の継続を図ることに用具の修理など傳承のための支援を行うことで地方の活性化に資することである。両島の場合、申請者名は両島八日念仏足半草履保存会、事業名は松本のコトヨウカ行事地域の伝統行事等のための傳承事業、内容はアシナカ草鞋を掛ける台座及び柱の新調で、事業費は五六一、〇〇〇円（全額補助）である。

13 アシナカの材料である茎の長い稲ワラは、Aにあるように現在は保存会長が栽培して会員の協力を得てかううじて確保している状況である。これは会長が農業に従事していることもあり、アシナカ作りに必要なおおよそ十五束の稲ワラが用意される。しかし、この状況がいつまで続くかわからず、将来的にはワラの購入も考えなければならないかもしれないという。このように稲ワラの確保は、ワラのツクリモノを作る松本市重要無形民俗文化財指定のコトヨウカ行事全般にかかわる課題であろう。また小正月の火祭り三九郎作りに使用する稲ワラの確保も

地区（町会）によって課題となっている。市街地周縁部、周辺のいくつかの地区では、茎の長い稲ワラを確保するために地区内外の方に依頼し、これを入力して三九郎を作るところがある。

- 14 a 窪田「コト八日行事点描―松本市域の事例を中心に―」（『塩尻市平出博物館紀要』九集、一九九二年、一六〇～三三頁） b 窪田・金井（白井）ひろみ「松本市域のコトヨーカー―藁のツクリモノを伴う行事の事例を中心に―」（『信濃』四九巻一号、一九九七年、八六～九八頁） c 窪田「両島」註1、六七～七二頁など

- 15 担い手の不足を補うために、神社の祭りで神輿担ぎに氏子以外の人々の協力を得て行なっている事例が多い。例えば、松本市内の名の知れた神社で神輿担ぎがある団体に委ねたり、学生や一般募集を行なって実施しているところがある。これは、氏子衆が氏子以外の人々の協力を得ても祭を行ないたいという思いの表れであろう。しかし、両島のコトヨウカ行事の場合、行事の参加資格は会員であることが前提で、会員以外の人々が参加して行事を行なうことはできない。

- 16 一ノ瀬幸治氏のご教示によると、両島を除く七地区の令和七年（二〇二五）二月の行事実施状況は次のとおりである。今井下新田・入山辺舟付・同厩所は概ね従来どおり行われている。入山辺上手町は、子どもの参加を増やすために夕方から昼間に時間帯が変えられた。入山辺中村は、上手町と同じく夕方から昼間に時間帯が変えられた。また別名である粕念仏のいわれともなった粕汁作りと、子どもがいなかったため百足の引き回しも止められ、大人のみの行事となった。里山辺迫倉は平成二十八年二月から、入山辺奈良尾は令和二年二月から行なわれていない。

松本市文書館所蔵「小里家文書」に見る近代松本における人的ネットワーク形成の諸相

—小里頼永宛福島安正書簡を中心に—

木曾 寿紀

はじめに

松本市文書館（以下「当館」という）所蔵の小里家文書は明治四十年（一九〇七）の松本市制施行以来、昭和十二年（一九三七）までの三〇年間にわたって市長職にあつた小里頼永（一八五五～一九四一）の関係文書である。

小里家文書中でその過半を占めるのが書簡類である。約五千通に及ぶ書簡の中には政治、軍事、文化、民間といった様々な人々からの来簡が確認でき、葉書等も含めれば七千通を超える^{（1）}。筆者は以前に、信州松本出身者で明治期に大清帝国に渡り、いわゆる「お雇い外国人」として活動した人々から小里へ宛てられた書簡類に注目した。川島浪速や河原操子といった松本出身者で、主に明治期の中国大陆での活動にスポットが当てられる人物から小里に宛てられた来簡類を通して、研究上で言及の機会がない小里家文書を通じた松本出身者と出身地との結びつき方、人的交流の一端を明らかにした。

そういった近代松本の人的な拡がりをも小里家文書から検討を加え

ていく事は地域史の面から意義深からしめるものがある。本稿では明治期に陸軍軍人として主に諜報畑を歩み、陸軍参謀次長や関東都督、シベリア単騎横断や、清国留学生に向けた軍人養成のための教育機関「振武学校」に中心的に携わった福島安正（一八五二～一九一九）から小里に宛てられた書簡類について取り上げる。二人ともに松本藩士の出であり、明治以降も気脈を通じたと思われる。意識面で市政に関する出来事で先に述べた「気脈を通ずる」部分があつたのは疑うべくもない。

しかしながら例えば福島は松本で俗に「松本連隊」とも称される陸軍歩兵第五十連隊の誘致といった松本市政の歩みに大きく関わる出来事にも松本出身者として「尽力」したとされている。はたしてその濃淡を小里宛書簡類を基に見ていった場合に実際としてどの程度に関わりあい方と相互作用を見出す事ができるのか。巷間語られる文脈に対する疑問符としての意味からも小里家文書中の書簡類の内容を見ていくと共に、出身地松本との関わり方の一端にも触れていく事としたい。なお引用文について適宜字句の統一をおこなっている。

一 福島安正について

(一) 福島安正の経歴

福島安正（以下、福島と称す）は松本藩士福島安広の長男として、嘉永六年（一八五二）九月十九日に松本城下北深志西町の自邸で生まれた。

慶應三年（一八六七）松本藩に願い出て江戸でオランダ式練兵及び軍楽を学ぶと、明治元年（一八六八）に松本に帰郷。松本藩が官軍に恭順したため、狙撃隊の一員として戊辰戦争に従軍。翌明治二年藩主戸田光則に従って、開成所で学んだ。早稲田北門社を経て、廃藩置県で学資が途絶え苦学する。初代司法卿の江藤新平の知遇を得て司法省翻訳課、その後、陸軍省参謀局で外国地図翻訳に従事。明治九年、西郷従道等に従いアメリカフィラデルフィアの万国博覧会等を視察。

明治十年の西南戦争では総督府書記として山県有朋の知遇を得、参謀本部付陸軍中尉に任官。清国公使館付武官、ドイツ公使館付武官を歴任した後、明治二十四年には本国への帰路シベリア単騎横断を企図し、翌明治二十五年にベルリン〜ウラジオストクを単騎横断。明治二十六年に四八八日を経て日本へ帰着した。北千島探検をおこなった郡司成忠や北極探検をおこなった白瀬轟等の探検行と共に脚光を浴びた。

明治二十七年日清戦争で大佐に昇進。明治二十八年にはアジアヨーロッパ方面を明治三十年まで視察。明治三十二年に陸軍少将、明治三

十三年に大清帝国の首都・北京で発生した義和団事件では鎮圧のため従軍。この際、後に清国で初となる近代警察官養成機関である北京警務学堂の監督となる同郷の川島浪速を陸軍通訳の肩書で同伴している。やがて各国連合国軍による占領期間が終わり、民政権が清国側へ返却されると帰国した。

明治三十七年に陸軍中將になると日露戦争が勃発、満州軍参謀として従軍。日露戦争中には松本出身者で教師として上海、内モンゴルカラチンで教鞭を執った河原操子にも種々の便宜を図ったとされる。明治三十九年、陸軍参謀次長、陸軍中將、さらには男爵に叙せられた。

なおこの明治三十八年頃から郷里である松本で連隊の誘致運動の萌芽が見られ、そこに福島も携わったとされるがこれについては新規で確認された書簡の内容と共に後述したい。

明治四十四年に大清帝国で辛亥革命が勃発すると、現地で清朝に雇用されていた川島浪速等が主導する清朝勢力の温存を図ったいわゆる「満蒙独立運動」に同参謀本部第二課長の宇都宮太郎等を介して携わったが、これは具体的な行動に移行する前に策動自体が政府から福島参謀次長を通じて浪速に中止が言い渡されたため、実現しなかった。

明治四十五年には関東都督府の都督に就く。先の満蒙独立運動で関東都督府が所管する日本権益下、遼東半島旅順へ川島を経由して保護を希望した清朝皇族、肅親王善耆とその一家の受入れ、保護を与えるうえで便宜を図った。また関東都督時代には、挫折したものの後年、満蒙開拓の先行事例として昭和戦前期に取り上げられる愛川村の入植事業等にも携わった。

他に大清帝国からの軍事知識習得を目的とした留学生を対象に振武学校を構想し、運営に参画した。大正三年（一九一四）に陸軍大將に任じられ、予備役編入。帝国在郷軍人会副会長や満州戦跡保存会長も歴任。大正四年に松本滞在中に病を得て、一時療養するが、その後も騎馬での国内講演行脚が話題となった。大正八年二月十八日自邸で没。享年六十八歳。墓は東京都内青山霊園墓地にある。

二 福島安正関係資料について

(一) 福島安正関係文書

福島の手許に保管されていた関係文書については、明治三十七八年戦役記念館（現、松本市立博物館）へ本人等から寄贈された軍服や双眼鏡等の一群の他、古書市場に流れた大部分を国立国会図書館憲政資料室が平成二十九年（二〇一七）と令和元年（二〇一九）の二次にわたって買い戻した（②）。ただ残念ながら日記や書簡などについては一部明らかな欠落が見られ、官市場等で広範囲に散逸部分の文書が出回った事が伺える（③）。

関係文書の現状等については『近現代日本人物史料情報辞典』の福島安正の項に詳しい（④）。他に公益財団法人東洋文庫所蔵のもので福島宛て書簡三通が確認できる（⑤）。今後も福島宛て書簡や旧蔵の文書一群が見つかり利活用の便に供される事が期待される。

松本市立博物館の一群については寄贈された「福島安正関係資料」

といった一群もあるが紙数の都合上この内容については別稿で述べる。

(二) 小里家文書中に含まれる福島安正関係文書

福島安正の書簡類が含まれている小里家文書をみると、目録上に『書簡』の一〇五六、葉書は『はがき』の一〇三五、『年賀』一〇一八といった形で記載されていた。封筒内に百通ほどが詰め込まれ、これまで差出・宛先人の情報は一切反映されてこなかった。そのため、令和六年度から継続して再整理作業を続けており、筆者が今回見出したもの以外にも関連する文書や記述のあるものがまだ含まれている可能性がある（⑥）。

平成五年に小里家の敷地と土蔵を取得した市民から、資料群が市へ寄贈された。文書類は松本市史編さんに使うため、編さん室、その後当館へ引き継がれる。それ以外の資料については松本市立博物館に収蔵され現在に至っている（⑦）。

小里頼永は松本藩士の小里頼命の長男として、安政二年（一八五五）に江戸の松本藩上屋敷で生まれる。教員や新聞記者、衆議院議員等を経て、明治三十五年（一九〇二）に松本町長。明治四十年の松本町から松本市への市制移行により初代の松本市長に就いた。その後は歩兵五十連隊、旧制松本高等学校、日銀松本支店の誘致等、市勢の発展に手腕を発揮した。小里は明治四十年の市制施行から昭和十二年（一九三七）までの三〇年間にわたって市長職にあり、その文書群は発見当時「蔵に眠っていた市史」と称された。松本市史編さんの途中で発見、

市に寄贈された事もあり小里家文書の内容が市史へ反映された。しかしながら市史へ反映されたのは、小里家文書のうち書類等のごく一部で、書類類の内容や差出人、内容等については目録へ反映されないまま現在に至っている(8)。

さらにこの書類類については、小里頼永没後以降のものも一定数確認でき、実際の小里頼永存命時の来簡は揺らぎが出るものと思われる。

当館に所蔵されている小里家文書中の福島安正関係の書類類は、明治三十九年(大正三年(一九一四))までの間の書類類が確認できる。直筆は九通であり、二通は印刷の年賀状と案内状である。名刺の他に電報で小里とのやり取りが二通ほど確認出来る。他には日記内に関連する記述が散見される。明治期の書簡、或いは日記について、明治四十年代に北深志で発生した大火の際に失われたと思われる。写真類でそれ以前の年代のものは他所から齎されたと思われる、書類類に関しては自宅以外の市長室などで保管していたために残った一群に考えられるが現時点では詳らかでない。

文書中には不自然な欠落が散見され何らかの理由により、本来の残存していた状態から別途散逸している可能性が考えられるが、本稿ではこれ以上言及しない。さつそく福島からの九通の内容について関連するものと併せてみていきたい。

史料1 書簡三 明治三十九年二月九日

東京牛込 福島安正↓長野県松本町長 小里頼永

拝啓益々御清

勝奉大賀候陳ハ

過般ハ詳細之御

書翰ニ接シ尚

又一昨夜辻新

次氏ニ面会之際

同氏ヨリモ委細承リ

候然ルニ御希望ノ

事ハ決シテ運動

ノ如何ニヨリテ可否

ノ決定ヲ得ベキモノ

ニ無之一ニ当局者

ノ断定ニヨルモノト

御承知相成度

甚タ乍遺憾

他ニ(筆者註、二字に○)御言ハ右ノミ

ニ候敬具

二月九日

安正

小里頼永殿

小里をはじめとする松本関係者等が明治を通じておこなっていた連隊誘致運動に関し、福島安正から小里に差出された書簡である。福島が連隊誘致運動に対してどのような姿勢で運動に携わったかを検討

していくうえで、一つの視点を提示してくれる興味深い内容である。

まず福島は文中からも分かるように小里からこの誘致に関して来簡を受け、他に文部省初代の教育次官として明治政府の官僚としても活躍した同郷の辻新次（一八四二～一九一五）からも誘致に関して何らかの働きかけを受けた旨を記す。残念ながら小里から福島へ差し出された書簡は現在確認出来る範囲の文書中には確認出来ず十全を期す検討にはいささか精彩を欠く（9）。しかしながら文書から判断し得る範囲では、文部省の初代次官として中央で活動した辻については、小里や福島より年長者であるものの、元来誘致運動が語られる際に殆どその俎上には名前が挙がって来なかった。然るに書面や後述する福島の日記をみると小里等松本グループと福島の間を取り持つ中間緩衝剤としての役割を担う辻の存在が透けて見えてくる。

これについては、国立国会図書館憲政資料室所蔵の『福島安正日記 明治四十年日記 摘要 附滿韓視察記事』明治三十九年三月十七日の項にも

「此朝小里牧野来訪依テ熱誠持續スルノ注意ヲ与ヘ戒心セシム此夜辻ヲ訪ヒ辻氏ヲシテ又小里等ニ注意セシム」（10）

といった記述が確認でき、辻が両者の間に立つ様子が垣間見える。またこの時に、福島からも辻を通じた小里等の「松本グループ」を諷める論旨があったと思われる。

当時現職の松本町長である小里頼永と連隊誘致に旧来から携わっ

ていた元松本町長である岸牧治の二人が福島の下を来訪し、福島から二人に誘致運動に関して注意を与えている様子も先の日記から分かる。

先の史料1では安正が「然ルニ御希望ノ事ハ決シテ運動ノ如何ニヨリテ可否ノ決定ヲ得ベキモノニ無之一ニ当局者ノ断定ニヨルモノト御承知相成度」と小里を諭す。誘致運動において、参謀本部の配備計画をもとに、陸軍省が兵営地の選定をおこなっていくものであるが、一度誘致の候補地から外れても、陸軍の編成計画の範疇に入ってさえいれば、その地域から再び出された請願書、またはその後の諸手続きを経て、連隊の駐屯地に決まる可能性があったという。しかし編成、計画の埒外にある時点でいくらか請願書が出ていようが駐屯地に決まる事は無かった（11）。

小里等地元からの陳情に対し、連隊の駐屯地選定に関してはあくまでも「当局者ノ断定」に委ねられるものであるとしているのは如上の事を指していると思われる。これは政治的ポーズというよりも、率直な事実関係を申し伝えていると捉えた方が自然である、運動の進行如何によつては駐屯地決定自体が取り消しとなる可能性等も全くなかったわけではなく、参謀本部次長という要職に身を置く福島としては至極冷静な助言を小里に対し申し伝えたという事が出来るかと思う。

これについては旧来福島が「尽力」したという文脈で以て五十連隊の誘致成功の神話が華々しく語られ、文書を通じた顕彰も状況証拠や郷土出身者であるという郷土愛の視点でさほど違和感なく戦前からの文脈が守られ、語られ続けている（12）。

福島が濃度の差こそあれなんらかの形で誘致運動時に関係者の陳情

等で松本グループと接触があった事は事実であろう。

しかし先の俗説は中央の省庁に身を置く公人であるにも関わらず特定の郷土出身者が、「その筋」に請願さえすれば、ひとつの地域を巡って多大な利権をもたらす事柄にいくらでも便宜供与を図る事が明治期の日本で恒常的にあったという事が成り立ってしまい、さらにそれだと先の参謀本部の編成をめぐる組織のフロアに大きく逆行する動きをしていた事になる。そうすると陸軍の方向性に対して福島がとったとされる一連の行動は癒着や談合といった事以上に本来の流路を変形させ、誘致という巨大利権についてその事がさほど気にもされなかった実態がある事になってしまう。それは凡そ地域の「神話」を彩るところか巨大な中央と地域を巡る一大癒着の構図が露わになる事に繋がる。先の編成計画に基づいた動きの中で特定の力学よりかはあくまで編成計画がベースにあったが為の誘致成功といった建付けが誘致を巡る一連の過程だったというのが実際のところかと思うが、この点については本論から大きく外れるため、他日の論稿で検討してみたいのが一つ、他の地域の連隊誘致運動についても福島と同じように、誘致に尽力したとされる人物に同様のロジックが当て嵌められている事も想像される。いずれにせよ福島の人物像について一視点を与える事にはなろうかと思うと同時に比較検討が必要である。

福島の携わり方がごく限定的であったというよりは、関わり方の認識が従来想像されている口利きをしたという事でなく、情報提供といった携わり方ではなかったのか。その事をうかがわせる書簡が辻新次から小里宛の書簡には含まれており少々長くなるが引用する。

史料2 書簡三 明治四十年四月四日

東京本郷品川辻新次↓長野県松本町 小里頼永

三白小利ノ為メ大利
ヲ失フ如キコトナキ
ヲ切望致シ候又彼村ノ
為メ营地ノ変更ナキヲ
切望致候此状御意得
ハ幸御座候
拜啓一昨日福島氏ヨリ
面会ヲ求メラレ申候処小生
陸軍ヘ参リ居候ニテ
本日参謀本部ヘ
出面会ヲ得候処本郷
村ノモノ酒井喜代一
郎始メ二三十名
連署ニテ桑田ヲ
取ラレ蚕業ニ損
害ヲ与ヘラルル营地
変更セシ之歎願
書様ナルモノヲ参謀
総長ヘアテ右本部
ヘ書面到来セリ
右ハ甚ダ不都合与ヘ別

兼テ申上候通り松本
人ハ一致熱望ニテ兵
營ヲ希望致セル申
出候次第右不平者
有シ時ハ詮議シ
直スコトナキヲ保シ
難ク又長野市ナ
ドハ其様ヲ見テ運
動セザルヲ保シ難
ク御座候付テハ極速
ニ一日モ早ク買取り
右苦情致シ候様ハ
処置致出度候又
村カラノ者ニハ別ニ
福島氏へ書面
ヲ出シ居候何ハトニカ
ク至急買取之手
段御運ビ彼ニ苦
情申出候余地無之
様御取計相成度
御座候是ハ極メテ御
内報申上候御座候ドモ
恐有ニテ御処分

相成度何卒陸
軍省へ対シ不都合
無之様御取計候
右ハ急キ申上候
早々敬具
四月四日 新次
小里奥兄
市營地ハ苦情ノ為メ変
更無之御安心被下候

辻から小里へ齎された書簡では、辻を通して福島から小里へ誘致に
差し障りかねないとして設置反対の請願に対しての情報を寄せると共
にその対処方を勧める。本郷村（現、松本市本郷地区）の住民から誘
致運動に際して、兵營敷地に含まれた土地を巡って、蚕業に差し障る
として兵營地の変更を求める署名が届いている事が知らされる。参謀
総長さらには福島にも別途書面が寄せられているとし、動向如何によ
つては長野市が誘致運動への動きを再度加速させ「兼テ申上候通り松
本人ハ一致熱望ニテ兵營ヲ希望致セル申出候次第右不平者有シ時ハ詮
議シ直スコトナキヲ保シ難ク」と懸案となっている土地の買い取りに
よる対処方を小里へ勧める。

松本への誘致を巡る経過については、今一度精査していく必要があ
ると共に、巷間語られている以上に様々な人物がこの運動へ携わって

いる事が想像される。かくいう福島自身も表だって小里等と共に全面的に策動したという事ではないが、参謀本部次長という立場を利用して地元との癒着ともとれる松本の誘致へ便宜供与を図ったというよりは、適宜小里等松本グループ、特に辻を介して松本の誘致を巡る運動が空中分解しない様、公人として可能な範疇でサポートしていたことは先の辻書簡の書きぶり等から言えるだろう。果たして「尽力した」というロジックの範疇がどのあたりまでを指しているのであるかという点にも絡んでくる。いずれにせよ、他の書簡と共に誘致運動の一面を語るうえで興味深い文書といえる。

史料3 書簡三 明治三十九年四月二十二日 東京牛込矢来

福島安正↓長野県松本町役場 小里頼永

拝啓益々御清

勝奉大賀候陳ハ

小生友人松本ニ於

テ別紙雛形ノ如キ

燈籠ニ基調

製致シ度希望ニ

テ依頼越候間

御繁忙之際甚々

御面倒恐入候へ共

出来得ベクンバ

貴台ヨリ適當ノ

者ニ見積書御

命シ被下候様御依

頼仕度候右願

用マテ 忽々

敬具

四月二十二日

安正

小里賢台

追テ石質ヲ分チ

二三種ノ見積書

希望之趣ニ付宜

敷希上候



図版1 信州松本市外栗林ノ庄所在 乃木大將祖先佐々木
高綱之墓大將献納ノ石燈籠

史料3は福島安正から小里宛に差し出され「小生友人松本ニ於テ別紙雛形ノ如キ燈籠ニ基調製致シ度希望ニテ」と福島は綴っているが、これは島立村（現、松本市島立地区）にある了智上人の墓前に福島「友人」なる人物によって灯籠を寄進したい旨の依頼があり、小里へ関係先に見積もりをとるよう綴っている。史料4、史料5、史料6はいずれも筆者が確認した時点では乃木希典から小里宛の封筒へ一括して入れられており、乃木の書簡の記載内容から、これは松本市島立地区の了智上人の墓前に乃木から寄進された灯籠二基を指している事が分かる（図版1、2）。なお、了智上人墓自体の揮毫を乃木がおこなったとするものが散見されるが誤りである。乃木希典の先祖に当たると

される了智上人は仏門に入る前は源頼朝に仕えた近江出身の佐々木高綱（一一六〇～一二二四）といい、後了智上人として、親鸞の門で修行の後、正行寺を開祖したという（13）。

墓石のある薬師堂の位置から東南側の直線状には、乃木希典と妻の二人を祀った「乃木殿」も建立されており、了智上人墓の位置から東南側に遠景を目視で確認する事ができ、了智上人墓との位置関連で意識的に配されていることが確認できる。

史料4 書簡三 明治三十九年五月十日 東京牛込区矢来町

福島安正↓長野県松本町役場 小里頼永

拝啓

先日は御面倒ナル

件御願申上早速

見積書御送候

被下難有御礼申上候

就テハ見積書中

黒色石ニテ代金

式拾円之分ヲ尅対

調製方甚々御手

数とハ候得共御命

被下度候尚文字之

義ハ近日中ニ

御送可申上候条



図版2 了智上人墓前に寄進された灯籠を前にする正行寺住職、檀家等

是又可然御依頼

申上候右ハ少々取

急ぎ候間早々着

手方御取計

被下度

願上申候右

御依頼迄

早々謹言

五月十日

福島安正

小里頼永殿

先の了智上人墓へ寄進の灯籠について福島から「見積書中黒色石ニテ代金式拾円之分ヲ尅対調製方甚々御手数数とハ候得共御命被下度候」と小里がとった見積もり中から、希望する灯籠を知らせる。

福島は併せて「尚文字之義ハ近日中ニ御送可申上候条是又可然御依頼申上候」と綴っており、次の史料5では直接乃木希典自身から小里へ石燈籠について詳細同封のうゑで依頼がなされている。

史料5 書簡三 明治三十九年五月二十日 東京赤坂

乃木希典↓信州松本市 小里頼永

拝啓先般御地江罷出候節者

別段御懇過相蒙感激之至ニ御座候

其砌相願置候石燈之儀前後ノ

両面及ヒ笠石ノ紋共々別紙差出候間

石工久保田江御申付方乍憚御依頼

仕候先ハ過日之御礼御願迄如此候

草々敬具

五月二十日

乃木希典

小里頼永殿

○上

乍憚貴部長殿江も御序ノ節

過日之御礼御致敬之被下度候

以上

先の乃木書簡には、燈籠に彫り込む文言と共に笠石に入れる紋について、乃木から同封したものが入っていた様である。他に同封の書付として「乃木大將ノ書五月二十三日達シ二十四日文字ト紋トヲ石商ニ渡ス」と小里が記したものが確認出来る。

先の文言と紋については現地の灯籠表面に「了智上人御墓前」さらに裏面「明治丙午夏日乃木希典敬建」の文言、燈籠の笠石には乃木家の家紋が彫られている事からこれらを示していると分かる。「石工久保田」とあるのは松本町の石工である久保田兼太郎を指している。明治三十九年五月十五日に乃木が海軍元帥の伊東祐享の来松時に、同じく松本を訪れ更に松本小学校（現、開智小学校）にも立ち寄っている（14）。

この際、乃木を案内したのは松本小学校男子部の平林部長であり、書簡の文言では、来松の際に対応してくれた事への例と共に、平林への礼も小里へ言伝えている。なお乃木の来松の際に裏町の正行寺に立ち寄っており、先の石灯籠の件についての打合せ等がこの時行われた事が想像される。

史料6 書簡三 明治三十九年六月二日

松本町石工 久保田兼太郎↓松本町長 小里頼永

請求書

一金四拾円也 石燈籠壹対

右ハ石燈籠壹対成功ニ付東筑摩郡嶋

立村字南栗林本地へ建設仕候間此段

及請求候也

東筑摩郡松本町石工

明治参拾九年

久保田兼太郎印

六月一日

東筑摩郡松本町長小里頼永殿

書簡中に含みこまれていた石燈籠の請求書で先の「石工久保田」とある人物の名前等が確認できる。他に、石燈籠の設置に関連して、乃木から小里へ石燈籠の運搬等にかかる賃金支払いに関する来簡のほか、正行寺の檀家惣代等から揮毫したものを寺の什物のひとつとして所望をする小里への書簡などが寄せられている。明治三十九年五月十五日

に乃木は松本を訪ねており、その際に開智尋常高等小学校を訪問している。後に明治三十七八年戦役記念館の収蔵品となる日露戦争の戦利品などを講堂で見学。この時に小里も町長として出迎えており、またその際には海軍元帥の伊東祐享も松本を訪問していたため、二人が「偶然に」邂逅した事を記念し部屋を「邂逅室」として保存した(15)。

二日後の五月十七日には福島も松本を訪れており(16)、石灯笼に就いての会話があったものと思われる。

兵営誘致について、先の様な時期における明治三十七八年戦役記念館の開館や、了智上人墓前への乃木の燈籠寄進、さらには先の記念館へ現地の兵士たちから戦利品が松本へ届けられていた事等も踏まえて、兵営誘致のためあらかじめ松本側で企図した「地ならし」であったという事ではなかったのか。この時期の関係者の松本訪問や記念館開館についての出来事は単なる偶発的出来事というより、別の意図から敢えて企てられたとみた方が適切である。福島五十連隊誘致の「尽力」の形というのは公的な立場をいい事に兵営地選定の本来的な流れに横やりを入れるような、いわば兵営選定を捻じ曲げたやり方というよりは、先の様な一連の動きの中で公私混同とならない範疇で誘致運動の軌道修正をはかる調整弁的役割を福島が担ったという事ではなかったか。特定の公的機関の次長級ポストにある者が本来の行政上の流れを無視してまで、この場合で言えば兵営誘致という巨大利権の絡む事案に、肩書、恣意的な口利きでどこまで地元との癒着ともとれる動き方が出来たのか疑問である。

福島の関わり方の文脈で指摘すれば、「参謀次長という要職にあった

のが松本出身者の福島であったから彼が便宜を図って選定地を松本にしてくれた。」という語られ方が一切憚られずに現在も通史上の出来事然として罷り通っているのはいささか飛躍があるように思われる。また、他地域の誘致運動の例で同様或いは類似の実例が存在するのか確認を要するところである。

史料7 書簡五 明治四十一年十一月二日 東京牛込

福島安正↓長野県松本市長 小里頼永

拝啓五十連隊

到着之時期切

迫何カト御繁忙

恐察仕候過日御

御依頼ノ連隊歴

史ノ梗概別紙

之通りニ候間此内

ヨリ御摘要可

然ト奉存候此

歴史ヲ此俣御

出版相成ルカ或ハ

一般ニ御示シ相

成候事ハ御見

合被下度候右

申上度如此ニ

御座候 敬具

十一月二日

安正

小里賢台

誘致運動がひとまず落ち着く中、松本側の歩兵第五十連隊の受け入れ準備に伴って、先の様に歩兵第五十連隊の変遷を纏めた文書を小里から福島に求めたものと思われる。福島からは歩兵五十連隊編成から内地帰還までの経緯が「歩兵第五十連隊歴史ノ梗概」と題した陸軍便箋に纏められ同封されている。福島は「此歴史ヲ此俣御出版相成ルカ或ハ一般ニ御示シ相成候事ハ御見合被下度候」からあくまで内部向けのものとして扱う様に注意書きが添えられている。五十連隊受入れに際しては市内でも盛大な出迎えが準備されており、例えば小里の手許には五十連隊歓迎式で読み上げられた小里の祝辞が現存しているが（17）、そういった所に先の福島からの情報は活用されたものであろう。これもオフィシャルなものというよりか、福島が小里との関係性をもとに渡した非公式なものであるが、そういった便宜は可能な範囲で松本側へ福島はおこなっていた。

史料8 書簡五三 大正二年九月五日

旅順 福島安正↓信州松本市長 小里頼永

拝啓益々御健勝奉大賀候陳ハ

此度御叮嚀ナル御書翰ニ接シ

拝読之下御懇情紙面ニ溢シ

只々感激ノ外無之候御蔭ニテ寒

暑共不相更頑健ニ候間御放神被

成下度候明日ヨリ営内巡視ノ途

ニ就キ先ツ長春ニ至リ次テ鉄嶺ニ

至リテ信州ノ健児ト相見ルヲ得ベシト

楽シミ居候時下既ニ秋冷御自重

第一ニ奉祈候荊妻ヨリモ宜シク申出候

九月五日 敬具

安正

小里賢台

大正二年、南満州に五十連隊が駐筈部隊として派遣される事になる。そのため、書簡の前段で「陳ハ此度御叮嚀ナル御書翰ニ接シ拝読之下御懇情紙面ニ溢シ只々感激ノ外無之候」とあるのは小里から福島に対してその旨と共に、福島へ小里から改めて今後引き続きの厚誼を請う趣旨の書簡を送ったのではないか。小里が福島に宛てた書簡の内容が確認出来ないが、書簡の後段で関東都督として営内巡視の中で鉄嶺に駐筈している五十連隊について「明日ヨリ営内巡視ノ途ニ就キ先ツ長春ニ至リ次テ鉄嶺ニ至リテ信州ノ健児ト相見ルヲ得ベシト楽シミ居候」と言及している事から概ねそのような主旨だったのではないかと想像される。

史料9 書簡一〇、二 大正三年六月二十二日 下関

旅順 福島安正↓長野県松本 小里頼永

拝啓益々御清勝奉賀候過般

帰松ノ節ハ御繁忙中諸事

御尽力被成下御芳情不堪感謝

其後御上京屢々御来訪ヲ

辱フセシモ毎々不在甚タ失礼

仕候漸ク一昨二十日起程將二馬

関ヲ去ラントスルニ際シ遥ニ御

健康ヲ祝シ候 敬具

大正三年

六月二十二日

安正

小里頼永殿

大正三年六月七日に福島は急遽息子の四郎と共に来松しており、小里等の出迎えを受けた。福島は継母の法要と共に、松本中学校（現、松本深志高等学校）校長で松本城天守の大修理に携わった小林有也の病床見舞も兼ねた来松であった。二日後の六月九日には小林が死去しており、その事もあっての急な来松になったと思われる（18）。「馬関ヲ去ラントスルニ際シ遥ニ御健康ヲ祝シ候」とあるように山口県下関市に滞在していた様で書面には「S A N Y O H O T E L .」とある。昭和二十年に空襲被害で閉業した山陽ホテルのものである。

事前予告なく急な来松に小里等が対応した事を謝するもので、慌ただしい行程のため、普段のような便箋でなく、書面が先のホテルのメモ用紙、封筒も同所のもので使われている。

史料10 書簡一〇、一 大正三年十一月三日

東京府北豊島郡高田村字雑司ヶ谷旭出四十三号

福島安正↓長野県松本市 小里頼永

拝啓益々御清

康奉大賀候陳者

過日ハ御来訪被下

候処折悪シク臥

床不得拝顔失

礼仕候又其節

ハ御懇篤ナル御案

内ヲ蒙リ去歳不

過之毎々御芳情

之程奉感謝候

甚タ勝手ガマシク

候へ共小生儀来ル

十三日頃一寸墓参

トシテ帰松仕度

考ニ有之候間若

シ十四五日頃ニ相頼

候事出来レバ無

此上好都合ト存

候右御含寺ニ

貴答如此ニ御座候

敬具

十一月三日

安正

小里賢台

福島から小里へ松本へ墓参のため来松するスケジュールを伝える。

先のものと違ってこちらは巻紙に墨書でしたためられている。十一月十三日から十一月十六日まで福島は夫人の貞子と松本に滞在しており十一月十四日には小里をはじめとした関係者で松本女子師範学校及び附属小学校で講和それに伴う写真撮影をおこなっている。他に陽谷神社（現、松本神社）新祭で参拝揮毫の幟を見、桜河岸大松寺に至り法会を営み目的の墓参をおこなっている（19）。翌十五日は約四時間にわたって有志の希望で揮毫に勤しんだようで、十六日には浅間温泉の滞在先から更級青年会の講演会に小里等と向かっている（20）。次の史料11はその来訪時の対応に対する礼状である。

史料11 書簡二〇一二 大正三年十一月二十三日 東京府北豊島郡高

田村字雑司ヶ谷旭出四三号 福島安正↓松本市 小里頼永

拝啓益々御清

勝奉大賀候過般

入松ノ節ハ御繁忙

中日々非常之御

優待ヲ辱フシ御芳

情不堪拝謝候御

書中御申越ノ額

面相認メ供御笑

覧置候荊妻ヨリモ

御礼宜敷申出候時

下御自愛第一二奉

祈候敬具

十一月二十三日

安正

小里頼永様

史料10に関連して来松の際の小里等の出迎え等での対応を謝すると共に小里が福島へ揮毫を依頼したようで福島は「御書中御申越ノ額面相認メ供御笑覧置候」と「額面」についてしたためており、前述のように揮毫に追われる福島の様子がかがえ、それに伴って小里を通じて有志からの「額面」の依頼だろうか。福島の子、貞子からの一言も添えている。なお文書中には貞子からの書簡も小里宛に一通確認できる。

史料12 書簡五三 大正二年九月五日

旅順 福島安正↓ 長野県松本 小里頼永

拝啓御無音打過居候得共益々御

清康奉大賀候陳ハ兼テ御配意相煩

ハシ候松本旧宅地之儀ニ付近來細井氏

家計困難之趣屢々承ハリ不堪同情

依テ同氏ノ希望ニ応シ金参百円ニテ

引取り候事ニ決定シ右ニ関スル手續

キ等伊藤祐大二依頼致シ置候間御

放神被成下度且又不明ノ事項等有之

候節ハ賢台ノ御示教ヲ受クベキ様申

置シ御座候間自然罷出候節ハ乍御

面倒御指図御心添被成下候様

奉願候小生儀モ特別大演習陪覽ノ

為メ十一月二日起程上京ノ心組ニ有之候

過般檢閲ノ為メ鉄嶺ニ於テ歩兵第五十

連隊ノ健児ヲ実見仕候処皆々熱心奮

励ノ状有之爽快ヲ覚候時下御自重

第一ニ奉祈候敬具

十月二十六日

安正

小里賢台

追テ荊妻ヨリ宜敷申出候以上

松本市内北深志西町の福島安正生家跡の敷地について小里へ関東都督に在任中の福島が旅順から送付している。当館所蔵の北深志の土地台帳で当該地を調べると書簡の内容と符合する記述が確認できる。細井なる人物が所有していた生家跡の敷地を細井氏の窮状を見かねて福島が金三百円で買い取った。それによって手続き上の事でなにか出て来た場合には小里を煩わせるかもしれないといった趣旨を小里へ送っている。後には福島公園として市へ寄贈され整備のうえ、建碑等されるが前述の土地台帳にはそれまでの土地所有の経過が記される。福島安正死去後は嗣子の四郎が土地を相続するが、その後市有に帰している。

当館所蔵の土地台帳で確認すると福島之父である福島安広の名義であった西町四三七番地を明治三十一年一月十八日に福島安正が相続したが、明治三十五年十二月十九日に松本町北深志三二四の細井茂なる人物に所有権移転手続きにより所有が移っている。書簡中の「細井」とはこの人物である。書簡で知らされた土地買取に関して、台帳の記載から大正三年二月十三日に所有権が正式に福島へ戻っている。さらに福島が亡くなった後、大正九年八月六日に嗣子の福島四郎が土地を相続しているが同日付で松本市が所有権を取得している(21)。この時に寄贈がおこなわれた。

実業界を拠点に活動していた四郎は小里が金銭面で面倒を見た逸話が『小里頼永翁伝』に紹介されており、福島安正死去後も福島家と小里との親交は福島の顕彰を目的とした福島会の活動を通じてその後も続いていた事が日記等の記載から分かる。

他に史料8で予告していた都督としての五十連隊の鉄嶺管内の視察での感慨を「過般検閲ノ為メ鉄嶺ニ於テ歩兵第五十連隊ノ健児ヲ実見仕候処皆々熱心奮励ノ状有之爽快ヲ覚候」と書き綴る。

(三) その他関係資料

福島安正について、小里との関係性の一端が伺える前述の書簡類の他、葉書類若干、さらに関連する文書として「福島大将に関するメモ」(22)という文書が確認できる。これは小里と開智学校の校長をなぐ務め、現在の松本市立博物館のもとになる明治三十七八年戦役記念館を設置した三村寿八郎(一八六九～一九二五)が小里と共に軽井沢で静養中の福島を訪ね、聞き取りをした際のメモであり、詳細については別稿に報告するのでそちらを参照されたい。小里は福島大将顕彰会の会長を務め、この会によって編さんが企画されたと思われる『福島大将伝』の稿本が小里家文書中には確認できる(一～六巻のうち二巻欠)(23)。

また、昭和十四年にラジオ放送で福島安正の没後二〇年を偲びラジオ番組が生まれ、小里が出演者の一人として出演している。小里家文書のはがき二七の束中に放送に対する少なからぬ反響が見て取れる。左記はラジオ放送についての概要をうかがわせる放送関係者から小里への葉書である。

史料13 はがき二七 昭和十四年二月四日

市内清水町 酒井旭英↓市内田町 前市長小里頼永

拝啓過日中種々御高配願いました

福島將軍の琵琶騎馬旅行

来る二月十七日午後八時四十分から放送致し

ます事二只今放送局から通知がありました

依つて早速出演承諾の返事を差し出して

置きましたいらく御心配願ひまして恐入り

ました不敢御報旁々御礼申上ます

詳細は面会の上別に御話申上ます

二月四日 敬具

右の史料を元に信濃毎日新聞紙面のラジオ欄を確認したところ、酒井旭英の名前と番組名が確認できた(24)。昭和十四年は福島安正の没後二〇年にあたり、関連する番組が企画されたと思われる。事前打ち合わせについて知らせる葉書も確認できる。

同年放送のもので特に反響がおおく寄せられたものは「福島將軍を偲ぶ」である。

同年二月十九日の信濃毎日新聞ラジオ欄に「六・一五(SC)講演「福島將軍を語る」小里頼永」の文言が確認できこれが件のラジオ番組であった事が分かる(25)。また、NHK松本放送局は開局当初は独自番組の制作などもおこなっていたようで、(SC)は松本放送局で放送した意であることから小里が出演した番組は都心などでも広く放送

された様で、反響が見てとれる。そういった葉書中にはカラチンの毓正女学堂で教鞭を執った松本出身の河原操子から差し出された葉書なども確認でき、「先日はラヂオで御声を承はりましてまことに御なつかしう存じてました(後略)」(26)などと、先の文言は小里が生前の福島について語った先の放送を受けて書いたものである。

現時点でその際原稿など未見であるが、生前に親交があつた小里自身が肉声で福島について語っている点はいへん興味深くある。市内出身者でも例えば澤柳政太郎の肉声(一八六五―一九二七)がレコードに吹き込まれて現存している例などがあり(27)、今後そういったもので講演の機会が公人として多かつた小里の音源も発見される余地はある。社団法人日本放送協会から小里の講演放送への礼状が確認できる。

史料14 書簡三三 昭和十四年二月十七日

社団法人日本放送協会↓小里頼永

謹啓

益々御精貌之至奉慶賀候

陳者聴取者之為ニ有益なる

御講演を辱うし誠ニ難在

御禮申上候尚今後共一層の

御高配を賜り度奉懇願候

右取敢以書中御挨拶

申述度如斯御座候

敬具

昭和十四年二月十九日

社団法人日本放送協会

法人

小里頼永殿

追て薄謝として別途以振替貯金御送
附申出候間御受納被下度願上候

封筒には小里の鉛筆書きで「十四・二・二十六日達ス、別電ハ達セズ」とメモ書きがある。今回は確認できなかったが、当時の日本放送協会のラヂオ講演は多く講演集として後に刊行等もされており、その中に小里の講演録が今後確認されるか、小里家文書中から再整理の過程で講演に関連する文書が確認されるかもしれない。

史料15 はがき二七 昭和十四年二月二十日

松江市奥谷町一五五吉井正一↓長野県松本市福島大将会会長

小里頼永 様

拝啓

余寒〇〇(筆者註、別紙の紙固着により判読不明)

御清栄奉賀候

扱テ私儀十九日夜、先生

ノ「福島將軍を偲ぶ」ナル

(ラヂオ) 御講演ヲ聴キ感激

ノ余 (西伯利亚単独旅行記)

「ベルリンより東京へ」ナル

著書ヲ購読致シ度氣起り候ニ付テハ

御多忙中寔ニ恐縮ニテ候

へ共其ノ発行所(住所及店名)

ヲ御教示被下度懇願

奉り候

敬白

この記述から昭和十四年二月十九日の晩に小里が福島について語ったラヂオ放送「福島將軍を偲ぶ」が放送された事が分かる。

小里の肩書から当時福島大将会なる会が存在していた事が伺え、番組内では既に市長職から退いた小里は先の肩書で紹介されていた事が伺えよう。葉書の表には「巳卯二月廿三日復ス」と小里の字で記され、小里から返事が送られた事が分かる。文中では福島がシベリア単騎横断の記録を纏めた著書『伯林から東京へ単騎遠征』(28)についての購買先を差出人が小里に訪ねている様子から、この書籍についても講演中に小里が触れたであろうことが伺える。小里からの返信は全員に返信している訳でなく、先の様に返信したものには返信をした旨を、封筒、或いは日記帳の発信欄に記しており、返信されたものを含めてみていく事で一層豊かな人的交流の拡がりを伺う事が出来る。

史料16 はがき二七 昭和十四年二月十九日

後澤友一郎↓松本市田町 小里頼永様

拝啓

益御健勝得たりと奉慶賀候、

本夕之「福島大將を語る」ラヂオ乃

御講演吞吐朗々言ニ力あり拝聴

し居ツ、豐饒たる御風采を偲び

致稍感泣致し居候偏に御自愛を

祈上候

敬具

ほかに小里の放送をきっかけとして福島ゆかりの品々について小里へ知らせる来簡も散見される。

史料17 はがき二七 昭和十四年三月一日

東京市豊島区池袋三ノ一三三二 旧福島邸跡 小山量輔↓長

野県松本市 小里頼永

未接馨咳候得共私ハ信州布引山麓(原文は山に鹿)ノ者ニ有

之先年同郡ノ故篠原和市君九段中坂望遠

館止宿中錦地ニ於テ貴下ノ御援助ヲ以テ以テ瓦

斯会社創立当時全君ヨリ貴下ニ面謁ヲ勸メラ

レ候モ私ハ水電事業ノ為メ忙殺セラレ遂ニ機ヲ逸シ

遺憾ニ存居候次第這回不顧非礼得貴意候ハ故

福島大將ノ偉徳御顕揚ニ多年御尽力被成下

候段一昨年諏訪郡ノ小学教員早出三郎ナル人ヨリ
モ福島会ノ事ヲ伺ヒ候ニ付全氏ヘ大将ノ遺品数点
ヲ贈リ貴下ヘ御紹介方依頼候処不徳ニモ全氏ハ
其俥放任仕候テ今日ニ至リ候処実ハ猶私手許ニ大
將ノ有力ナル遺品有之ニ付是非共福島会ニテ御保存
願度御御送り申上候ヤ或ハ会員ニテ御上京ノ御序ニ御
持チ帰り願ワレバク候ヤ一寸御指示奉煩度候敬具

福島関連の史料等を所蔵しているという人物から放送をきっかけに
小里が会長を務める福島安正の顕彰会である福島会へ寄贈申し出がお
こなわれている。前段で信州の小学校教員に小里への取り次ぎを依頼
した際に送った史料について音沙汰がなく、小里のラジオ放送を聴い
た事で手元にあるものについて小里へ直接問い合わせた様だが、その
後寄贈申し出がおこなわれている史料がどうなったのかは詳らかでな
い。送り主である小山量輔なる人物は差出住所にわざわざ「旧福島邸
跡」と書いており、思い入れの強さも伺える。

史料18 はがき二七 昭和十四年二月二十一日

香川県高松市中野町 奥村綾谿↓長野県松本市 小里頼永

拝啓未接警咳被得共寸指拝呈仕候昨夜御放送之
ニテ御講演ノ「福島將軍ヲ偲フ」ハ全国ノ青少年ニ多
大ノ感銘ヲ與ヘタル事ト確信仕候御講演中西比利
亜遠征記ノ筆者ハ不明ナルモノ、如ク聴取致セシガ右筆執ハ

今ハ故人トナリタル當時朝日新聞ノ記者西村晴彦氏ガハルビン
辺ニ將軍ヲ出迎ヘ將軍ノ親ク語ルトコロヲ筆記シタルモノニテ
當時ノ朝日新聞ニ掲載アリ当時壯年ノ小生ハ之ヲ一読シ將
軍ノ壮拳ニ感激シ拙詩七絶ヲ賦シタリ前半ハ忘却セシモ後
半ハ「最是貝加湖畔路雪没双腰付不覺寒」丈ヲ記憶

致居候尚ホ將軍ノ伝草稿ハ震災ノ厄ニ罹ラレシ由痛惜ニ堪

ヘズ幸貴下ハ御健在故再ヒ御編纂刊行アランコトヲ切望仕候 敬具

○西村晴彦氏ハ鹿児島県種子島ノ人ニテ重野成斎翁ニ例待文名高シ

右の史料18では小里の講演内容に触れ、「西比利亜遠征記」の筆者
について小里がその筆者が不明として講演した事を訂正しており大阪
朝日新聞記者であつた西村晴彦の手になるものである事が伝えられて
いる。先の西村が福島から聞き書きした内容を『伯林から東京へ単騎
横断』という書籍にしており、これを指しているものと思われる。

また、小里の講演内容の一端に触れる文言も確認できる。「將軍ノ
伝草稿ハ震災ノ厄ニ罹ラレシ由痛惜ニ堪ヘズ幸貴下ハ御健在故再ヒ御
編纂刊行アランコトヲ切望仕候」と、小里が講演中で福島の伝記編さ
んが既存のもの以外に企図されていたことが伺える。

それと共に差出者は小里が健在のうちに「再ヒ御編纂刊行アランコ
トヲ切望仕候」と小里へ福島安正の伝記刊行への期待を寄せている。

この「將軍の伝草稿」が何をさすのかは具体的に不明であるが、小
里の関係文書中には冒頭で触れた「福島大将伝」なる草稿が含まれて
おり、「將軍の伝草稿」との関係を伺わせる。他に大正三年に福島安正

からの聞取りメモが文書中には確認でき、関連を伺わせるが別稿にて検討することとしたい。この他小里頼永の日記中に福島安正に関する記述が散見され、福島の顕彰会で小里等によって設立された福島会に関するものや、福島安正の嗣子である福島四郎との親交が伺われる記述等が複数確認できる。

また前述のとおり小里家の文書等のうち松本市立博物館所蔵分の内容については未見でありそちらにもなお若干の関連する文書等が含まれている可能性がある。他日を期してそちらの内容についても調査したい。

おわりに

以上、本論では福島安正から小里頼永宛に差し出された書簡類の内容の若干についてみてきた。取り上げた書簡類については、ただ著名な歴史人物のものであるという矮小なところでなく、市政の動向にも関わりを見せる人物の郷土との関わり方、更には歴史公文書だけでは辿る事の出来ない「継ぎ目」部分の経過を明らかにするうえでも有用な文書であるといえる。現存の松本市役所文書中の該当文書と連関を持たせることによって、巷間言われていること以上の史実が立体的に復元も出来よう。そういう面からも小里家文書、松本市役所文書、更には前述の差し出された文書、松本市立博物館所蔵となっている小里家文書等を情報の網として繋ぎ合わせ、利活用や研究の蓄積によって見える近代松本の豊かな人的ネットワークからは、今や全国的な現象

として細りゆく地方都市にすまう人々の在り方、またひとつの地方都市の持つ独自性や潜在性を分析し改めてこれからの在り方を多角的に検討していくうえでも有用な営みである。本稿が些かでもそのための「つなぎ」の一助になれば幸いである。

註

1 小里家文書については、平成の松本市史編纂時に松本市文書館編『松本市文書館史料目録』第一集へ総数が一表として図示されているが、これは総数というより目安としての範疇のものであり、実際の員数からかけ離れる。再整理の過程で小里以外にも両親や妻、妹の錦子宛てや小里没後、戦後のものも一定数が含まれている。分類に関しても書簡に該当してくるものが、書類の部に含まれている等、総数を割り出すのはさらに時間を要する事が想定される。

移管済みの松本市役所文書中には、小里在任時の簿冊内に小里宛の書簡が簿冊綴じされているものが確認できる。行政手続き等を経て成果物に結実した小里の事跡に絡むもので、廃棄さえされていなければ内容の濃度がより濃い記述のあるものについては文書館へ未移管の松本市役所文書中にもなお一定量が含まれるであろうと予想される。

2 国立国会図書館リサーチナビ 憲政資料室 福島安正関係文書
(<https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/kensei/fukushi-mayasumasa>)

3 太田阿山編『福島將軍遺蹟』（東亜協会、一九四一年、三五五頁～三六六頁）には、「大正四年日誌摘要」と題した藤岡芳蔵氏所蔵とされる福島安正日記の摘要が翻刻されている。記載内容から見て、註2で言及した関係文書から欠けた福島の日記帳の一冊と思われるが、先の刊行物

が出ている時点でも既に福島安正の関係文書中から欠落が出ている事が伺える。ネットオークション上等において福島安正宛の書簡が売り買いされる例が散見され、散逸している書簡類についてはオープンになっていない状態で市場を回している一群があるものと推察される。

- 4 伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』（吉川弘文館、二〇〇四年、三四五頁～三四六頁）

- 5 本庄比佐子「日本陸軍と中国―資料紹介：福島安正宛書簡3通」(『近代中国研究彙報』三巻、東洋文庫、一九八一年、一頁～一二頁) 先の本文中では未整理とされているが、現在は公益財団法人東洋文庫閲覧室で閲覧する事が出来る。請求番号…一五二一三「贈福島大将機密尺牘／山澤静吾『等書』」となっているものが該当の文書である。一軸に四通が軸装され二八cmほどになる。全文先の報告中で翻刻されているので参考とされたい。

- 6 小里家文書を見ると、書類、書簡、写真とその種別が分けられたうえで仮整理の様な状態であると共に、例えば封筒と分離された状態の書簡が書類の部に入っていたり、複数点の冊子やメモが散見され、漸進的に再整理の手が入っているが、総数を改めて割り出すにはなお一定の時間を要する。

- 7 松本市立博物館収蔵の小里家関係資料については、文書館所蔵分の照らし合わせの中で、例えば空箱のみは市立博物館収蔵分に含まれているが、文書館所蔵分の写真中にはその中身がある状態で小里の写る傍らに現物が確認できるといった具合に双方のモノと文書を繋ぎ合わせることによって文書と資料から初めて得られる情報もあり、どこかの段

階ではそれらの照合をおこなう営みが必要である。

- 8 松本市文書館編『松本市文書館史料目録』第一集（松本市、一九九九年、四五～九四頁）及び、松本市文書館HP(<https://www.city.matsunoto.nagano.jp/soshiki/3/4316.html>)の小里里家文書目録を参照のこと。

- 9 前掲註2、福島安正関係文書目録(https://ndlsearch.ndl.go.jp/fil/le/rnavi/kensei/fukushimayasumasa/index_fukushimayasumasa.pdf) 書簡類の本格的な照らし合わせは今後検討を深めていくうえで必要があるものの、現時点で実物として確認出来ているものとしてはごくわずかである。一方日記中に来簡、また差出した事が確認できるにも関わらず現存が確認出来ないものも確認している。

- 10 国立国会図書館デジタルコレクション「福島安正」(『福島安正日記明治四十年日記摘要 附満韓視察記事』(憲政資料室収集文書)、明治三十九年十月～明治四十年十二月 (<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000039-111451076>) 明治四十年三月十七日の項

- 11 松下孝昭『軍隊を誘致せよ 陸海軍と都市形成』（吉川弘文館、二〇一三年）

- 12 古くは渡邊善房『小里頼永翁伝』（小里頼永翁伝刊行会、一九三三年）の「かく小里市長と福島將軍とは深い関係があり、且つ例の歩兵五十連隊設置運動当時、將軍が参謀本部にあつて絶大なる応援をされ（後略）」といった記述などみられる。同時に本文中では福島の誘致に関わる挿話として小里に最後まで兵営地の内定先を洩らさなかったという点が福島の人物像を褒め称える一挿話として取り上げられてい

る。

- 戦後のものでは『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌別篇人名』（東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会編、一九八二年）では福島安正の項に「松本歩兵五十連隊誘致の時には、松本藩士で彼の友人でもあった福島安正（当時の参謀次長）の協力も見のがすことはできない。」という文言がみられる。引用文献として、戦前の巷説に多く依拠している事が伺われる。堀越好雄『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』（歩兵第五十聯隊史刊行会、一九八四年）では「軍中央部も、この熱意に動かされたのは勿論であるが、それ以上に尽力されたのが、福島参謀次長だった。」とやはり福島が誘致に与えた影響の大きさを強調しつつ、文脈としては、運動の「熱意」が誘致を決めたという筆致である。しかしながら、これは福島安正というネームバリューの大きい人物を誘致の変遷に入れ込む事でいわゆる「郷土教育」上で見られた現象と同じく誘致運動の歩みを華々しく見せようとする狙いがあったと思われる。
- 13 松本市『松本市史』第四卷旧市町村編Ⅱ（一九九四年、三七二頁～三七七頁）
- 14 松本市『史料開智学校』第一卷学校日誌(1)（重要文化財旧開智学校資料集刊行会、一九八八年、四五三頁～四五四頁）「明治三十九年度男子部日誌」五月十五日の項
- 15 松本市『松本市史』下巻（一九三三年、三五五頁～三五七頁）
- 16 前掲註14、五月十七日の項、四五五頁
- 17 小里家文書書類四七七・四〇四七七・七「歩兵五十連隊歡迎ノ辞」
- 18 『史料開智学校』第一卷学校日誌(2)（重要文化財旧開智学校資料集刊行会、一九八九、三二二頁～三二三頁）「大正三年度校長日誌」六月七日～六月九日の項
- 19 前掲註18、十一月十四日の項、三二六頁
- 20 前掲註18、十一月十五日の項、三二七頁
- 21 土地台帳 北深志6 四〇一―一六〇〇、松本市役所
- 22 小里家文書書類三九二「福島大将に関するメモ」
- 23 小里家文書冊子四三「福島大将1、3、4、5、9」「福島大将伝」として刊行が計画されていた形跡があるものの、実際には未刊行で終わってしまったものと思われる。また、前述の『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌別篇人名』福島安正の項で引用文献として引かれている松本市教育会「福島大将伝記資料」との関連が伺えたものの本稿脱稿まで回答を得る事が出来なかったため、不詳。
- 24 文書に記載の日付等をもとに松本市中央図書館司書、永元雄大氏の御教示による。信濃毎日新聞データベース、昭和十四年二月十七日
- 25 前掲註24、信濃毎日新聞データベース、昭和十四年二月月十四日
- 26 小里家文書はがき二七小里頼永宛一宮操葉書、昭和十四年四月三日
- 27 遠藤正教「コラム 沢柳の肉声」『平成二十七年成城学園・松本市連携企画生誕一五〇周年記念特別展沢柳政太郎とその時代』（成城学園教育研究所・松本市立博物館分館重要文化財旧開智学校校舎・松本市立博物館分館旧制高等学校記念館編、二〇一五年、十五頁）
- 28 福島安正『伯林から東京へ単騎遠征』（小西書店、一九一八年）

自治体文書館の基礎 ―統治、アイデンティティ、民主主義―

石井 敬一

はじめに

松本市文書館（以下「当館」という。）は、平成十年（一九九八）、松本市史編さんの過程で収集した旧役場文書や地域文書を保存し、市民の閲覧に供することを目的として開館した。以後、主として古文書等の地域文書を中心に収集・保存し公開するとともに、資料をもとに長らく市民向けの歴史講座等や紀要等の刊行を行ってきた。

のべ利用者数は概ね順調に推移したものの、次第に利用者層が固定化し、新規利用者、とりわけ若年世代の開拓が課題となっていた。コロナ禍を機に運営環境は年々厳しくなり、前年度並みの水準を維持することも難しくなった。事業運営に不透明感が増し、将来に向け見直しの必要性を感じるようになったのである。

このような中、松本市の文書保存年限の見直し（最長…永年↓三十年）に伴い、保存年限を経過した非現用公文書から歴史公文書を評価・選別し、毎年度継続的に受け入れることになった。初めての本格的な公文書の移管である。筆者は、これができるだけ早期に軌道に乗せ、

公文書と地域文書の実質的な二本柱を確立したいと考えた。文書館に歴史公文書が移管され、誰でも閲覧できるように整理・保存されていなければ、市民が市政の歩みを顧みることができない。何よりも他に博物館や図書館等の類縁機関がある本市において、当館が埋没せずに存続していくためには、たとえ地味ではあっても、他にはない役割を果たしていかなければならないからである。

もとより、地方公共団体が設立した文書館（以下「自治体文書館」という。）（１）の事業内容は、条例の範囲内であれば見直しは可能である。しかし、そもそも文書館とはどのようなものかという問いに向き合わなければ、何をどのように見直すのか明確でないように思われる。そこで本稿では、別稿で述べたことの重複も含め、今一度アーカイブズの基本・原点に立ち返って考察し、これからの運営を考える糸口としたいものである（２）。

なお、本稿は、制度や法令の理解等を含め、筆者の私見であって、当館や松本市の見解でないことをお断りしておく。

一 アーカイブズとは、文書館とは何か

(一) 語源・沿革

英語のアーカイブズ (archives) は、ギリシア語のアルケイオン (archeion) を語源にし、「統治者の所在する場所とそこで作成、保存される文書の集成」を意味するといわれている。アルケイオンは、名詞のアルケー (arche) に由来し、アルケーには「始原、最初のもの」と「権力、支配」の意味があるとされる。そこでアーカイブズにも権力の源泉、権力の所在を示す証拠という意味が含まれているといわれている(3)。文書館ともっとも深い関わりがあったのは、「歴史」でも「古文書」でもなく、「統治 (ガバナンス)」であったのである。

そもそも記録の作成、保管、保存は、権力者にとって統治の正当性を示す不可欠の営みであり、統治の一形態である「民主主義」社会だけに必要とされるものではない(4)。しかし一方で民主主義は、主権者である国民が統治者であり、被統治者でもある政治形態である(「治者と被治者の自同性」(カール・シュミット))。主権者である国民が適切に国や自治体の活動を監視し、コントロールするためには、国や自治体がどのような情報を有しているか明らかでなければならない。アメリカ第4代大統領マディソンの次の言葉はよく知られている。

人民が情報を持たず、情報を得る手段もない民主政治は、喜劇か悲劇を、おそらくはその両方をもたらす。知は無知を永遠に支配

する。自治を獲得しようとする人民は、知識が与える力で武装しなければならない(5)。

そこで、国民は国に対して、いわゆる「知る権利」である政府情報開示請求権を有していると解される。具体的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)第三条に定める情報開示請求権と公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第一六条第一項に定める特定歴史公文書等利用請求権である(6)。このことを文書館側から見ると、文書館は民主主義を支える、ガバナンスを検証する機能を有するといえる(文書館の機能については後述)。

(二) 定義

アーカイブズには、以下の(1)～(3)の意味があるとされている。

- (1) 業務遂行の過程で個人または組織により作成・收受されて蓄積され、ならびにその持続的価値ゆえに保存された記録(7)
- (2) アーカイブズを保存し、利用できるようにする建物
- (3) アーカイブズを選別、取得、保存、提供することに責任をもつ機関又はプログラム(傍線・傍点筆者。以下同じ)

(1)は、「文書館資料」としての意味、(2)は「文書館」としての、(3)は

「文書館機能」としての意味である。(1)は統治から由来したものと思われ、「利用・提供」を前提とした民主主義的な要素(一)は無く、それは(2)及び(3)中に表れている。ひと口にアーカイブズといっても、複数の意味があり、該当する適当な日本語がない。そこで近時はそのまま「アーカイブズ」の語が使用されることが多くなっている(8)。

この定義から導かれるアーカイブズの特徴としては、①アーカイブズか否かの判断基準は、設置主体である「親組織等の業務から生じた記録」である。当館では松本市から移管されるガバナンスに関わる公文書等がこれに該当する。文字以外の電子記録や映像、音声などの形態や、紙、フィルム、電磁媒体など媒体を問わない。また、生の記録であって複製物(図書など)は含まない。これに対して、親組織等の業務と関係なく収集された資料は、本来の意味のアーカイブズではない。博物館や図書館と大きく異なるところである。

②業務を跡づけるためには、アーカイブズというとおり、記録の群又は塊として存在するものである。

③②との関連で、塊の構造や性格を分析し、いつ、どこで、誰が、どのような経緯で記録を作成したのか等、目録作成に必要な状況や背景(コンテキスト)に関する情報が不可欠となる。アーカイブズの内容(コンテンツ)は、博物館資料や図書館資料に比べて、専門的であり難く、また不完全なものが多いからである。例えば、ここに松本市のマスコットキャラクター「アルプちゃん」の絵が描かれた一枚の紙があるとする。その絵がいつ作成されたものかは不明だが、決め手は、その紙が他のどのような文書と一緒に綴じられていたかである。

選定委員会等の意思決定機関の会議資料と一緒にあれば最終案に近いものであり、他の多くの図案と一緒に担当課の綴りの中になれば、応募等比較的初期段階のものと考えられる(9)。このことは、アーカイブズを取り扱う際の基本原則も同様である。例えば、①文書を受け入れた後、文書内容が類似していても、受入れ前の出所の異なる文書を混在させない(「出所原則」)、②出所で付与されたファイルや簿冊などの分類・配列を尊重する(「原秩序尊重の原則」)等である。

二 文書館資料の意義と文書館の種別

(一) 公文書と地域文書

当館が受け入れている文書は、大きく分けて公文書と地域文書である。それでは、アーカイブズとなる公文書とはどのようなものか。この点において、公文書管理法は、直接「公文書」ではなく、「公文書等」として、「行政文書、法人文書、特定歴史公文書等」(第二条第八号)としている。そこで、「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成・取得したもので、イ組織的に用いるものとして、ウその機関が保有しているものと定義される(第二条第四項)。この行政文書の定義は、情報公開法によって初めて定義され(同法第二条第二項)、公文書管理法に引き継がれたものである。とりわけ俎上に乗るのは、イの組織共用文書である。これは行政文書とそれ以外の職員の私文書等を分ける要件であるが、境界が曖昧である点が課題である(10)。現在は、多く

の自治体の情報公開条例において、おおむね右の国の定義と同様な規定を置いている（例えば、松本市情報公開条例第二条第二項）。

これに対して、「地域文書」については、確たる定義が見当たらない。当館では、「寄贈等により収集された松本市域に関する文書」として、おおむね古文書や地域史料と同様な意味に解している。わが国は、諸外国に比べ古来より多くの文書が残されてきたといわれている（11）。この中には、江戸時代の村方（地方）文書のように、事実上の公文書の役割を持つものまである。地域文書の位置づけについては、文書館により微妙な違いがあるようである。公文書だけで過去を検証することは現実的でなく、また適当とも思われないため（12）、公文書を補完するだけでなく、むしろ公文書とともに地域の歴史の全体像を明らかにするものととらえるべきである。狭義のアーカイブズとは異なるが、地域の特色ある市政や歴史、人物などを語り継ぐために必要であり、収集すべき資料である。収集には、所有者の意思と合致し、当館の地域文書収集基準に該当することが必要である。

（二）なぜ文書を残すのか

わが国で古くから公文書などの様式や保存年限等を定めたものとして公式令（きしきりょう）があり、大宝律令（七〇一年）まで遡るといわれている。これに対して、ドイツの社会学者、マックス・ウェーバーが指摘した近代官僚制の特徴である文書主義は、正確性の確保と責任の明確化を図るため、明治期以降に国や自治体で法律や条例などの法形式をとつ

て導入された（13）。

現在、行政機関等の統一的な文書管理を定める公文書管理法は、文書主義について次のように規定している。

（文書の作成）

第4条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯を含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。

ただ文書を作成すればよいのではなく、意思決定の過程や事務事業を検証できるレベルが求められている。これは、憲法が定める「国民主権（民主主義）―表現の自由―知る権利―情報公開―公文書管理」の流れに対応したものであると考える。

（三）組織アーカイブズと収集アーカイブズ

組織（機関）アーカイブズは親組織の記録のみを扱う文書館であり、収集アーカイブズは、出所である個人や組織を離れた記録のみを受け入れ又は収集し、整理、利用に供する文書館である（例えば、国文学研究資料館）。現在は、国立公文書館のように両方を扱う文書館が一般的であり、当館もその一つである（14）。

三 文書館の機能・役割は

文書館の機能・役割については、設置主体（Ⅱ親組織、国や自治体、企業、大学等）により重点の置き方が異なると思われ、論者によって様々な見解がある（15）。例えば、アメリカのシェレンバークの見解によれば、(1)行政の効率性の向上、(2)文化的資源の保存、(3)個人の権利の保護、(4)行政事務への活用を挙げている（16）。

これに対して、筆者は、①（対内的）業務運営の適正と効率化、②（対外的）説明責任や法令順守、権利義務の証明等、③歴史的な資料の保存・提供、④ガバナンス（統治）の検証、⑤住民としてのアイデンティティの確認と考えている（17）。

①は、アーカイブズの定義（一）（二）から当然ともいえるが、設置主体の効率的で適正な業務を支えることである。われわれは業務遂行過程で生じた変化や課題に的確に対応するために、必要な時に必要な資料（歴史文書）に効率的にアクセスし、エビデンスに基づいた合理的な判断が求められる。業務運営を円滑にし、大切な利害関係者（住民、顧客、取引先等のステークホルダー）に迷惑がからないようにするためである。筆者は、このことについて一般の人々に知ってもらい、アーカイブズについて関心を持ってもらえたらと思う。

これに対して、組織外から求められる機能として、
②統治の正当性を証明するという沿革（一）（二）から、社会に対する説明責任（18）、コンプライアンスの確保、権利義務の証明等、具体的な資料を示し、対外的な信用を保つ機能である。当館で実施している

旧公図・土地台帳の閲覧もこれに含まれよう。このほか、諸外国では、法制によりわが国の登記（法務局）や住民登録、戸籍情報（市区町村役場）等を扱うところもあり、欧米やオーストラリアでは「家系調査」に多くの市民が文書館を利用するようである（19）。

以下は公文書管理法第一条の目的部分である。同法は公文書管理について定めるものであるが、右の①、②については、おおむね次の究極目的a、究極目的bに対応するように思う。

この法律は、（中略）「直接目的」筆者。以下同じ」行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって「究極目的a」行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、「究極目的b」国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

③歴史的な資料の保存・提供もアーカイブズの定義に含まれる。ひと口に保存・提供といっても、そのあり方は多様である。しかし、先進諸国であっても市民のアクセスを保障した近代的アーカイブズに至るには、それぞれ厳しい歴史をたどっており（20）、それは、ひとえに民主主義と国民（市民）の成熟度合いにかかっていると考ええる。

上記①～③は文書館を含むアーカイブズ一般に該当するが、自治体文書館においては、次の④、⑤が重要である。

④ガバナンス（統治）の検証 市民の目から見て、「法律や条例など

住民の暮らしに影響を及ぼす社会の決まりについて、その内容とそれが成立した経過を後の世代の人たちが、しっかり検証できる仕組みであり、それが民主主義を支えることにつながる」(21)機能である。知る権利については、一(一)を参照。

⑤住民としてのアイデンティティの確認 「先人の遺した貴重な資料から国や地域の優れた文化や伝統を理解することであり、それが国民としてあるいは地域住民としての誇りや自信につながる」機能である。当館が毎年開催している「文書館講座」において受講希望が多いのは、松本城や町並み形成、明治初期に本市に県庁が置かれた筑摩県、自由民権運動など、地域の成り立ちや市民共通の記憶に関わるものが多い。

住民としてのアイデンティティは、国民主権や住民自治といった民主主義の担い手である個人のアイデンティティの重要な構成要素である。一方、地域が置かれている深刻な少子高齢化と人口減少、自治体の広域化等により、住民としてのアイデンティティは危機に直面している。

しかし、将来想定される災害や生活弱者対応などの住民生活を見据え、身近な地域社会を維持、再生し、継続していくためには、住民としてのアイデンティティは不可欠である。文書館は過去を振り返るためだけの施設ではないであろう。住民としてのアイデンティティの再構築に向けた取り組みがますます重要になっている(22)。

この点において想起されるのは、自治体の情報公開条例や公文書管理条例の第一条(目的)中に「知る権利」が明記されている例がある

ことである。周知のとおり、情報公開法及び公文書管理法のそれぞれ第一条(目的)には、「知る権利」の明記は見送られている。その理由の一つとして、「知る権利」の根拠(一(一))と情報公開法の目的が、民主主義社会の維持発展に資するという点で重なるため、あえて明記するほどの重要性はないと判断されたことにあった(23)。しかし、「知る権利」には、実はもう一つ、人権本来の機能である個人の人格の発展に不可欠(24)という面があった。「知る権利」の相手方である自治体(文書館含む)には、行政情報のみならず、地域の歴史・民俗など住民がアイデンティティを確認し、人格の発展に不可欠な情報が多く保存されている(25)。そうだとすると、今日地域社会において、「知る権利」には、もはや民主主義の一手段にとどまらない役割が求められているのではないか。その意味で先の情報公開条例等に「知る権利」が明記されたことは、正当であったと考える。

四 わが国の公文書管理の歴史概観

律令制の時代から近世まで、わが国では組織や家の運営のために、多くの記録が作成され、保存・活用されてきた。墨と和紙による文書、紙の表裏を使う、いわゆる「もったいない精神」などにより、世界に類をみない「古文書大日本」(26)となった。江戸時代には文書量が急増し(27)、それまで、ともすれば個人の物として捉えられていた記録について、八代將軍吉宗のブレーン荻生徂徠は、『政談』(享保十一年・一七二六頃成立)の中で、留帳(記録)が業務の効率性を向上さ

せることを説いている。

わが国の公文書管理を含むアーカイブズ史については、近代以降が重要と思われるので、参考までに表1として示した。

以下は、明治四年（一八七二）、伊藤博文が大隈重信、井上馨、渋沢栄一に送った「大蔵省職制章程草案」の建議に関する意見書の一部である。

大蔵省より出納する所は、皆政府の公金にして、日本全州より出すところの租税なり。故に一銭もこれを忽せに出納すべきに非ず。於此、会計に係りたる書類の証拠となるべき物は勿論、その簿冊の如きも、これを記録司の庫中に保存し、千百載の後に留め置き、以て当時の状を後世に知らしむべきこと緊要の事務に非ずや。

（中略）出納の簿冊にして全州の会計を知るべき基本たる書も、僅かに一小冊に止まるに付、之を失ふ時は再び之を推知するの法なし。若し如此の状にて数十年を経ば、如何にして当時の会計出納の証を知ることを得んや。他日開化の進歩大いに拡充し、国民より名代人を出して議院に臨ましめ、以て当時の会計を難儀せば、その時に当り大蔵卿は何の書冊なんの証書を抜いてその支払いを探知し国民の問いに答えん歟（28）。

伊藤は、前年の明治三年から約半年間、財政幣制調査のため渡米しており、将来を見据え細部まで把握していたことが窺われる。第一回帝国議会開会（明治二十三年）の約二〇年前のこの時期に、すでに国

民代表機関である議会を構想し、国民への説明を意識している。

岩倉使節団に随行した久米邦武は『米欧回覧実記』で、博物館や図書館と異なり、文書館に「アルチーフ」という原語をそのまま使っている。ほかに「書庫」という言葉もあり、適切な用語が見つからなかったものと思われる。一行は、この時すでに文明の発展や国づくりの本質を知り得ており、それを博物館や書庫が担っていたことを理解していた。

国ノ興ルヤ（中略）必ず順序アリ、先知ノモノ之ヲ後知ニ伝ヘ、先覺ノモノ後覺ヲ覺シテ、漸ヲ以テ進ム、之ヲ名ツケテ進歩ト云フ、進歩トハ、旧ヲ捨テ、新シキヲ図ルノ謂イニ非ザルナリ（29）

西洋ノ日新進歩ノ説、日本ニ伝播シテヨリ、世ノ輕佻慮リ短キモノ、逐逐然トシテ、旧ヲ棄テ新ヲ争ヒ、所謂新ナルモノ、未ダ必モ得ル所ナクシテ、旧ノ存スベキモノ、多ク破毀シ遺ナキニ至ル、噫是豈日新ノ謂ナランヤ、進歩ノ謂ナランヤ（30）

西洋ニ博物館アリ、瑣碎ノ微物モ、亦収メテ蔵ス、書庫ノ設ケアリ、廢紙断編モ亦収録ス、開文ノ至リナリト云ベシ（31）

一行が帰国後、国家の政策遂行方針に据えたのは、「旧ヲ棄テ新ヲ争」う急進的な開化主義ではなく、歴史と経験を重視し、過去の経験を着実に積み重ね、「漸ヲ以テ進ム」漸進主義であった。その後、博物館は

表1 わが国近代アーカイブズ略年表

西暦（和暦）	主要な出来事	博物館・図書館等の主要な出来事
1871（M 4）	・ 6月、伊藤博文「大蔵省職制章程草案」建議 ・ 7月、太政官に正院記録局設置	
1872（M 5）		・ 東京国立博物館開館 ・ 書籍館開館（帝国図書館の前身）
1873（M 6）	・ 5月、岩倉遣欧使節団、ヴェネツィアで「アルチーフ」視察（久米邦武『米欧回覧実記』） ・ 11月、内務省新設（初代内務卿：大久保利通～1878（M11）5月）	・ 第1回松本博覧会開催
1874（M 7）	・ 1月、「内務省職制及事務章程」仮定 → 第18条に「全国ノ記録ヲ保存スル事」を規定	・ 大久保利通「殖産興業に関する建議書」
1875（M 8）	・ 4月、内務省「全国記録保存」にかかる太政官達第68号 ・ 7月、内務省で火災発生	・ 3月、博物館が文部省から内務省へ移管 ・ 8月、大久保利通「博物館の議」
1877（M10）		・ 第1回内国勸業博覧会開催（東京上野）
1885（M18）	・ 内閣制度発足 ・ 「内閣職権」制定（大宰相主義）（※1） ・ 内閣記録局設置（次長：小野正弘）	・ 内閣文庫開館（～1971（S46）国立公文書館開館）
1886（M19）	・ 各省官制通則制定（各省統一的な文書管理を規定） ・ 「全国記録保存」（太政官達第68号）廃止	
1889（M22）	・ 大日本帝国憲法発布 ・ 「民法典論争」始まる（～1892） ・ 「内閣官制」制定（※2）（同輩中の首席）	
1890（M23）	・ 各省官制通則全部改正（統一的な文書管理規定を削除） ・ 第1回帝国議会	
1891（M24）		・ 松本市中央図書館（開智書籍館）開館
1893（M26）	・ 内閣記録局→海軍軍事費捻出のため経費節減により、内閣書記官室記録課に格下げ	
1906（M39）		・ 松本市立博物館（明治三十七八年戦役記念館）開館
1945（S20）	・ 史料保存運動の展開（戦後～60年代）	
1948（S23）	・ I C A（国際文書館評議会）発足	・ 国立国会図書館（付・憲政資料室）開館
1949（S24）	・ 野村兼太郎ら研究者96名が「史料館設置に関する請願書」提出（衆参両院へ）	
1950（S25）		・ 図書館法制定
1951（S26）	・ 文部省史料館開館	・ 博物館法制定
1959（S34）	・ 山口県文書館（もんじょかん）開館（わが国初めての文書館） ・ 日本学術会議→内閣総理大臣宛「公文書散逸防止について（勧告）」	
1960（S35）	・ 文書館設立運動（60～70年代）	
1971（S46）	・ 国立公文書館開館	
1974（S49）	・ 藤沢市文書館開館（単独館として市町村立では初）	
1980（S55）	・ 文書館法制定運動（80年代）	
1987（S62）	・ 公文書館法制定	
1998（H10）	・ 松本市文書館開館	
1999（H11）	・ 情報公開法制定（2001年施行）	
2009（H21）	・ 公文書管理法制定（2011年施行）（各省官制通則（1886）以来）	

※1 「内閣職権」は内閣機構の運営に関する基準のことで、主として内閣総理大臣の職責を明確にしたもの。各大臣に「大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ統督」する強い権限を有していた（大宰相主義）。

※2 大日本帝国憲法中には「内閣制度」に関する規定は無く、「内閣官制」において、内閣総理大臣の各省大臣に対する統制が「同輩中の首席」にまで弱められた。首相官邸ホームページ「内閣制度の概要」kantei.go.jp/jp/seido/index.html。大石真『日本憲法史』講談社学術文庫、2020、144頁

文明を伝える装置として殖産興業政策と結びついて普及し(32)、図書館も新知識を習得する場として設置されていた。だが、文書館は政府の施策と結びつくことなく、およそ百年間設置されることはなかった。明治初期にあつた統治の正当性を証明するというアーカイブズの視点(三②)は潰えた。公文書を一般に公開するとともに、国民もそれを利用し日常生活に生かしていくという、民主主義の根幹ともいふべき意識もついに育たなかった。

太政官期において、大久保利通内務卿下の内務省は、明治七年、「内務省職制及事務章程」中に「全国ノ記録ヲ保存スル事」を定め、中央・地方の全官庁文書の集中管理を目指した(33)。原案には、公文書の厳重な保存と目録の提出を義務づけていたが、発せられた達第六八号(明治八年四月三十日付け)は目録の提出を命ずるにとどまった。

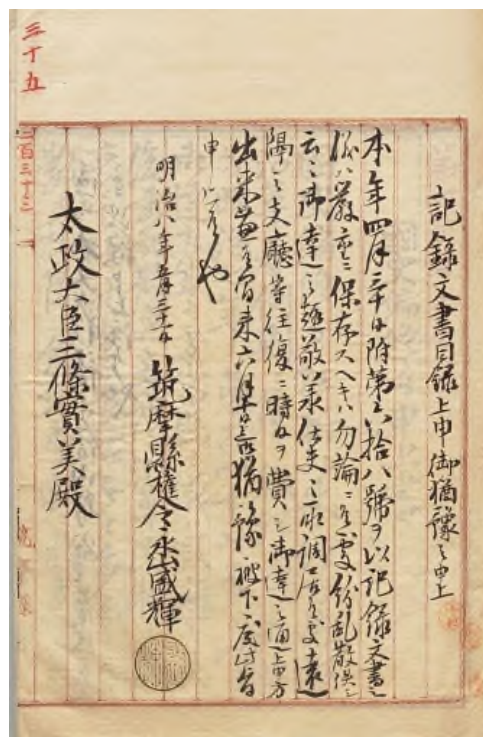
この達に対応した地方の公文書が国に一通残っている。本市に県庁が置かれた筑摩県からの文書で、明治八年五月三十一日付け、筑摩県権令永山盛輝から太政大臣三条実美に目録の提出期限の猶予を願ひ出した「筑摩県記録文書目録上申御猶予ノ儀申上」である(図版1)(34)。

敬承仕夫々取調居候処、遠隔之支庁等往復ニ時間ヲ費シ、御達之通上申方出来兼候間、来六月十日迄御猶予被下度、此旨申上候也

遠隔の支庁との連絡に時間を要し期限までに提出できないことを理由にしているが、慣れない文書の目録作成にも苦戦していたのではないかと思われる。この達第六八号は、明治十九年、「当時必要ト認め

タルモ、今日ニ於テハ之力効用ヲ見サルヲ以テ」十年あまりで廃止され、全国記録保存も財政難から実現しなかった。

公文書管理は、内閣制創設とともに徐々に後退した。明治十九年、各省官制通則が、各省の文書管理を作成から処分済文書の扱いまで統一的に定めたが、これらの規定はわずか数年で全部改正により削除された。以来、平成二十一年(二〇〇九)の公文書管理法制定までおよそ一二〇年間、わが国で行政機関の統一的な文書管理が法律で定められることはなかった。



図版1 筑摩県記録文書目録上申御猶予ノ儀申上 国立公文書館所蔵

五 はじめての公文書の移管その後

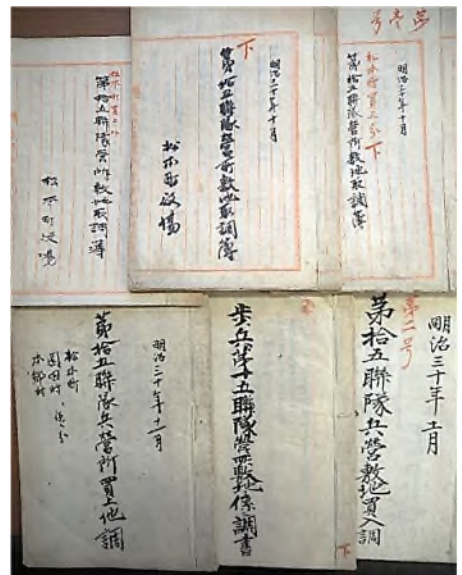
前号で触れた、当館のはじめての継続的な公文書の移管のその後について、若干触れておきたい。3次選別された簿冊を搬入した課は、現在まで六割弱にとどまっている。搬入された簿冊の中には、リスト

に無いものや照合困難なものも相当数あった。これらの整理、目録作成は文書館の仕事となる。筆者は前号において、公文書管理は、作成から保存・移管・利用まで文書のライフサイクル全体にかかるため、全庁を挙げて取り組まなければ実効性は期待できない、と書いたが、さっそく身をもって体験した形になった。

来年度以降も、過年度の未搬入簿冊が当該年度分に乗せして搬入され、整理が複雑化することが予想される。即効性のある対策は浮かばないが、むしろ長期的な視点でとらえ、自治体職員に働きかけながら毎年継続的に移管し実績を重ね、少しずつ精度を高めていこうと考えている。

今回移管された公文書の中で最も古いものである旧松本町の文書について若干紹介したい。本市（明治四十年市制施行）の母体となった旧松本町当時の文書で、明治三十年（一八九七）、歩兵第十五連隊（当時高崎）の松本移駐に係る敷地調及び買上調書類である（図版2）。現在の総合戦略室（旧政策課、旧企画課等）所管の文書群にあり、松本市役所書庫で保管されていたものである。当館の旧役場文書の来歴は、旧松本町と大正十四年（一九二五）合併編入した旧松本村のものが本庁舎書庫から、それ以後に合併した町村のものは、市史編さん時に旧役場書庫から直接搬入・移管されている。

現在、松本市を象徴する言葉として「3ガク都」（35）があるが、そう呼ばれるずっと前、本市がかつて「軍都」と呼ばれた時代があった。明治四十年に歩兵第五十連隊が誘致され駐屯した歴史があるからである。が、実は、その約十年前にも歩兵第十五連隊の移駐計画があった。



図版2 歩兵第十五連隊敷地調及び買上調書類 明治三十年

たものである。土地の場所、面積、所有者名などが連記され、中には、

旧松本町長であり初代松本市長であった小里頼永の名も見える。

この移駐計画は結果として失敗に終わったが、得られた教訓をいかし新たに編成された歩兵第五十連隊の誘致につながっている。旧駐屯地は、現在、信州大学、松本美須ヶ丘高校、松本市立旭町中学校が集まる文教地帯となっているが、^{りようまつ}糧秣庫が信州大学構内に残っており、微かにではあるが、今も「軍都」の痕跡をとどめている。

六 現用文書と歴史公文書に対する認識

われわれの歴史公文書に対する認識は、意識的か無意識的かを問わず、業務に使用されている現用文書に対するそれと大きな差がある。

日本では「現用文書」と「歴史文書」の間に非常に大きなへだた

予定敷地が既存の軍用地では不足なため、新たに陸軍省が二万坪を買い上げ、松本町が二万坪を寄附することになった（36）。この時作成され

りがあるということです。日本の官庁では「現用文書」は重視されますが、そもそも「歴史文書」というコンセプトを官僚はもっていない。(中略)最近つくづく思うのは、日本人はほんとうに「歴史感覚」や「歴史意識」があるのだろうかという疑問です。(中略)過去はすっかり水にながしてしまおう。(中略)日本人の歴史感覚の希薄さこそは、現用文書の重視と、もはや役目を終えた文書——これがまさに歴史文書なのですが——の軽視のなかにあらわれていると言わなければなりません。アーカイブの重要性の認識をこういった歴史意識の持ち主に期待する方がむりなのではないかと思うほどです(37)。

現在、多くの自治体において、現用文書の開示に係る情報公開条例はあるが、特定歴史公文書等の利用に関する公文書管理条例はないという状態が続いている。市民は憲法上の権利(知る権利)として現用文書の開示請求権を有しているが、歴史公文書の利用請求権は無いというアンバランスな状態である。利用者(市民)から見ても、現用文書と非現用文書である歴史公文書の扱いに、ここまで差をつける合理性はあるのだろうか。両者の区別は実際上相対的であると思われるからである。例えば、公文書の中には、保存年限を経過した後も引き続き業務に使用するため、文書館に移管されずに現用継続となるものが一定程度ある(松本市文書管理規程第五八条)。これらは現用(又は半現用)文書ではあるが、保存年限を経過している点からは、実質的には歴史公文書ともいえよう。

また、歴史公文書といえども、歴史的意義(三③)だけでなく、業務等にも有用である(三①②)ことも両者の区別が相対的であることを示している。自治体としては、歴史公文書の利用が見込まれないため、厳しい財政事情の中、市民要望の多い他の事業を優先し、やむなく後回しになっているということではないかと思われる(38)。

しかし、市民が歴史公文書により市政を検証するのは民主主義の根幹である。問われているのは、歴史公文書が現役世代のみならず将来世代の市民にとっても「国民共有の知的資源」(公文書管理法第一条)であるという想像力、感覚ではないだろうか。いつまでも現用文書として抱え込まずに文書館に移管し、歴史公文書を行政と市民がともに利用するという方向が望ましいと考える。

また、公法学、とりわけ憲法学の書籍においては、情報公開法の説明はあるが、公文書管理法まで触れることは多くない。説明があつたとしても、例えば「情報公開を適切に実施する前提となるのは、政府の保有する情報の保存に関する法整備である。」(39)、「実効的な情報公開の前提として、行政機関内部で適切に文書が作成・管理・保存・利用されることが必要」(40)などである。同じ政府情報開示請求権(知る権利)であっても、情報公開法の開示請求権(情報公開法第三条)については触れられているが、特定歴史公文書等の利用請求権(公文書管理法第一六条第一項)について詳しく触れられることはまずない。

同法については、第一条の直接目的(三②中)において、非現用公文書である歴史公文書等の保存と利用までを規律していることを見落とすべきでない。文書のライフサイクルの全体を見据えて規律してお

り、情報公開法の単なる前提にとどまらない内容となっていると解される（41）。

同様なことは、公文書管理法と情報公開法の関係についての見解の相違（一般法と特別法の関係か）にも言えるのではない。従来どおり、前者が実効的な情報公開の前提で後者が行政文書の利用とみれば、両者は規律対象が異なり、一般法と特別法の関係にはないことになる。誤解を恐れるが、結論は別にして、この見解は公文書管理法が特定歴史公文書の利用までを含めた文書のライフサイクル全体を規律していることをどうみるのであろうか（42）。

しかし、最近、憲法学からも、公文書管理に正面から言及する論考が現れている。例えば、「民主主権国家の存立の基盤に〈表現の自由〉—知る権利—情報公開—公文書管理」が存している（中略）憲法学は、情報公開についてはともかくとしても、冒頭で触れた一連の不祥事を受けるまで、公文書管理の重要性をほとんど指摘してこなかった（中略）公文書管理の意義を憲法論の中に定位することが必要である（43）。こうした見解が、さらに一歩踏み込んでアーカイブズ制度を憲法上どう位置づけるか、展開を見守りたい。

七 日本人とアーカイブズ

問題はまだその先にあるのではない。そもそもわれわれは、自治体文書館をはじめとするアーカイブズを利用し、日常生活に生かしているのか。それはひとえに、われわれが新たに経験した未知の事実

を重視し、フィードバックし、既存の制度や仕組みの検証・改善につなげることができるかにかかっている。疑問に思っていたところであるので、若干触れてみたい。近代軍事史研究者である田中宏巳は、戦争は国家を動かす理念の長所短所が如実に出るとし、「実戦の結果について、主観を一切排除し、あらゆる角度から客観的科学的な分析を加え、出てきた結論を素直に聞き、教訓には素直に従わねばならない。」とする。経験主義の英・米国は、未知の教訓に対してすぐに対策を講ずるが、既存の制度や規律に絶対的確信を置く国は、再学習で済ませることが多いとする。そのうえで日本人の考え方について、「どうしても日本人には、経験主義的な考え方はなじまないのかもしれない。経験主義などというむずかしいことではなく、新しい経験を重んじ、そこに表れた新しい現象について考え、必要な処置を講ずる、といった何でもなしことの重要性を指摘してくれただけのこと」と指摘し、常識的な対応を軽んじると、やがて時代の流れから取り残される、と警鐘を鳴らしている（44）。

また、明治期以降の近代化の過程における日本人の思考方法について、社会学者の荻谷剛彦は、「外来の外在するモデルの存在が、上位の命題（模倣の対象Ⅱ目標）を所与のものとして与え、そこから演繹的思考で、後発型近代（化）における制度化が進んでいったのではない。現実の観察から得られた知識をもとに、帰納的に考え、事実を積み上げながら制度の設計が行われたのではない。あるいは現実Ⅱ現場からの帰納によるフィードバックがうまくかかるわけでもない。演繹型の思考様式が、後発型近代（化）の経験のもとでは影響力をもった」

と指摘している(45)。

とりわけ内閣制度が発足して以降は、明治二十二年(一八八九)、大日本帝国憲法が公布され、翌二十三年、帝国議会が設置されるという法治国家体制の骨格がまがりなりにも整った時期であった。官僚の関心も、記録の作成・保存から法律の制定、解釈に移っていったと考えられる。例えば、議会開設初年の明治二十三年には、民事法だけでも、旧民法(施行延期)、旧々民事訴訟法、旧商法第三編(破産)などが次々と立法されている。また、明治二十二年から民法の施行時期をめぐっていわゆる「民法典論争」が起っている(46)。そもそもどうだった、どうあるべきかよりも、外国法を参考にどう法律を作るか、既存の法律をどう解釈するかに官僚の意識が向かったことは想像に難くない(47)。文書については、ウェーバーのいう近代官僚制の特徴であり、官僚にとって最も重要なヒエラルヒーを前提にした稟議制が重視された。官僚の関心は行政目的が達成される起案(作成)、決裁、施行まで、それから後については重視されなかった(48)。

それでは、なぜこのような思考に陥ったのか。その要因として、図書館情報学者の根本彰は、教育や社会のあり方に言及する。「日本の近代化の過程ではアーカイブを生かそうとする考え方はあっても、これを社会的な装置ないし資源として共有化することは困難でした。(中略)何よりも知を自ら獲得するような動機付けが行われていませんでしたし、知を獲得する方法も知らず、与えられたものを受け身の姿勢で摂取することが一般的でした。」とし、会社組織もゼネラリストを評価するため、専門知が必要とされにくい社会が続いているとしている(49)。

歴史と経験を重視した明治初期の指導者は、アーカイブズの意義を理解していたはずである。しかし、「漸ヲ以テ進ム」を実現するはずだった施策は、より短期間で効果が見えるなど、結果として「旧ヲ棄テ新ヲ争」うものになったのではないか。アーカイブズはいつの間にか顧みられなくなった。

おわりに

文書館の出生は統治と深い関わりがあった。しかし、文書館にとって最も手厳しく、しかも成長させるのは、国民(市民)の目であり、とりもなおさず民主主義である。先進諸国でも、市民のアクセスを保障した近代的アーカイブズを持つには、それぞれ厳しい歴史をたどっており、なによりもわが国の経験がそれを物語っている。

現代は、SNS等で真偽不明の情報が拡散し、多くの国々で世論が修復し難いほど分断するなど、かつてなく民主主義が揺らいでいる。「民主主義は最悪の政治形態といわれてきた。他に試みられたあらゆる形態を除けば」というチャーチルの言葉が改めて想起されるところである。そのような中、当館は市民のアクセスをさらに向上させ、公文書と地域文書の二本柱を中心に、収集・整理・保存・普及を続け、信頼性の高い情報を提供することが求められる(50)。まず取り組むべきは、自治体職員の公文書管理に対する意識を高めることであり、歴史公文書の移管を軌道に乗せることである。ともに歩むのは、自治体文書館を自分たちの日常生活に生かすという市民の意識であり、成熟

である。

それでは、文書館の努力にもかかわらず、存続の危機に陥ったかどうか。その時は、日ごろの業務がどれだけ市民に働きかけ、アーカイブに響いたかが試されるのであり、民主主義により市民の意思が示されよう。

註

1 憲法（第八章）や地方自治法では「地方公共団体」であるが、本稿では「自治体」とする。

2 各事業の具体的な展開は、前号を参照していただきたい。石井敬一「公文書管理法と自治体文書館のマネジメント」（『松本市史研究』三四号、二〇二四年、三一～四六頁）

3 筒井弥生「アーカイブズの語源 アルケイオンについての一考察」（『人文・自然研究第9号』一橋大学大学教育研究開発センター、二〇一五年、一〇〇頁）、根本彰「アーカイブの思想 言葉を知に変える仕組み」（みずす書房、二〇二一年、一六頁）。最近のわが国でも、意味内容が少しずつ変化していることについて、小川千代子「アーカイブ」の流転・展開・拡張」（藤女子大学文学部紀要五四巻、二〇一七年、三二三頁）

4 小川千代子、前掲論文三三三頁は、力あるものが記録を残すのであり、アーカイブが民主主義のツールであるからではないとする。小川千代子・菅真城『アーカイブ基礎資料集』大阪大学出版会、二〇一五年、ix頁も同様

5 小早川光郎編著『情報公開法―その理念と構造―』第一章（長谷部

恭男）（ぎょうせい、一九九九年、六頁）

6 ここで「歴史公文書等」とは、「歴史資料として重要なその他の文書」（第二条第六項）を言い、「特定歴史公文書等」とは、そのうち国立公文書館に移管されたもの（同条第七項）をいう。

いわゆる「知る権利」については、憲法には具体的な手続に関する規定がないから、これ自体としては抽象的権利であり、情報公開法や公文書管理法のような具体的立法や自治体の条例が必要と解するのが一般的である（抽象的権利説）（保坂裕興「アーカイブズ」アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』（柏書房、二〇二四年、二三七頁（早川和宏））。もっとも、公文書管理条例の制定について公文書管理法は、地方自治尊重の観点から、その規律を自治体に直接適用せず、自治体の努力義務としている（第三四条）。

7 ICA（国際文書館評議会）オンライン用語集（令和七年一月七日閲覧。文末は「文書」と表記されている。）、下重直樹「アーカイブズとアーキビスト」（下重直樹・湯上良編『アーキビストとしてはたらく 記録が人と社会をつなぐ』山川出版社、二〇二二年、三頁。ここでは文末は「記録」としている。）

8 前掲註3小川論文では、一九七一年刊行のジャン・ファビエ『文書館』（白水社）では、「文書館」で統一されており、「アーカイブ」はみあたらないとされている。

9 森本祥子「アーカイブズ 自ら過去と未来を考えるよりどころ」（吉見俊哉・森本祥子編『東大という思想 群像としての近代知』東京大学出版会、二〇二〇年、三一五頁）、渡辺浩一「現代のアーカイブズと

アーキビストの役割」(大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館編『アーカイブズ学入門』 勉誠社、二〇二四年、一頁)

10 松本市総務部行政管理課法制担当発行の『文書事務の手引き 改訂版』(二〇一九年)によれば、公文書を「国又は地方公共団体の機関又は公務員が、その職務上作成した文書」と定義している。これは、刑法の公文書偽造等(一五五条)や民事訴訟法二二八条第二項の規定を念頭に置いたものと思われる。しかし、この定義では、作成主体が公

の主体である文書のみが公文書管理の対象となり、また、取得文書については触れられていないから、情報公開等には不十分と思われる。

11 これに対して、近年、「平時の災害」と言われるように、地域文書の多くがインターネット売買などで散逸していることについて、村石正行「古文書の流出を防ぐために」(長野県立歴史館編『長野県立歴史館たより 夏号 vol.115』二〇二三年、六頁)

12 早川和宏「民間アーカイブズの保存活用を巡る法的課題 ―調査・収集を中心に―」(国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ―地域の持続に向けて』 勉誠出版、二〇一七年、四七頁)

13 上代庸平・下重直樹「文書主義」前掲註6、アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』三六〇頁

14 両方を扱う文書館を連結型アーカイブズと呼ぶことを提案する見解がある。小澤梓「組織アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」に関する概念の再考」(『会誌 記録と史料 第三四号』全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、二〇二四年、一〇頁)。この見解は、日本において使われている組織アーカイブズと収集アーカイブズ、さらにトータル・ア

ーカイブズ概念を海外と比較し、ずれを指摘する。さらに、それぞれの文書館の目的や使命、性格に立ち返り、そこから組織の在り方を検討することを示唆する。

15 大学文書館については、西山伸「国立大学におけるアーカイブズ ―これまでとこれから―」(『大阪大学アーカイブズニューズレター第9号』大阪大学アーカイブズ二〇一七年、二頁)、森本祥子「大学アーカイブズにできること、担うべきこと」(『アルケイアー記録・情報・歴史』南山アーカイブズ、二〇二三年、七頁)、前掲註9、森本論文三一八頁

16 Schellenberg『Modern archives principles and techniques』(University of Chicago Press 一九五六年、八頁)

17 アーカイブズの意義を対外的なものと対内的(対組織内)なものに分ける見解として、前掲註15西山論文、三頁

18 今日「説明責任」は多義的であり、学問領域によっても用法が異なる。広辞苑(第7版、二〇一八年)では、①「企業・行政などが自らの諸活動について公衆や利害関係者に説明する社会的責務」とする。「一般的ない方はこれに近いと思われる。一方、原語である「アカウントビリティ」の項目には、①のほか②「財産管理の受託者がその委託者に対して負う会計上の責任」とある。財産管理について委託者(本人)・受託者の信託関係を想定し、信託上の義務として、受託者が引き受けた職務の遂行状況を本人に説明し、自らの行動を弁明し正当化する義務を言う。本人が納得しない場合は、解任などの制裁を受けることもありうる責任である。本来のアカウントビリティの意味に近いと思われる。

そこで、情報公開法上の「説明責務」(第一条)であるが、これがア

アメリカの政府信託理論から、政府・国民の関係を主権の行使にかかる信託関係と把握したものであること（前掲註2、三三頁）、国政が国民から信託を受けたものであること（憲法前文）からすると、本来は②に近いと考える。『法律学小辞典（第六版）』（高橋和之ほか編集代表、有斐閣、二〇二五年、八一三頁）も、説明責務として、「一定の關係に基づいて他者のために財産や事業を管理する者が、当該他者に対する責任の一環として、その管理の状況をごまかさず正確に知らせるべき責務」と定義している。さらに、『アーカイブズ用語辞典』では、広辞苑とは異なり、ほぼ①②とも、「説明責任（務）」の意味とするようである（前掲註6、四五頁（大木悠佑））。

ただ、アカウンタビリティと情報公開の間には齟齬がある、という指摘に注意が必要と考える（芝池義一『行政法総論講義（第四版補訂版）』（有斐閣、二〇〇六年、三三〇頁））。前者は積極的に説明し正当化を求める概念であるのに対し、後者は制度的に加工されていない生の情報をそのまま開示し、説明が求められていないためである（前述一（ウ）、同法第二条第二項）。そこで、「情報公開は、アカウンタビリティの実現そのものではなく、その前提となる基礎情報へのアクセスを国民に保障する制度と理解すべき」とする見解が主張されている（興津征雄『法学叢書 行政法Ⅰ 行政法総論』（新世社、二〇二三年、七〇四頁以下））。註3小川論文、註14小澤論文と同様、意味の変化の例のように思う。

19 ブリュノ・ガラン『アーカイヴズ——記録の保存・管理の歴史と実践』（白水社、二〇二二年、七〇頁）、森本祥子『日本のアーカイブズで家系調査は可能か——課題整理と可能性の模索——』（神戸大学大学院人文

学研究科海港都市研究センター編『海港都市研究第5巻』（神戸大学大学院人文学研究科海港都市研究センター、二〇一〇年、八九頁）、文書館資料についての説明として、前掲註7、下重一五頁

20 保坂裕興「公文書館の国際的動向をめぐって」（国立国会図書館『びぶろす』七三号、二〇一六年、三頁）、フランスについて、三阪佳弘「公文書管理制度の形成」（大阪大学アーカイブズ・高橋明男・菅真城『アーカイブズとアーキビスト——記録を守り伝える担い手たち——』大阪大学出版会、二〇二一年、三九頁）

21 加藤丈夫「特別寄稿 公文書館機能ガイドブックを読んで」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『会報』九八号、二〇一五年、八頁）

22 加藤聖文「公共記録としての民間文書——地域共同体再生論——」（国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ——地域の持続へ向け』） 勉誠出版、二〇一七年、八〇頁（）

23 前掲註5、長谷部三頁

24 レペタ事件の上告審判決（最大判平成元・三・八民集四三卷二号八九頁）は、「個人として自己の思想および人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないもの」と表現している。

25 棟居快行「情報公開法一条——法律の目的」『ジュリスト 一一五六号』（有斐閣、一九九九年、三〇頁）

26 福田千鶴「古文書大日本とアーカイブズ」（『アルケイア——記録・情報・歴史——第七号』南山大学史料室運営委員会、二〇一三年、一頁）

27 例えば、信濃国高井郡桜沢村についての古川貞雄氏の分析によると、

十七世紀中ごろに年間十八点だった文書が、百年後の十八世紀中ごろに年間百三十二点に、十九世紀中ごろには年間五百点にまで増加したとされている。村石正行「文書主義の時代を生きる―日々生産される公文書―」(長野県立歴史館『歴史館ブログ 古文書公開日記46』二〇二一年三月一七日)

28 大濱徹也『アーカイブズへの眼―記録の管理と保存の哲学―』(刀水書房、二〇〇七年、一八五頁)、瀧井一博『伊藤博文』(中公新書、二〇一〇年、二六頁)、渡邊佳子『近代日本の統治機構とアーカイブズ 文書管理の変遷を踏まえて』(樹村房、二〇二二年、五九頁)

29 久米邦武『特命全權大使 米欧回覧実記』(岩波書店、一九七八年、一一四頁)

30 久米邦武『特命全權大使 米欧回覧実記』(岩波書店、一九七九年、七〇頁)

31 久米邦武『特命全權大使 米欧回覧実記』(岩波書店、一九八〇年、三五〇頁)

32 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太著『日本政治史』(有斐閣、二〇二〇年、三一、三六頁以下)

33 中野目徹『公文書管理法とアーカイブズ―史料としての公文書―』(岩田書院、二〇一五年、一一五頁)、前掲註28、渡邊七六頁、下重直樹「内務省とそのアーカイブズ」(内務省研究会編『内務省 近代日本に君臨した巨大官庁』講談社現代新書、二〇二五年、二五〇頁)

34 国立公文書館デジタルアーカイブ、前掲註28、渡邊八〇頁

35 北アルプスなどの玄関口である「岳都」、セイジ・オザワ松本フェス

ティバルに代表される「楽都」、国宝旧開智学校や旧制松本高等学校など教育を重んじる「学都」を「三ガク都」と称している。

36 『松本市史』第二巻歴史編Ⅲ 近代、一九九五年、五七二頁

37 石井米雄「歴史研究とアーカイブズ」(『アーカイブズ学研究』No.9、二〇〇八年、二頁)

38 地方文書館が当面する「行政改革」や「財政健全化」に触れたものとして、矢切努「地方公文書館の現状と課題」(前掲註20、大阪大学アーカイブズ等『アーカイブズとアーキビスト―記録を守り伝える担い手たち―』七〇頁)

39 渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法―人権(第九版)』(有斐閣、二〇二五年、一九二頁)

40 渡辺康行・穴戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法Ⅰ 基本権 第二版』(日本評論社、二〇二三年、二六二頁)

41 例えば、宇賀克也『逐条解説 公文書等の管理に関する法律(第三版)』(第一法規、二〇一五年、三七頁)

42 この点については、高橋和之『人権研究Ⅰ 表現の自由』(有斐閣、二〇二二年、二五三頁(註七〇))

43 横大道聡「記録」がつなぐ「分断」―「過去、現在、未来をつなぐ国の重大な責務としての「記録」」「〈分断〉と憲法―法・政治・社会から考える」(弘文堂、二〇二二年、一三七頁)。ほかに、岡田順太「アーキビストの憲法的意義」(『白鷗大学論集』二五巻二号、二〇一一年、一四五頁)、上代庸平「法制度・社会システムの改善のために―公法学から―」(前掲註7、四三頁)。

44 田中宏巳『東郷平八郎』（吉川弘文館、二〇一三年、二四八、二五五頁）。著者は防衛大学校名誉教授で、当館の「文書館講演会」（令和四年度）で講師を務めた。

45 荻谷剛彦『追いついた近代 消えた近代——戦後日本の自己像と教育』（岩波書店、二〇一九年、二八四頁）

46 民法法をめぐる主な立法の経過については、以下の年表を参照していただきたい。石井敬一「私権の保護と民事手続法——加藤正治博士の著作から」（『松本市史研究』三三三号、二〇二三年、二頁）

47 山室信一『法制官僚の時代——国家の設計と知の歷程』（木鐸社、一九八四年、三九五頁）、前掲註28、渡邊三三二頁

48 前掲註28、渡邊三三二、三四二頁、加藤聖文「日本の官僚制と文書管理制度」（安藤正人・久保亨・吉田裕『歴史学が問う 公文書管理と情報公開——特定秘密保護法下の課題』大月書店、二〇一五年、二一〇頁）

49 前掲註3、根本二七八頁、また、ゼネラリスト養成の方法として、高級官僚が二年ごとに異動しながら昇進する慣行が「一三〇年間継続していることについて、清水唯一朗「総ゼネラリスト社会は、もう終わりにしませんか」『公研』（公益産業研究調査会、二〇二三年、一二月号「めいん・すとりいと」）

50 前掲註7、ICA（国際文書館評議会）、アーカイブを信頼できますか？（令和七年一月七日閲覧）。アーカイブズが信頼を得るには、真正性、信頼性、完全性、ユーザビリティといった、記録に求められるのと同様の特性を備える必要があるとする。

参考文献

岡崎敦「アーカイブズ、アーカイブズ学とは何か」（『九州大学附属図書館年報』二〇二二年）

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館編『アーカイブズ学入門』（勉誠社、二〇二四年）

松岡資明「公文書の保存・管理の歴史」（佐藤孝之・三村昌司編『近世・近現代 文書の保存・管理の歴史』（勉誠出版、二〇一九年）

子ども講座&親子平和教室講演記録

戦時中の思い出―小学校・中学校・師範学校時代を振り返る―

大島 正人

令和六年度文書館子ども講座&親子平和教室

日時 令和六年八月十日(土) 午前十時〜十一時三十分

場所 松本市文書館 講義室

講師 大島正人氏(松本市在住、元小学校校長)

昭和二年(一九二七)松本市入山辺生まれ。松本第二中学校(現松本県ヶ丘高等学校)、長野師範学校(現信州大学教育学部)を経て、県内の義務制学校の教員を務め、松本市立清水小学校校長を最後に退職。その後、入山辺公民館長を務め、在職中に山家民俗誌の編纂などに携わる。現在、山辺歴史研究会、松本市地域文化財連絡協議会会員として活動している。

はじめに

ご紹介をいただきました大島でございます。

腰が悪くて途中で座ったり、立ったり、運動がてら動くかもしれません。が、お許しをいただきたいと思います。それから耳も遠くなりまして、



話す方は大きい声で、できるだけわかりやすくお話をしたいと思います。が、このくらいの声でよろしいでしょうか。今日の講師をお願いしたいと文書館から依頼があったときに、「戦時中の思い出」ということをお

つしやられましたので、思い出ならいくらでもある、そういう機会を与えていただいたということは、この年寄りがぼやっとして生きている中であって、有難いチャンスだということなので、お受けしたわけでございます。今日はですね、短い時間だけでも、私が子供の頃から感じたこと、体験したことなどを交え、お話をしていきたいと思えます。

小学生時代

それでは、早速レジメの方をご覧くださいと思いますが、「戦時中の思い出」というのです。それと資料は何枚か用意してありますので、資料と書いてあるのは、別にしておいていただいて、「戦時中の思い出」という方を見ていただきたいと思います。

小学生時代 ― 昭和九年（一九三四）四月一日に入学したわけですが、六年間、入山辺小学校で勉強しました。その時代のこと覚えていたことは、今の皆さんはご存知ないこととして、四大節、一年に四回式がありました。その日は、勉強はしないで、式だけやった。新年拝賀式が一月一日、紀元節が二月十一日、天長節が四月二十九日、明治節が十一月三日と。天長節というのは、その当時の昭和の天皇陛下が生まれた日、誕生日ですね、それが天長節。それから、明治節というのは明治天皇が生まれた日というわけです。二番目の紀元節というのは、日本という国ができた、その日は二月十一日と言われているということで、紀元節。四回式があるわけでございます。

その式はですね、内容は資料の下に書いてありますが、大体そんなようなことをしたなと思うわけでございます。その中で「開式のことば」、次の「一同礼」、「国歌 君が代」、その次に「御真影に最敬礼」とあります。天皇陛下と皇后陛下の写真、それを御真影といいます。それに最敬礼をする。これは、式の度に最敬礼をしました。その次、【教育勅語】というのを校長先生が奉読してください。あと、校長先生のお話と村長さんのお話、それから式の歌。新年とか紀元節、それぞれ歌ありますが、

どうしたことかあんまり印象にないですね。

その中でですね、小学校高学年になると、「日本の国は天皇陛下が治めてくださる国だ」と、「一番最初の天皇は神武天皇といった」と教わりました。その天皇陛下の名前を高学年は覚えろと言われてまして、いくらか今でも覚えているのは、「神武、綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化……」というように続いている。最初の部分だけは覚えていた。それから、高学年になると【教育勅語】もちゃんと覚えろと、何だか難しい言葉でございますが、これも暗記をしたわけでございます。「朕惟ふに 我が皇祖皇宗 国を肇むること宏遠に 徳を樹つること深厚なり 我が臣民克く忠に克く孝に 億兆心を一にして 世世厥の美を濟せるは 此れ我が国体の精華にして 教育の淵源亦実此に存す……」というように、意味はよくわからないが、暗記をさせられたわけでありました。そんな時代でありました。



入山辺村忠魂碑
大正 15 年（1926）2 月に建立、昭和 28 年（1953）12 月に再建された。

それでは次、「奉安殿」と書いてあります。が、これは、先ほど申しあげた御真影、天皇陛下と皇后陛下の写真を奉納してある所、常に普段から入れてある所です。それから「忠魂碑」というのは、戦争に行つて、亡くなられた方の御霊をお祀りしてある碑で

ございますね。これは、どこの村にも奉安殿と忠魂碑があったわけ
でございます。小学生はその奉安殿と忠魂碑の前を通るときには、最敬礼を
します。入山辺の場合は、校門を入れて左手に奉安殿がありました。今
日、コピーで写真にしてあると思いますが、この奉安殿の建物は石で作
った建物で、天皇皇后両陛下の写真を奉納してあるところでございます。
それより前はどうしていたか、入山辺の場合は、大正四年（一九一五）
十月二十九日に奉安殿を作ったわけですが、それよりも前は、御真影は
学校にあったわけでございます。校舎の中であって、万一火災のときに
は、それを助け出さなきゃいけない、それが間に合わないで、御真影を
焼いてしまったというような場合は、校長先生は責任をとって退任する
という時代でありました。そんな時代であって、長野県の中でも火事が
あって、校長さんが助けに入ろうとしたら、みんな「もう駄目だ。校長
さん、今入ったら駄目だね。もう間に合わない。」と言ったら、「それで
も行く。」と言って、焼け死んだ校長さんもいらつしやるわけです。だ
から、そういうことがないようにするためには、やはり校舎の中ではま
ずい、外に奉安殿を作ろうと言って、奉安殿を作ったわけであります。
そして、式の時には、その奉安殿から御真影と教育勅語の謄本を講堂
の方へ持ってきて、正面のステージの上に奉安して、式が行われたとい
うわけでございます。そこで、私は退職をしてから知ったわけござい
ますが、学校の先生が日直をやりましたね。当直宿直、学校に泊まって
番をするという。これも、確か昭和四十年代頃まででありましたが、何の
ためにやったか。宿日直の一番の務めは、御真影と教育勅語をお守りす
るということであつたわけですね。奉安殿ができてからも、それでも宿

直つていうのはずっと続けられて、戦後もまだずっと続いてきたわけ
ですが、学校の先生の本職ではないというようなことで、その後、違う団
体に校舎は見守りをしていただくことで、宿日直はなくなりました。

その次に、「松本商業学校初代校長米沢武平」、明治四十四年（一九一
一）から昭和十五年まで約三十年間、松本商業学校（現松商学園高等学
校）の校長をされた米沢武平。なぜそこに書いてあるかというと、米沢
先生は長野師範学校（現信州大学教育学部）、東京高等師範学校（現筑
波大学）を出て、日本中の学校へ勤めに出るような資格があつた先生で、
明治四十三年頃は、長崎県の諫早中学校の校長をされていました。その
時に火災で御真影を焼いてしまった。それで、米沢武平校長先生は責任
をとって、郷里の諏訪に四十四年に帰られたわけです。たまたま、その
四十四年は上土に松本^{ぼじゅつ}戊戌商業学校というのはありましたが、木沢^{きざわ}
鶴人^{つると}さんが主宰して作った学校でちよつと経営難になって、何とかこの
学校を引き継いでやってくれる人はいないかといったら、今井^{いまい}五介^{ごすけ}さん
が「あとを継いで、私がやりましょう」と引き受けました。ついては、
誰を校長にしたらいいかと検討されたところ、先ほど申しあげた米沢武
平が諫早中学から郷里に帰っていることが分かりました。これはどうい
う人物かと調べたところ、極めて優秀な人物であるということが分かり
ました。早速、今井五介が米沢武平を招くことにして、校名を戊戌学校
から松本商業学校に変えて、初代の校長に迎えたというわけであります。
そこで、今井五介とはどういう人物かということでございますが、今
は詳しくは申しあげないが、スマホで調べると、どなたでも調べられる、
ネットで調べられますので、詳しくは見ていただければ分かります。今

井五介はやはり諏訪の人で、諏訪の片倉五介といったが、兄が片倉の社長をやっていたとして、諏訪へ製糸工場を作っていたわけですが、松本にも製糸工場を作ろうということで、明治二十三年に片倉製糸の松本工場を作ったわけです。その松本製糸の方はお前に任せると言って、養子に出ていた今井五介を松本の方の所長にして、今井五介が松本に来たわけです。それで、片倉製糸をどこへ作ったかっていうと、今のイオンモールのところですね。何坪あるか、かなり広い面積、あそこはみんな、元は片倉の土地だったと思います。そこへ製糸工場を作った。諏訪、岡谷の片倉、松本の片倉製糸、まだ他に全国にも片倉製糸はあり、繭から製糸を作る工場を作ったようなんですが、日本一の工場だったというふうに言われております。そこで、当時、松本のあの場所は賑やかで、長野県下各地から繭は持ってこられて、そこで繭から糸にする仕事をしていたわけでありまして。その辺りの多くの女性がそこへ勤めていたというわけです。そのとき、町の名前がまだついていなかった。片倉が来て、非常に賑やかな町になったと、まさに日の出の勢いだということで、あの辺りを「日ノ出町」と名前をつけたというわけです。

なお、今井五介は松本電灯の社長などをしたり、それからさつき申し上げた松商の初代の校長を迎えて、財政面でいろいろ応援をされました。それで有名な言葉はですね、「俺は金を出すけれども、口は出さない」と、「あなたの思うようにやれよ」と言って米沢を信頼して教育を米沢武平に任せたといいわけですね。

余談ですが、明治四十四年から昭和十五年までの任期中の昭和三年でございましてね。夏の全国中等学校（現高等学校）野球大会に松

商が全国制覇、優勝したわけですね。この米沢先生は、初め野球が嫌いだったようですが、その頃はだいぶ好きになったそうで、自分の息子も野球部に入っていたというようなことを聞いております。昭和三年に全国制覇をしたが、まだ、そのとき校歌がなかったと。そこで校歌を作ったそうです。歌詞は、現在の中野市出身で東京音楽学校（現東京芸術大学）教授であった高野辰之^{たかのたつゆき}。「故郷」、「春の小川」とか「朧月夜」とか、小学校唱歌のいくつかの歌を作った人でございます。それから作曲は高野の同僚であった信時潔^{のぶとき}、「信州」の「信」に、「時間」の「時」で「潔」ですね。これもネットで調べていただければわかりますが、その当時、音楽学校の教授で、作曲方面では有名な指導者でした。戦時中に、戦死者の悲しいニュースの時には、ラジオで「海ゆかば」という曲を流しました。あの悲しいメロディーの「海ゆかば」の曲を作った人が信時潔ですが、戦後、「俺の作った曲がそういう戦争に使われた」ということで、戦後はあまり働かなくなると、責任を感じてです。そういう信時潔も覚えていただければありがたいと思います。

それから、日支事変が始まる昭和十二年七月七日、その十二年は、私たち小学校四年の時だったかな。戦争に出る人、出征兵士を送るときは、全校児童が道に出て「頑張ってください」と言って、万歳をして見送りました。それから亡くなられると、今度は亡くなられた方の遺骨が故郷へ帰ってくる、無言の凱旋をするわけだね、そのときも全校児童が道に出て、このときは合掌して静かにお迎えたことを覚えております。それで、そこに「戦死者二柱の遺骨出迎え」とありますが、一番最初に日支事変に行って、もうその年に戦死をされた人がいるわけですね。昭

和十二年十二月四日、遺骨で帰られました。十二月十五日、お二人の村葬を、村長さんが先に立って葬儀を出しました。全校児童も参列しました。この二人は私の近所の方でありました。私よりも十歳以上年上だったと思いますが、子供の頃、見かけたことがあります。一人はですね、お父さんが小学校四年か五年の頃亡くなられて、一家の大黒柱、一家を支えているお父さんが亡くなったから、「僕はお家を頑張って守っていかなきゃ」というようなことで働かれた人であります。もう一人は当時の松本二中の、今の県ヶ丘高校ですが、その陸上競技の選手でした。旧制の中学というのは五年生までであり、四年生のとき、諏訪湖一周マラソンというのがあって、この時、一般と学生、中学生と一緒に走った。そのうち中学生の部で一等になった人で、将来陸上の選手として活躍されるのを期待された人です。これが村葬の第一回目で、昭和二十年までに毎年村葬というのが行われた。特に十八年と十九年は、一回だけでなく、年二回村葬をしています。最後は、二十年十一月二十四日で十四柱の村葬でした。

中学生時代

この辺で、座らせていただきます。

中学生時代ですね、昭和十五年（一九四〇）に入学をしました。中学生になって、最初にびっくりしたのは、中学校に現職の将校さん、中尉がおりました。中尉は位でいうと、二等兵、一等兵、上等兵、伍長、伍長の次が軍曹、曹長、少尉、中尉、大尉、もうそこらへんになると中隊

長とかいってね、だいぶ立派な偉い人になるわけです。次に少佐、中佐、大佐、さらに少将、中将、大将となるわけですが、少将、中将、大将あたりは、あんまり何十人、何百人というわけじゃありません。中学校には中尉が配属将校で来ておりました。中学校に入って、まず挨拶の仕方を教わりました。敬礼ですね。今、自衛隊とか警察官がやります、敬礼。挨拶は「おはようございます」、「さようなら」これがいさつ、敬礼。帽子を取って「おはようございます」やらないで、敬礼でいいと。それが一番最初。それから「軍事教練」というのが時間割の中にありまして、一週間に配属将校からは一時間くらいですかね。その他に二人、退役、いったん軍隊を退いて故郷へ帰ってきている人、松本の近



所の人が応援で軍事教練の指導をされました。だから一週間に三時間くらいあったかなと思うが、はつきりは覚えておりません。どんなことをしたかというと、軍事教練の時や、訓練を受ける時、脛にゲートルというのをね、脚絆ともいいいますが、それを巻きました。行進の仕方、また歩き方、銃の持ち方に、銃を担いで走るところとかね。
ほふく
匍匐前進なんて腹ばいで歩



鬼よりこわい配属将校

青木正義画・松林彦易文(松本第二中学校第18回卒業生)『青春の足跡 昭和15年より昭和20年』平成17年(2005) 所収

くようなもの、いろいろ軍人として絞られたわけがあります。

それで、資料一頁のところの最初ですね。M君は「鬼の堀内」と書いてあります。これが配属将校。「当時はなぐることもなぐられることも日常茶飯事、特に教練の時間はすごかった。中でも鬼の配属将校堀内中尉の印象は誰もが強烈に持っていた。毎朝の校庭の朝礼の時から戦々恐々の状態、少しでも態度が悪いと猛然と走って行って、長靴で蹴飛ばされ、張り倒された」と。だから、一時も油断はできず、服装に乱れがあったりしたような時は、跳んできて、やられたわけですよ。幸か不幸か、私は真面目だったかどうか、一度も殴られたことはございません。叱られた覚えもありません。その配属将校のことについて余談をちょっと申しあげますと、その一番左の方にH君ってあります。H君はですね、銭湯、昔各家に風呂がなかったから、銭湯へ行ったわけですね。ところ

が、あいにく配属将校と出くわした。逃げるわけにいけないから、それで「先生、背中を流しましょう。」と言って背中を流した。そんなようなことが、二、三回あり、「俺はどうしたとか、そのせいか、教練の点数はとても良かったし、殴られもしなかった。」と言って話してくれました。これは退職してから、同級会の時に話してくれました。

それで、担任の先生がかばおうとしても、かばうことができなかった。堀内将校の位置は、大体校長の次、教頭や教務主任よりも上だから、下手に先生たちが何か生徒を助けようすると、先生の方が怒られるようなことを聞いております。次に書いてある「軍事教育優先の時代、特に配属将校の力は絶大であり、先生方もさぞ苦勞されたであろう」と。もう一つ、堀内将校のお話、私も同級会で聞いた話でございしますが、教練が終わって、ある生徒が引き上げるときに、銃をですね、引きずっていった。あいにく、それが配属将校に見つかりまして、配属将校が飛んできて、「貴様、なにこた。恐れ多くも、この銃は陛下が賜った銃であるぞ。」と、何回か殴られ、蹴飛ばされたかわかりませんが、顔が腫れてしまって、顔がすぐわからないぐらいになった。その友達がうちへ帰って、お父さんやお母さんが驚いて「なにした」と聞かれ、話したところ「それはいけねえ。すぐ謝りにいけ。」とすすめたが、生徒は行く必要ないといって、謝りにいかなかったそうです。どうなったかというところ、停学、一か月か二か月ぐらい学校に来なくてよろしいというような裁きを受けたわけだね。それで、一か月か二か月学校に来なかったそうです。が、すると、今度は学年が今までいた学年と一緒に上がることはできないんだよ。留年、私たちは落第と言いましたがね、一年下の生徒と一緒に

になるわけだね。先ほど申し上げたその生徒は、一年下の学年と一緒に
なって卒業はしようでございますが、その少年がどうなったか。聞い
たところによると、彼は警察官になって、後に警察学校の校長になった
ということを書きました。そんな時代だったということですね。

それで、今申しあげた中で思い出しましたが、校長先生か誰かがお話
をされる時に、「恐れ多くも」、「畏くも」とおっしゃった時は、大体そ
の次に天皇陛下や皇室の方のお話をされる。そういうときは姿勢を正さ
なきゃいけない。「恐れ多くも」とお話されたときに、よそ見をしたり、
脇見をして姿勢を正さないと、配属将校が飛んでいって、ピシャツとや
ったんですね。そういうことも印象にあります。「恐れ多くも」、「畏く
も」、この次は姿勢を正すと、そういう時代だったというわけでありま
す。

それから、【陸海軍軍人に賜はりたる勅諭】というのがありますが、
これ一年の時にですね、「全部写しなさい」と。ここに印刷したのをあ
りますが、これだけ細かい字がたくさんあるのを全部写せという。夏休
みの宿題で出されたが、こういう小さい字で三頁にわたって書いてある
わけです。その中のですね、ちょっと関係のあるところですね。「我国
の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にぞある。昔神武天皇、躬づから大
伴物部の兵どもを率あ……」というところから始まって、いろいろ軍人
として守らなきゃいけないところを書いてありますが、一つは、「軍人
は忠節を尽くすを本分とすべし」、その項目のおしまいの方に「只々一
途に己が本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死は鴻毛（おおとり
の羽毛）よりも軽しと覚悟せよ。」義は忠義、忠義をすることは山嶽、

山ですね。山嶽より重く、死は鴻毛より軽いんだということが書かれて
ますね。だから、一身を捧げて忠義を尽くすことが一番、死ぬというこ
とは軽いもんだということが書いてある。

その次、「軍人は礼儀を正しくすべし。凡軍人には上元帥より下一卒
に至るまで、其間に官職の階級ありて……」。同じ二等兵でも、二年も
二等兵でいる人を、一年に入ったばかりの人は古い人を大事にせよと。
それから上官は、上の者は下の者をまとめなきゃいけないと、えらく威
張って物事を進めちゃいけないというようなことが書いてあります。そ
の中でね、大事なものは、「下級のもの、上官の命を承ることは、実は直
に朕が命を承る義なりと心得よ。」上官のおっしゃることは、天皇陛下
がおっしゃることと同じだと、それを心得よと書いてある。

その次、昭和十五年、昭和十五年はどういう年であつたか、一九四〇
年ですが、日本では皇紀、天皇の暦でいうと、ちょうど二六〇〇年にな
る。我が国では二六〇〇年、西暦でいうと一九四〇年、何年違いますか
ね。六六〇年違う。日本の国は西暦よりも六六〇年早くできた国だ。し
かも、先ほど申しあげた「神武、綏靖、安寧、懿徳……」といって、万
世一系の天皇陛下が治めてくれる国であると。それを私たちは、小学校
の日本の国の歴史として教えてもらいました。「日本の国はすごいなあ。」
子供ですからね、感心して、「おらの日本は立派なもんだ。」と思ったわ
けであります。それで、その二六〇〇年の一番最初の神武天皇が即位し
て元年とした。それはどこに書いてあるかというと、日本書紀という本
に書いてある。その本がいつできたか。西暦七二〇年に日本書紀という
本ができたわけだね。そうするとそれに六六〇年足して、約一三〇〇年

も前のこと、よく神武天皇が日本の国の天皇で即位して、その次、綏靖天皇が継いで、その頃文字もあったのかなあと、なんてことは誰も思わなかった。信じたわけだね。日本はすごい国だってことで。今は、最初の方の天皇のことをなんて言っているかというと、古事記と日本書紀を総称して「記紀」と言いますが、その「記紀」に書かれている天皇と言っています。古事記は日本書紀より八年早く、七十二年に作られました。同じ「き」でも、言べんと糸へんで字が違います。推古天皇からは日本の古代の天皇というて扱われていると思います。最近、中学や高校でどういうふうに扱っているかわかりません。

その次の、昭和十五年のときから、日本は神の国である。万世一系天皇が治められる。その天皇陛下の事を現人神、神様と言ったんですね。昭和十五年から言ったんです。だから一般の人は、先ほど申し上げた写真に最敬礼をするっていうね。天皇は神様、現在、人間の形をした神様として扱った。それから、日本の戦争は聖戦、正しい戦いを聖戦といった。日本の戦争は天皇に代わって、悪い事する奴を討つんだと、「天に代わりて不義を討つ：。」そんな歌もできているわけです。

それでは、そのぐらいにして、中学の生活のことで言うと、中学校一年生のときから春の田植えとか秋の稲刈りとかね。各教護区といってね、同じ村（地区）出身の一年生から五年生までが班になって、五年生が先立って指導する。そんな体制で、兵隊さんに出ていった留守家族、一家の大事な人が戦争に行つて、農家は大変だと、そういう困っている家庭に応援に行った。それが勤労奉仕であります。そこで印象にあるのは、生坂小学校や、生坂は明科から山清路へいくところの村ですね。それか



松本第二中学校生徒の奉仕活動

松本第二中学校では、昭和14年（1939）6月から応召家族への勤労奉仕が始まった。写真は昭和15年頃波多村（現松本市波田）の農家で田植えをする生徒たち。『保存版 ふるさと松本』郷土出版社 平成18年（2006）所収

ら坂井小学校、これは麻績の次の坂井村、今の筑北村ですかね、そこへ勤労奉仕に行つて、体育館へ泊まつて、まあ一週間、十三日いた時もありました。それが何年の時だったか、ちょっと忘れてしまいました。

その次にいきましよう。今度、大東亜戦争ですね。これが昭和十六年から。今まで十二、十三、十四、十五と、もう中国と四年も戦争が続いているわけだね。そこへもつてきて、大東亜戦争が始まるわけです。そこです、十七、十八年の頃になると、生活が苦しくなる。ということは、日本の国は資源がありませんから、外国から買ってこなきゃ、食べるものもない。それで、一番国として大事なのは兵器を作る鉄ですね。鉄だとか銅だとか、アルミニウムだとか、そういうのは外国から入らないから、「各家から鉄類を出せ」と金属類回収令というのが発令になった。十八年ですかね。これ、私もその時に思い出しました。我が家には土蔵がありました。土蔵の二階のところに窓がありまして、そこに盗難防止で、一センチ五ミリくらいの太さの鉄



金属供出

昭和18年(1943)の松本市内。「米英撃滅へ」とあり、どこの家庭でも装飾品から鉄瓶、鍋などの生活用具まで供出した。『保存版 ふるさと松本』郷土出版社 平成18年(2006)所収

四十一年(一九〇七)から初代市長。昭和十二年まで。その当時、全国に三十年も市長やる人はいなかったの、松本の小里頼永市長は、国宝市長と言われる。市民は「俺この市長は国宝ものだぞ」と。それ

の棒をたててあった。泥棒に入られないように。それも戦争に協力して出さなきゃいけないことになりまして、中学校四年のときでしたね、中に網を張ってありますから、中からやれないので、外からはしごをかけてヤスリでザイコ、ザイコと。十分や二十分では切り取ることなんてできない。何時間かかりましたかね。幾日かけて、五本だけ取った覚えがあります。あと、一本残っているが、そこまでは間に合わなかった。それでは、各家でどんなものを出したかというと、鉄の鍋や鎌、お寺では鐘。それで、後でわかったことですが、皆さんのところにおあげした写真がありますね。小里頼永の銅像です。初代市長ですね。小里頼永という市長さんは、これも三十年間、松本市長やりました。明治

で、小里市長はどんな仕事をされたかっていうと、一つはね、軍人の世の中でございましたから、松本に五十連隊、兵隊さんの連隊をお招きした。どこへお招きしたかという、今の信州大学のところですね。信州大学のあそこは全部、松本五十連隊のところだった。それから、日本銀行松本支店、これをお招きした。日本銀行っていうのは各県にあるが、大体、県庁所在地にあるんだね。長野県は長野に取られちゃうと困る。松本へ日本銀行を持つてこなければいけないと、頑張って持つてくることに成功した。それのお手伝いをしたのは、今井五介。それから、軍隊を持つてくるのを、市長に応援したのは、松本市出身の福島安正。当時中将かな、後に大将になりましたが、これは全国に名の知れた兵隊さん、中將でございますがね、その人の力があつたと。それから松本高等学校、今のあがたの森ですね、そこへ高等学校を持つてきた。これも長野県でどこへ高等学校を作るかと、長野につくられちゃ駄目だぞ、これも松本に持つてこいと、そういう競争心の強い市長さんでした。これにまた手助けをしたのは、澤柳政太郎という教育者。これも全国的に名の知れた人で、この方は東北帝国大学総長、京都帝国大学総長をされ、のちに成城学園を創立した日本の教育界のリーダーの一人だった。それが松本市出身ということで、小里市長を助けて、松本高等学校をつくった。その高等学校は今、信州大学の本部となっているわけですね。松本市は学部が一番多い。医学部、理学部、文学部、経法学部があります。信州大学はタコ足大学って言われて、長野市には工学部、教育学部の二つ。上田市に繊維学部、上伊那の南蓑輪村には農学部があります。タコ足大学なんて言われていますが、一番中心の本部は松本市



小里頼永寿像と小里頼永ら

昭和8年（1933）、松本城本丸広場に小里頼永市長の寿像が建立された。前列が小里頼永夫妻、中段右の白髭の人物が今井五介である。松本市文書館所蔵

にあると、これも高等学校があつたためですね。

その功績のあつた小里市長さんの銅像を、戦争のために、松本市では供出しなきゃならなかった。それもお配りした資料の中にありますね。小里市長の銅像、これですね。昭和八年にできたようです。小里市長は下にいる、右下の方。この銅像の上の方に白髭の紳士がおりますが、これは今井五介。私は見たことないけれど、こういう写真を見たことあります。それで立派な銅像、この像を作ったのが、おたなんかい太田南海、「南」の「海」だよ。これは彫刻家でごいまして、太田南海の作品はどこへ行けば見ることができるか、今誰でも見ることができるのは、松本館の大広間、二階にありますね。立派なものがありますが、大広間の床柱、おりあげてんじょう折上天井、建具などが太田南海の作です。太田南海は小里さんの銅像を作るのに心血を注いで作った。また作られちゃいけないことで、基になる資料は、太田南海は何にも残さない。一発勝負。それを模造したものを作る



市川量造と小林有也（右）のレリーフ

したが、その時、おやつにクリームパンをもらいました。それが印象にあって、小里市長のことはそんなに詳しくは知らなかったわけですが、クリームパンのおかげで、小里市長もそれについて思い出さうというわけがあります。

それで、上のここにある一部分ね。これは現在、松本城の黒門へ入ってすぐ右側にレリーフがあります。松本城天守を救った市川量造とこばやしあり小林有也という松本中学校（現松本深志高等学校）の校長先生がね、自分のお金に出したり、お金を集めたり、松本城が倒れそうだというようなときに、小林先生は活躍した。それから市川量造は松本城が売られて、壊されるといふときに、これは将来残さなきゃいけないと言って、博覧会を開いて残す運動された。それが市川量造ね。この二人のレリーフが、

つていうのはできなかったものだから、現在、小里市長さんの銅像を見ることができないわけですね。私は小学校四年生のときに、友達のお父さんに連れられて、友達と私ともう一人友達と、お城に見学に行ったときに、ついでにその小里市長さんの銅像を見てですね、そのお父さんが説明してくれたと思います。これが松本の最初の市長さんだったことは頭の中に覚えております。

お城入ってきて右側のところにありますが、そのレリーフに、この石が使われているということを聞きました。

それでは、次行きましょう。大東亜戦争が始まってから、戦争が激しくなってきた、私たちの中学生時代は勉強なんかそっちのけで勤労奉仕とか、働いたわけです。特に四年生のときはね、七月五日から十日まで千葉県勝山の府立八中（現東京都立小山台高等学校）の臨海学校に泊まって、そこで海洋訓練、手旗信号、縄の結び方、カッター、船をこぐのですね、カッターボートです。それから水泳もしましたし、また、あちらの近くの名勝なんかも見に行くことはありました。手旗信号というのは、手で旗を持つてね、あまり遠くの人にわからないが、船と船、一〇〇メートルかそこら離れていりや、双眼鏡を使えば、こう覗いて、なんていう手旗信号やるかわかるわけです。今でもいくらか覚えています。そんなことも我々時間をかけてやりました。それから穂高の有明原の開墾に行きました。九月二十日からどのぐらい行っただかなあ、有明小学校に一週間か十日くらい泊まって、有明の原っぱの、木がいっぱい生えているところですが、そこで木の根を掘って畑にする仕事ですね。そのときに松根油をとると、航空燃料にするために、松の根を掘ぐ。私は松の根を掘ぐのに行きませんでした、航空燃料にするために松の根を掘ぐという。そして松の根から燃料をとる工場もあったようであります。その頃ね、こんな松の根ついで飛行機の燃料にして、いったい一分も走れるか、何機の飛行機に間に合うかなんてことは考えないで、「国のためだ。頑張ろう。」ということ働いたことを覚えております。

悩みは、慣れない人は手に豆を作る、それから漆にかぶれる、蜂に刺

されるというようなことが悩みだったと。楽しみはおやつ、パン、ジャガイモですね。パンとジャガイモが一日おきに出てきた。パンの日は嬉しかった。ジャガイモもないよりはいいと言って、塩をつけて食べたことを思い出します。後で同級会のあるときに、「有明原開墾にしたときのパンは、おらが買いに行っただぞ」と有明村の連中が話してくれました。定期券を持つているから大糸線を使つて、松本の縄手の開運スウトに行つた。「有明の者はパンを買いに行け」と。一日おきに買いに行つたわけですよ。そんなことは、当時は知らなかったが、その後、同級会で話に聞いたわけです。特に連中は買いに行つたとき、「おらな、プラス一個パンを多くいただけただぞ」そう言つて話してくれました。

卒業して四十周年を迎えた昭和六十年に、文集『そうほう槍峰』を作りました。



長野県松本第二中学校卒業四十周年記念文集『槍峰』、同四十五周年記念文集『続 槍峰』（左）

「まだ書きたい。」という者が出てきまして、『続槍峰』を六年後の平成三年（一九九二）に作りました。この二冊は文書館にもありますし、図書館にも寄贈しました。母校には五十冊寄付したが、当時、私は五十冊も寄付したかどうか知りませんが、最近その五十冊どうなっているか

松本第 中学校（現・松本県ヶ丘高校）
18回5年卒の者は、卒業40周年の昭和60
（1985）年に「槍峰会」と名付けて活
動を始め、年次の会に名を付けた先駆け
であった。親睦交流会を毎年1回開くこ
と、戦中の学校生活の文集を刊行するこ
と、母校に「ワヤマキ」本を植えること
を決めた。

母校創立90周年
の平成25（2013）年に「ワヤマ
キ」は2本植えていた。槍峰会の植樹
であるが、正面に「暗夜の二燈
」と刻んだ石
柱を11月6日に寄贈した。
毎年1回の総会は第23回から「集
いの多岐にわたって続けた。会員
が年々なくなり、平成27年の第31
回で閉会した。

文集『槍峰』はB5判234ページで
発行した。会員の要望で、6年後

『続槍峰』B5判307ページを刊行した。内
容は、恩師の寄稿、在学期間の歩み、有
明原開墾、海洋訓練、勤労動員、日記、イ
ラストなどだった。小学校からの軍国教育
によって国の方針に従順であった。戦争が
終わって、非人道的で残虐な行為であるこ
とを知った。二度と再び戦争をさせて
はならぬ。

後輩が反戦平和
について考える一
助になれば、と母
校に約50冊ずつ寄贈した。「現在
その運命は」と担当の先生にお聞き
すると、3冊と7冊のみで他は不明
とのことだった。槍峰会はどうに消
え、文集の編集委員長は9月に人生
の幕を閉じた。われらの文集は貴重
な文化遺産として残る。長く保存さ
れ、多くの後輩に読まれることを願
う。

（松本市入山辺、大島正人、96歳）

大島正人「槍峰会の文化遺産」
『市民タイムス』令和6年（2024）3月12日付

聞いたら、
わからなか
ったね。長
い年月の間
に、途中で
校舎の改築
工事があつ
て、図書館
も在庫図書
も一旦どこ
かに整理し
て、

十九年に五年生になった連中はどうなっているかなんて、全然考えな
いで、長野師範へ行つて生活したわけでありました。学校に残った同級生
は四月、五月は何とか学校で勉強したが、六月は塩尻の昭和電工へ行き、
耐火レンガを作る粘土を塩尻駅から工場までトロロッコで運ぶ、そういう
仕事をしようであります。七月は日本通運へ行つて、これは軍事物資
をトラックで運ぶ、そういうお手伝いをやりました。八月になると、学徒
は勤労動員つていうのがあつて、今度は、工場へ行けど。八月上旬に名
古屋の矢島工業株式会社というところへ行くことになり、四日に入所式
をしたようであります。それがいつまでかというところ、三月二十五日まで。
三月二十五日に名古屋を出て、二十六日あたりに帰つてきて、二十八日
が卒業式。勉強なんかほとんどしないで、それで卒業式になったという
わけであります。そんなようなことは、この『槍峰』に書いてあります
が、その中のほんの一部を資料として、用意して印刷してあります。い
ちいち読んでいると時間がありませんので、これは皆様、お家へお帰り
になつて、ぜひ目を通していただきたい。

たりして、そんなときにおそらくこの『槍峰』、どこかへちりぢりにな
つたんだらう。だから、母校を責めるわけにいきませんから、「了解」
つていうようなことで済んだわけでありました。

それから昭和十九年、五年生になる前に、四年生修了すると、上級学
校へ受ける資格があり、工業専門学校だとか、師範学校だとか。学校の
先生になるための師範学校を受ける資格があるということで、私は教員
になると言つて師範学校を受けることにしました。その前に、うちに行
つて、「軍隊のところへ志願して、軍人なる。担任の先生が勧める。俺、
これから軍人の学校へ行きたい。」なんて言つたら、親父に叱られまし
た。「慌てることはない。軍人の学校へは行つてはいけない。」と言われ
まして、進路を変えて学校の先生になろうと思つて、師範を受けたら幸
運なことに受かりまして、四年で師範学校へ進んだわけでありました。

そのなかで、このK君のものをなぜ取り上げたかというところ、どんな気
持ちで働いたかということを書いたところ、真ん中の中に書いてある。「少なくと
もあの当時のわれわれの気持ちは極めて純粋であつたことは確かであ
つた。そして国家の為なら命を惜しまないという意気込みであつたこと
は確信をもつて云えることである」と、そういうことを一頁の真ん中辺
ですね。そして勤労奉仕でということが養われたかというところ、K君の
おしまのところ、「われわれは中学時代を通じて質実剛健、堅忍持久、協
力一致の精神を学び、更に不撓不屈の根性を養つたはずである。」「学校

を離れていて、そういう精神力というものを養うことができたということを書いてあります。

それから、H君はその次、工場で働いたとき空爆を受けた、そういう苦しみのことを書いてあります。昭和十九年ですね。二十年の三月まで空爆にあったが、幸い仲間から亡くなる人は一人もいなかったということなのですが、名古屋の東邦商業学校（現東邦高等学校）の四年生は、前回の空襲で教職員二名、生徒十七名が亡くなった。それで、全国で勤労学徒は、約三四〇万人、三四〇万人の人が勤労奉仕して働いた。それから、そのうち戦火、戦争のために爆弾を受けたりして亡くなったのは、一百万何百人か、そのうち原子爆弾で亡くなった人が六千人になるそう



勤労動員の軍需工場焼失す！！
青木正義画・松林彦易文（松本第二中学校第 18 回卒業生）
『青春の足跡 昭和 15 年より昭和 20 年』平成 17 年（2005）
所収

あります。戦争で戦うのじゃなくて、勤労奉仕中に、そういう空爆を受けたりして亡くなった、その学徒のために、広島、原爆ドームのそばに慰霊碑がございます。

師範学校生時代

そこはそのぐらいにして、それではその次、同級生が名古屋に勤労動員されて行っているときに、長野師範学校に入った我々は、何をしたらかというと、学校で勉強していた。教師としての最初の心得から始まって、勉強の仕方とか、それから教育実習というようなものを行ったわけですが、印象にあるのは、特に諏訪の泉野小学校の藤森省吾先生（ふじもりしやうご）という人です。教師としての勉強の仕方について、実際に来て話をしてくださった。体の小柄な人でしたね、立派な校長さんだと思ったわけですが、お話されたことは、教師として勉強することに三つあると、三種の勉強。三種の勉強の一つはですね、人間としての生き方、これ難しい学問でいえば哲学、そういう勉強をしないと。それから、教師として、やはり本分が先生ですから、教材研究や指導法の研究というものをちゃんとやっていかなければいけない、これが二つ目。三つ目は自分の得意とする分野は何か、得意とするものをちゃんと持って、それを一層磨くと。これが三種、三種の種類の勉強ということをお話されたことを思い出します。私はその三種の勉強のどれも中途半端しか勉強できなかったわけですが、そこで思い出すのは、私の同級生の中に専門に勉強したっていうのが二人、目に浮かびます。一人は野鳥の研究ですね。早くからカメラなんか持ってきて、望遠レンズのついたものを駆使して鳥の生態を研究して、そして『野鳥に魅せられて』という本を作ったんです。だから、自分の専門の分野、大変立派なもんだな。もう一人は植物の研究ですね。南アルプス仙丈ヶ岳、駒ヶ岳へ行ったときに、彼がですね、リュックサ



ツクに新聞をこのぐらい入れて、それを背負っていく。こちららは空身で、お昼の弁当を持っていくぐらいのところ、彼は新聞をもって、それも何するか。植物採集ですね、勝手に取るわけにいきませんから、全部、営林署というところで許可を取る。こういうものを採取するかいくつ取るか、それも全部届けを出して許可を得ていた。南アルプス行くときは、新聞ですが、そこへ押し花にして帰ってくると、だから帰ってくるときの荷物が重いわけです。彼、それちゃんと担いで帰ってきた。心打たれましたね。こっちは、なまくらだなあと思いましたが、彼も教員を辞めてから、『ふきのとう』という題の植物の本を出しています。泉野小学校の藤森省吾先生のおっしゃった自己の専門分野をすっかりやれというお話から思いました。

さて、師範の一年が終わる昭和二十年（一九四五）の三月、「特別甲種幹部候補生」これは陸軍、「海軍予備学生」、それを受験することができることになりました、私は「特別甲種幹部候補生」を受験しました。受験のときに、試験官、中佐ですか、軍服を着て、軍刀を下げた試験官が口頭試問で、「君は上官が死ぬと言ったら、どうする。」という質問をさ

れた。「死ぬません。」「なぜだ。」「戦いもしないうちに、死ぬことはできない。敵と戦って死ぬことならできる。上官の命令で死ぬことはできない。」「こう答えたんですね。そうしたらが間あって「恐れ多くも上官の命は天皇陛下の命令であるぞ。」「こう言われたんですね。これは先ほどの【軍人勅諭】のところにありましたね。「上官の命は朕が命と心得よ」。だから、上官が死ぬって言ったら「死にますよ」と言わなきゃ答えにならない。だから、【軍人勅諭】のことを知っているか、知らないか、試したわけですね。それで試験の結果、見事に落第と。私と同じ年の四年生で長野師範へ行った連中は誰も受かっていない。十七歳ですからね。なんだ、あの口頭試問のせいじゃない、歳のせいかなと安心したわけですが、そこで受かった連中は、四月から師範学校から出て、軍隊へ入ったわけです。これについてはですね、資料四頁を見ていただくと、真ん中の辺に「長野師範同期生、『黒いリボンの父へ』合津直枝編著より」、本にあるのをコピーしたのですが、「合格—ああ、我は軍人として、又皇国軍人幹部として採用され召され、征くのだ。こんな歓喜が何処にあらう。日本にして、又日本の男子として初めて味わう事の出来る唯一のものであり、得るものだ。遂に我は征くのだ。軍人として。」「当時の私たちの同級生の決意のほどがわかる。そういうように、軍国主義教育でちゃんと育ててきた。国の命令に従えるという、そういうのを俺の同級生の彼が書いているのを、不合格で俺はのんびりしていたのが、彼はこんな決意でいたのかということ、彼の本を見て思い出したわけがあります。つづきは、また目を通していただければいいですが、これは五頁の方まで続いています。

沖縄・特攻隊・原子爆弾などのこと

師範学校時代のことは、そのくらいにして、次は沖縄、戦後のことであります。これは資料の十一頁、沖縄での戦い、十一頁に「沖縄県民斯克戦へり」。これは海軍の一番上の司令官大田実少将が、「沖縄の県の皆さんは一生懸命協力して、軍に協力して働いてくれた。後世、沖縄県民に対して特別にご高配を賜らんことを願う。」という長文の電報を打ったということを、半藤一利さんの著書に書いてある。それを見て立派な人がいたものだあと。それに対して、現在、政権を持っている人たちは、沖縄のために高配をして、気遣いをしているかどうか。基地を押さえつけたまま、辺野古へは強行、基地にしようと、今仕事をしている。



沖縄県民は、「日本全国にあるアメリカの基地のうちの七割は沖縄県で背負っている。何とかしてくれ。もう基地はたくさんだ」と言っているが、沖縄の県民の声は聞かない今の状態であります。その戦後、昭和二十年（一九四五）八月二十八日、戦争に負けてからいくらかもたないうちに、石原莞爾元陸軍中将が読売新聞のインタビューに答えてい

る。どんな日本にこれからしていったらいいか、こういう日本にしようか、いいことが書いてある。これもこんな人が生きていればなあと思うわけです。また読んでいただきたいと思います。なお、石原莞爾って人はどういう人かというところ、満州事変を起こした関東軍の参謀なんですね。だから、軍国主義の一人なんだけれども、途中で進路を変えましてね、日本は、中国の領土の一部を取って、自分の国の思うまま満州の国を作ったが、その満州の国を作った張本人が、「あの満州、中国人の手に渡せ、日本はそこから手を引け」という主義を持っていたようであります。だから、当時の総理大臣、陸軍大臣の東條英機に首にされちゃった。「あんたは軍には用がない」と。それで石原莞爾は軍を退いて、大学の教授になりましたね。そんなに長く世の中にいないで、亡くなられたようですが、こういう人が生きていて、日本をリードしてくれたならと思うわけであります。

それから特攻隊のこと。前後して申し訳ないが、これは三頁に、特攻隊のことについて載せました。これはね、M君が特攻隊について、この『槍峰』に書いてあります。特攻に志願した。すると「お前は隊で一番若い。まだその時期ではない。死に急ぐことはない。お前を必要とするのはもつと先のことだ。死は急がないでもよろしい」急がないでいいということだね。この分隊長の一言で、回天という特攻隊にいくのは、なくなつたわけですが、「その夜、志願しなかつた者が班長に呼び出された。体罰の精神棒の鈍い音が真夜中まで続いた」と。こういうのはね、そういう体験をしたものでなければ書けない。軍は、特攻隊は強制じゃない、志願だと、志願のうちにですね、そういう教育があつたつ

てことは、これがわかるわけです。

それから、原子爆弾のことについて、これは資料の六頁にありますから、これももう時間が来ますので、またお読みいただくということにして、それから八頁、九頁、これは、実際に広島で勤労奉仕中に亡くなった子供の親が書いた文章、追憶記というのをAとB、二つ載せておきました。Aというのは、『星は見えている』という文庫本に載っていたものです。A君に対するお母さんが書いた手記ですが、特に八頁の終わりから数行目、少年がお母さんと夜、星を眺めながら、「どうして戦争なんか起こるのでしょうか。止めてほしいなあ、日本にないものはアメリカから送ってきて貰い、フィリピンにないものは日本から送ってやり、世界が仲よくいかんものかしら。そしたら世界が一つの国になって、世界国亜細亜州日本町広島村とすると大字上柳になるね」と子供が申した。その少年は、あくる日、原子爆弾で亡くなってしまうて、再びお父さんやお母さんのもとへは姿を現さなかった。これがA君の追憶記ですね。それから、B君の方で氣をつけて見ていただきたいのは、真ん中に「信男が死んだ八月二十八日以降九月に入ってから、ヤツと白血球が少なくなってどうか、お灸がよいとか、世の人が云いはじめたくらいだったから、私としては医師をせめようとは、現在でも少しも思っていない。ただあの原爆を落とさせ、罪咎のない無垢の女子供を数多く殺させたもの、国民をこんな無謀の戦いに追いやった奴ら、また、到底敗戦の止むなきを知りつつ国民をこの土壇場まで追いやってしかもなお終戦の決を下さず、荏苒日を送ってグズグズしておった責任者の奴らが、たまらなく憎くて憎くてたまらない。」こういう親の気持ちですね。これをあ

と前後はまた見ていただきたいと思いますが、戦争に実際わが子をとられたその苦しみが書かれているわけでありませう。

そこですね、資料の六頁、七頁、これを見ていただきたいと思ひます。これは宣伝ビラでございます。「日本國民諸氏」、これ、いちいち読みませんけど、この下の段のところにね、「輸送その他の人的資源に至る迄徹底的に壊滅せざるば熄まず 戦争の持久は日本國民の艱苦を徒に増大するのみ 而も國民の得る處は絶無なり 我が攻撃は日本軍部が無條件降伏に屈し武器を棄てる迄は断じて中止せず 軍部の無條件降伏の一般國民に及ぼす影響如何 一言にて盡せばそれは戦争の終焉を意味す」。まあ、戦争が終わるまで徹底的にやるよと、日本をこういうひどい戦争に導いて、やめることを考えずに、一億玉砕だなんて叫んで、いつまでも戦争を継続させた、そういうのは日本の軍閥である。だから、早く戦争をやめさせるようにしなければいけないというようなことが、宣伝文句で書いてあるわけでありませう。空からまかれたこの宣伝ビラは、水にぬれてもとけない特殊な紙だそうです。ここを見てもアメリカの凄さが分かるわけです。この宣伝ビラをもし拾って持っていたってことが分かれば、けしからんことですね。これも激しく叱られるわけです。工員さんが一緒に仲間から聞いたんですが、誰か工員が持ってきて、「いやこんなもの拾ったぞ」と喜んで持ってきたら、上官に張り倒されて、殴り倒されたそうだと言うことを聞いたことがあります。

それでね、ここに関連して、思い出すことは、日本が戦争して亡くなった人は、靖国神社に祀られるということになっていますね。だから戦死された人は靖国神社に祀られるが、戦争を指揮した軍閥も途中から靖

国神社に祀られた。戦争を指揮した人が極東軍事裁判で、死刑判決を受けて亡くなった。その人も祀られている。そういう軍閥の命令によって働いた兵隊さんも一緒に祀られている。それがちょっとおかしいところがあります。この日本の国中でそのようにしようとしたわけじゃなくて、「日本のあの戦争は正しい戦争であって、決して侵略戦争じゃねんだ」というような考えの人が大勢いて、そういう人の力でもって靖国神社にお祀りしたわけですね。

そのことについて、日本と中国が友好関係を結んだのは何年のときでしたかね。昭和四十七年ですかね。田中角栄が中国行って、日本と友好関係を結んだときに、中国の周恩来が「日中共同の敵は日本の軍閥だ」と言いました。だから、「戦争した悪いのは軍閥であって、日本国民が悪いわけじゃないんだ」と。それに対して田中首相は反論しませんでした。反論しなければ、認めたことになります。それがあってですね、中国は、日本の総理大臣が靖国神社をお参りすると、「この日中共同の敵の軍閥を祀ってある靖国神社に、総理大臣がお参りするとは何事だ。」と文句言うわけですね。これは中国ばかりでなく、アメリカは「失望した」と言いましたね。

だから、その頃から、天皇陛下は本来ならば、「天皇陛下万歳」と言っていて、天皇陛下のために命を捧げた兵隊さんに、天皇陛下がお参りしているわけだが、昭和二十年の八月十四日にポツダム宣言を受諾するときに、戦争犯罪人を処罰するということを受け入れたわけです。処罰された軍閥を靖国神社に、天皇陛下がお参りしたら、どういうことになるか、だから天皇陛下はお参りされない。これは当然のことだよね。それからい

ろいろ文句言われますから、総理大臣も行かなくなる。代議士の何人か八月十五日、誰が行くか見てれば、わかりますがね。

モンテンルパのこと

なお、資料の終わりのほうに、きょうかいし 教誨師、モンテンルパのこと、フィリピンのエルピディオ・キリノ大統領、美智子上皇后の歌があります。さつき、戦犯のことを言いましたが、戦争で敵の負傷者や捕虜を人道的に取り扱うことが国際法で決められているのですが、日本兵は教えられていませんでした。当時の日本の軍隊は、勝つか死ぬかどちらかで、降参して捕虜になることは恥ずかしいことだと教えられておりました。フィリピン、インドネシア、中国やそういうところで捕虜になった敵兵をいじめたり、殺したりしました。それがB・C級戦犯といって、裁判で死刑になったり、無期懲役になったりした。戦争が終わっても、そういう人が何千人かいたわけです。その一つがフィリピンのモンテンルパの刑務所。戦争が終わって八年も経っても、まだ日本へ帰って来れない、うち何人かは死刑の判決を受けている。いつ殺されるかわからないと、そういう毎日を送っている人が、フィリピンに百何人もいるということが分かって、釈放運動を始めた。キリノ大統領は弟が日本軍によって殺され、奥さんや子供も日本軍によって殺された。その殺した日本人を許すことなんて普通ならできない。それを許してくれた、キリノ大統領がね。「許し得ぬを 許せし人の 名と共に モンテンルパを 心に刻む」これが美智子上皇后陛下の歌であります。その助命・釈放運動をしたの

が、教誨師の加賀尾秀忍^{かがおしゅうこん}。それから、歌「あゝモンテンルパの夜は更けて」、この歌は囚人の飯田出身の陸軍中尉だった代田銀太郎^{しろたぎんたろう}が作詞しました。その歌を、渡辺はま子、歌手ですが、ご存知の方、聞いたことある人いますか。皆さん、若いからいないのか。「あゝモンテンルパの夜は更けて」この歌を聞いてですね、渡辺はま子は、自分で歌い、曲をオルゴールにして、モンテンルパへ慰問に行きました。そのオルゴールは、教誨師からキリノ大統領に贈られました。この悲しい歌は囚人が作った歌だということを、キリノ大統領は聞いて、心が揺り動かされたということのようであります。これも詳しく知りたい方は、ネットで調べてください。教誨師 加賀尾秀忍、六カ月の任期の終えた後も、無給で、何としても日本人戦犯を救わないといけないと助命活動をした。これはやっぱり、立派な人です。

(付記) 昭和二十八年(一九五三年)七月二十二日横浜港着、釈放された一〇八名と処刑された十七柱の遺骨が帰国しました。

おわりに

さて、小学生も聞いてくれてご苦労様でした。何か覚えてくれたことありますか。最後に一つお聞きするが、六たす九は十五ですね。六、九、十五という数だが、みんな戦争に関係があるの、覚えておいてください。六は広島に原子爆弾が落とされた日、九は長崎に原子爆弾が落とされた日、六と九をたした十五は、戦争が終わった日ですね。六、九、十五、一つでもいいからそれを覚えていってください。

それでは長くなってきました。時間がもう過ぎております。あと資料がたくさんありますが、また見ていただければ、読んでいただければ、ありがたいわけであります。結論から言うと、我々の受けたような、あの時代が再び来ないことを祈る。これは我々同級生も共通の願いですね。あんな戦争の時代がまた来ないことを願う。これが私たちの願いなんですが、私たち同級生ほとんど世を去りました。私の知ってる限りでは同級生で、私一人が残っていると、こういうわけであります。残った者の責任として、こんな時代が再び来ないことを願い、終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

令和六年度第九回 松本市文書館講座記録

パネルディスカッション

市民にとつての博物館・図書館・文書館Ⅲ —市民の知りたいにこたえるために—

日時 令和七年三月十五日（土）午前十時～正午

場所 松本市文書館 講義室

【基調講演】「県立長野図書館のMLA連携」

講師 県立長野図書館 丸山和子司書

【パネルディスカッション】

パネリスト 県立長野図書館 丸山和子司書

松本市立博物館分館 国宝旧開智学校校舎

遠藤正教子芸員

松本市文化財課 高山直樹主任

松本市文書館 木曾寿紀専門員

司会 松本市文書館 窪田雅之特別専門員

司会 皆さん、おはようございます。これより、令和六年度第九回松本市

文書館講座 パネルディスカッション「市民にとつての博物館・図

書館・文書館Ⅲ—市民の知りたいにこたえるために—」を始めます。

私は当館の特別専門員の窪田と申します。よろしくお願いいたします。

今日は基調講演、その後、パネルディスカッションという運びになります。それでは、基調講演に先立ちまして、本日の講師の丸山和子さんをご紹介します。平成二十六年（二〇一四）に松本市役所に入庁されました。市立博物館の学芸員として、主に資料管理を担当、また学習支援部門では、二十七年、企画展「郷土が生んだ彫刻家 太田南海」、二十九年、特別展「山岳画家 武井真澄」などを担当されました。平成三十年に中央図書館に異動され、今年度から県へ出向ということで、現在は県立長野図書館の総務企画課企画係に在籍し、主に「信州・学び創造ラボ」事業に従事をされています。本日はお忙しい中、長野市からお越しいただきました。よろしくお願いいたします。

【基調講演】

ただいま、ご紹介をいただきました、丸山和子と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。ご紹介いただきましたように、今年度、松

本市から長野県に派遣交流の職員として出向しておりまして、県のやり方を学び、いずれ松本に帰ってきて、松本でそのやり方を活かすという形で、勉強させていただいております。県に行き、「このやり方がいいな」とか、「松本に紹介したいな」ということがたくさんありましたので、特にMLA連携、施設連携などを中心に、県立長野図書館の事例を紹介いたします。

今日は、皆様、各地からいらっしやっていると聞きました。既に県立長野図書館に行かれたことがある方もいらっしやるかと思いますが、松本から離れておりますので、最初に県立長野図書館の紹介をします。県立長野図書館は、「共知、共創の広場」ともに知り、ともに創る」ということをコンセプトとしております。場所は長野市の若里公園という公園の中にあり、近くにテレビ信州やホクト文化ホールがありますので、ホールなどに行かれたことがある方は、近くに大きな建物を見たことがあるかもしれません。車で行かれる場合は、長野インターチェンジから約二十分の場合にございますので、もし来る機会がありましたら、ぜひお立ち寄りください。

蔵書数は約七十七万冊です。県内ではかなり大規模な図書館で、松本市中央図書館よりも多く資料がありますが、皆さんの目に触れる開架の本が少なく、蔵書のほとんどが閉架書庫に保管されています。個人貸出しが一年間で九万七千点ぐらい、毎日、約千三百人の方が入館する図書館です。

歴史といたしましては、明治四十年（一九〇七）に信濃教育会がつくった信濃図書館を前身にしており、昭和四年（一九二九）に県立長野図

書館として、県の施設となりました。若里公園へは昭和五十四年に移転しました。さらに六年前、平成三十一年（二〇一九）に三階フロアをリニューアルいたしました。建物は三階建てになっていて、一階が子供のフロア、二階がいわゆる図書館のフロア、一般図書室で、三階は私の担当しております「信州・学び創造ラボ」や会議室があります。図書館の建物の右側は書庫棟になっていて、皆さんの目には触れませんが、古い資料も含めたくさん本が、収蔵されています。

では、館内について説明いたします。まず、一階が児童図書室となっていて、およそ二万六千点の本があり、いろいろな資料を収蔵しているフロアです。テーマとして「体験・発見」ということを重視しており、本だけではなく、タブレットも置いてあります。例えば、調べ物コーナーでは、タブレットを使って、ゲームをしたり、プログラミングであったり、簡単な計算、英単語を学べるようになっており、様々な体験ができる場所となっています。また、鉱物標本や顕微鏡など、来年は上皿天



基調講演

秤も配置する予定ですが、そういった実験器具やオセロ、将棋、積み木、ボードゲームなどもあります。公園の中にある図書館ですので、公園で「体験・発見」していただくための道具として、双眼鏡、スピードガンなどが用意され、図書だけではなく、いろいろな形の学びをサポートする場所となっています。

続いて二階の案内です。皆さんが想像される図書館らしいスペースが、この二階の一般図書室です。たくさんの本が並べられており、閲覧机があつて、本を読むことはもちろん、データベースの新聞や論文などを調べられるよう、パソコンやタブレットも置かれ、デジタル情報にもアクセスできるフロアとなっています。一般図書室は、「信州のくらしの記憶を記録する」、「私たちはどこから来たか」、「自然とからだ」、「音・ことば・身体」、「はたらく・まなぶ」といった五つのテーマに沿って、図書が並べられております。長野県に関する資料に力を入れており、そのエリアにはあるものは、ほとんど長野県関係の、閲覧しかできない資料です。普通の図書館と違うところは、小説が少ないことで、物語本もほとんどありません。作家の研究とか古典の調査も多く、いわゆる読んでも楽しむ本というよりは、調査・研究に重きを置いた収蔵内容になっています。夏休みやゴールデンウィークには、研究者の方々が市外や県外から大きなカバンを持っていらつしやるという調べ物中心の図書館でございます。

そして、三階が六年前にリニューアルいたしました「信州・学び創造ラボ」があるフロアです。いろいろな形の机、椅子があり、皆さんが自由に過ごせるフロアになっております。「学び創造ラボ」の「ラボ」と

いう名前からわかるように、「実験室」がコンセプトになっていて、ここでいろいろなことを試して、学んでいただく。図書館というと、本を読んで勉強する場所というイメージが強いのですが、学ぶだけでなく、その学んだことをアウトプットする場所も必要だと考え、実践する場を提供しています。下のフロアで学んだことを、ここで試してみる。集まって話したり、何か作ってみたり、わからないことが出てきたら、また下のフロアで調べる。成果を出して、また学ぶというサイクルがこの図書館の中でできるようになっています。「モノコトベース」というスペースには、3Dプリンター、UVプリンター、レーザーカッターなど先端器具があつて、工作・物作りができるようになっています。広い部分は机や椅子を自由に並べ替えることができ、ワークショップや講演会を行うこともありますし、個人で勉強をしたり、テレワークをしたり、また、グループで会議をしていたり、趣味のサークルの集まりなど、いろいろな方々が自由に使っていらつしやいます。「信州情報探索ゾーン」はいろいろな本が並べてあるスペースです。例えば、当館の前身の信濃図書館時代の本など、普通の図書館では書庫にしまって、なかなか見られないような、古くて貴重な資料の一部をこちらに展示していて、自由に見られる空間としています。

組織体制は、四月の時点で三十八人、常勤ですと二十二人了。係も図書の貸出しや本を購入する資料情報課と、市町村・県立の施設との連携や「信州・学びラボ」の運営などをしている総務企画課とに分かれていて、私は総務企画課企画係におります。

今日のテーマが「市民の知りたいにこたえる」ということですので、

次に、県立長野図書館で行っているサービスについて紹介します。「県立図書館が遠いので、使いづらい」という方に、遠方からでも使えるサービスを提供しており、利用登録はインターネットから、パソコンを使わない方は郵送でもできます。図書も市町村図書館で受け取ったり、県の施設に返却できたり、また、電話などで調査や相談ができますので、興味あるという方はぜひご利用ください。ほかに、図書館で開催しているイベント・講演会も、できるだけハイブリッド形式で行うようにして、会場に集まることができずの方は集まっていたくし、来られない方に向けてはインターネット上で配信をするなど、並行して行っています。また、市町村と県で電子図書館のサービスもやっていて、自宅からでも本が読めるようになっていきます。こちらは松本市の図書館からも申込みます。ご興味ある方はホームページなどで詳細を見ていただければと思います。

それでは、MLA連携の話をさせていただきます。まず、MLA連携とは何かを簡単に説明しますと、Mはミュージアムで博物館や美術館、Lはライブラリーで図書館、Aはアーカイブズということで文書館です。これらの施設が連携・協力して様々な活動を行うことをMLA連携といいます。特に、近年はデジタル化が進み、パソコン上からいろいろ調べ物ができるようになっています。パソコンから調べると、資料をどこに施設が持っているかということはあまり関係がなくて、どこが持っているかと資料は資料として、触れることが多くなっています。総合的に連携して、皆さんが使いやすくなるのが大事だということで、近年、注目されています。県立長野図書館でもいろいろなレベルで連携をしてお

ります。その事例をご紹介します。

まず、「信州 知の連携フォーラム（図版1）」というのをご存知でしょうか。県立長野図書館では、この連携フォーラムに関わっています。千曲市にある県立歴史館という博物館と文書館の機能を持った施設と、長野市にある長野県立美術館、信州大学の附属図書館、そして県立長野図書館を合わせた四館が連携して行っているMLA連携事業です。長野県における

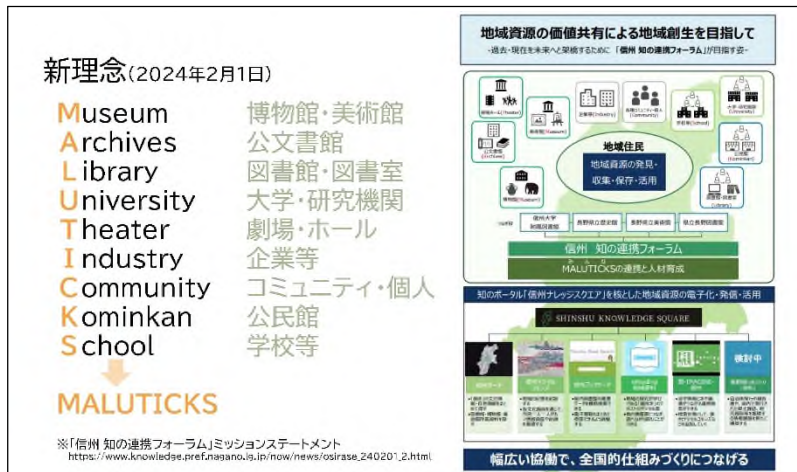
知と学びに関わる機関が、地域資源の共有化、発信を行う場として設けられたフォーラムです。平成二十八年に開始し、最初は隔年、今は毎年フォーラムとして講演会などを開催しています。初めの頃は信州大学の附属図書館で実施していましたが、参加者が図書館関係者ばかりになってしまいうということで、令和二年（二〇二〇）からは、各館持ち回りで開催をしています。今年度、令和六年は県立長野図書館が担当し、来年は長野県立歴史館で学校ミュージアムのことについて開催すると聞いています。もし、ご興味のある方は、ぜひご参加いただければと思います。



図版1 信州 知の連携フォーラムの様子とチラシ

す。

今年度のフォーラムは『楽しみ』から始めよう―『地域を知る』ってどんなこと?―をテーマに、県立長野図書館において開催、インターネットでの配信も行いました。また、信州大学附属中央図書館でサテライト配信をしていただきましたので、そちらでご覧いただいた方もいらっしゃるかもしれません。中央学院大学教授の白水智先生を基調報告者としてお迎えし、長野県の北部地震をきっかけとした栄村での文化財の保全活動についてお話いただきました。ほかに、駒ヶ根市の東伊那区誌



図版2 信州 知の連携フォーラム新理念「MALUTICKS連携」

の編纂事業ですとか、民話の調査・創作をされている「ちいさがた未来民話研究会」の発表などもしていただきました。詳しくはホームページから当日の資料が見られますので、ご興味ある方はご覧ください。この回に限らず、これまでのフォーラムの資料や報告は「信州大学機関リポジトリ」で公開しており、また、県立長野図書館のホームページからリンクも貼ってありますので、当日参加できない



図版3 信州ナレッジスクエアと地域資源の電子化・発信・活用

かった方も、後から振り返られるようにしております。このフォーラムは、平成二十八年から令和六年まで八回続けてきましたが、令和六年に新理念(図版2)を新たに公開しました。現在、MLA連携として事業展開していますが、そもそも地域資源に関わる施設はMLAだけではなく、MLA以外にも、マルティックス(MALUTICKS)としまして、大学研究機関やホール・企業・個人やコミュニティ・公民館・学校なども合わせて、これからは活動していくべきではないかという指針を新たに公開いたしました。今後はこちらをベースに活動していく予定です。

続いて、「信州ナレッジスクエア」(図版3)について、事例の二つ目としてご紹介したいと思います。「信州ナレッジスクエア」というのは、県立長野図書館を中心提供しているウェブコンテンツです。信州の知のポータルということで、長野県に関する情報がたくさん詰まっています。ここから長野県に関することを横断的に調べられるというサイトです。システムの基盤は

県立図書館で用意しており、そこに、いろいろな機関が関わり、コンテンツを作成し、県のシステムを活用していただく。システム基盤を県立長野図書館が持つことによってコストが削減できる。いろいろな機関が参加することによって、多様で豊かなコンテンツを提供できるというのが強みです。「信州ナレッジスクエア」の中には、様々な小コンテンツがありまして、「信州サーチ」、「信州デジタルコモンズ」、「信州ブックサーチ」、「eReading Books」、「想・IMAGINE・信州」という五つのコンテンツが内包されています。今日は、その中から、特に施設連携に関わるもの三つをご紹介します。

まず「信州サーチ」ですが、これがいわゆる横断検索サービスです。長野県に関するデータベースやアーカイブはたくさんあり、県立歴史館は歴史館独自の収蔵品検索システムが、そのほか、様々な機関がそれぞれ収蔵品の検索システムを持っています。ただ、それぞれを一個ずつ調べていくのは大変ですし、そもそも、どんな機関が何を持っているかわからないと思います。「信州サーチ」はそれを串刺しにして、まとめて検索ができるので、長野県に関することで、とにかく何か知りたいという場合は、とりあえずここで検索すれば、一括して検索できる仕組みになっています。ここで、この後、紹介する「信州デジタルコモンズ」の中身も調べられます。松本市の関係だと、博物館の収蔵品や文化財、図書館などの収蔵品や資料などを一様に検索できます。もし、お使いになったことがない方は、一度こちらで興味のあるキーワードを入力し調べていただくと、いろいろなものが出てくるかと思います。ちなみに、去年や一昨年のこのパネルディスカッションで紹介しましたが、松本市に

特化した類似サービスとしては、「まつサーチ」があります。こちらは松本市の図書館で提供しているもので、「信州サーチ」の松本市関係に特化したようなものと考えていただければいいと思います。「信州サーチ」に載っていない松本市の美術館や文書館の収蔵検索も新しくできるようにしました。松本市について調べるのであれば、こちらもありますので、並行して使っていただければと思います。

「信州ナレッジスクエア」の二つ目のコンテンツが、「信州ブックサーチ」です。こちらは図書館に特化した、図書館資料の横断検索となっています。県立長野図書館のほか、県内の市町村立図書館、大学図書館、長野県関係で運営している電子図書館、加えて今年から実験的に、書店の在庫情報の連携を始めました。それらが一括で検索できます。これは郷土資料に限らず、普通の小説などもこれで検索できるので、とにかく読みたい本を探しているときなどにも調べられるようになっております。図書館職員はかなり使っているサービスかと思えます。

それから、三つ目に「信州デジタルコモンズ」、長野県に関する地域資料のデジタルアーカイブ画像や動画を閲覧できるサイトとなっています。今、参加しているのは、県立長野図書館のほか、歴史館、美術館などです。それから県の施設だけではなく、いろいろな施設が参加可能なシステムになっていて、県内の主要機関が所蔵する情報資源のほかに、個人・団体が所有する長野県に関するものも載せられるような仕組みになっています。公的機関を通じて申請していただければ、載せられます。関係の方でご興味ある方は、ご申請ください。分野から調べることも、市町村名、時代で調べることもできます。また、画像については、二次

利用ができる、できないということも記載されています。コンテンツは大体五千点、二次利用の可能なものが四千五百点ぐらいありますので、長野県関係の資料を使いたい、探しているというときには、こちらをお使いいただければと思います。「信州ナレッジスクエア」全体がそうですが、システム基盤を県が用意して、様々な機関がコンテンツを作るという仕組みになっています。現在、デジタルアーカイブを作りたい、作らなければならないという風潮がありますが、システムを作るにはお金もかかるし、知識もいるし、とても大変です。ですが、「信州デジタル commons」があることで、予算がなくても、デジタルについて詳しくなくても、この仕組みを使えば、簡単に自分たちの資料を公開できるようになっております。県内の市町村の中には、自分たちでデジタルアーカイブを作ることができるという市町村もあれば、公開したいけれど難しいという市町村もあると思いますので、そういった場合は、コンテンツさえあれば、仕組みは県の方で用意しています。今、準備中のものとして、東伊那公民館の区誌に掲載した資料を載せるという話が進んでいます。公民館で区誌を編纂されていて、住民個人が持っている貴重な資料を紹介したいけれど、区誌に全てを載せられない。でも、元の資料を閲覧したいということ、ありますよね。方策として「信州デジタル commons」を使っていただいて、デジタル commons に資料の写真・文書を載せ、区誌には概要を載せる。詳しく見たい、原文にあたりたいときは、区誌に掲載した二次元コードから「信州デジタル commons」へとんでいくような仕組みを作る予定です。まだ準備中ですが、近々公開される予定ですので、また見ていただければと思います。

主な連携事例は、以上のとおりですが、その他、細かい事例として、ぜひ紹介したいと思ったことがありましたので、ご紹介します。連携フォーラムを開催するにあたって、関係者の意見交換会をしています。いわゆる講演会だけではなくて、その当日に各施設の館長や資料管理の担当者などが出席して、各施設の取組みやデジタル化の現状を報告、共有する打合せ会議を行っています。些細なことですが、私はこれがとても大事な交換会だと思っています。まず顔が見える関係性が作られます。電話をして相談するときも、相手がどのような人かわからない状態で、いきなり連絡することは結構大変で、少しでもお会いしたことがあると相談してみようかというきっかけになると思います。そのきっかけづくりができていいなと思いますし、それぞれの各施設の取組み、デジタル化の現状などを参考にしたり、課題を共有したりということができます。非常に重要な会議だと思いましたので、ここでご紹介させていただきます。例えば、今年度、令和六年度の会議の時、県立歴史館で開館三十周年記念の企画展「描かれた川中島合戦」が開催されていました。その企画展に「なかなか人が来ない。開館三十周年の大きな企画展で、良い収蔵品が集まるのに勿体ない。」と会議でお聞きして、フォーラムが終わった直後に、県立長野図書館にミニコーナーを作りました。これが、どれくらい影響があったかはわかりませんが、置いたチラシはすぐなくなっていましたので、少しは効果があったのかな、あったらいいなと思っています。こういった小さな相談や、わざわざ連絡する事はないけど、ちよつと相談したことを話せるのも、こういった交流会がある強みかなと思いました。

また、別の観点から、こちらでもいいなと思った県の取組みに、図書管理システムがあります。図書館の本を管理、登録するシステムですが、実は県立長野図書館では、自館の本だけではなく、県立美術館「アートライブラリー」の本と、長野県埋蔵文化財センターにある「信州考古ライブラリー」の本も一緒に資料登録をして、県立長野図書館のウェブサイトから同時に検索ができます。美術館や埋蔵文化センターには、そこしかない貴重な資料、市販されていないような報告書などが、数多くありますが、外からは何があるかわからない。それが県立図書館のホームページから一括で検索できるということで、いいことだと思っております。県立の施設の図書に関して、県立長野図書館がある程度サポートするという体制が整っていて、素晴らしいことだと思いましたので、こちらで紹介させていただきました。

私の発表は以上になります。ありがとうございました。

【パネルディスカッション】

司会 それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきます。

まず、パネルディスカッション開催の趣旨をお話いたします。私は、ここの文書館に勤めて三年目になります。文書館にきてから、パネルディスカッションを始めました。かつて、私は文化財や博物館関係の仕事長くしており、三十年前ぐらいですが、当時、博物館単独では生き残れないのではないかと思うことがありました。連携こそ、生き残る道ではないかということで「松本まるごと博物館構想」を策

定しました。それは、博物館同士は当然ですが、民間の皆さんやいろいろな方と協力をして、連携をしていく。博物館だけが良くなればいいのかということではなくて、地域全体が底上げできればいいなと思い、策定いたしました。

三年前、ここに来た時に、外へ文書館の魅力が伝わっていないのではないかと思うことがありました。当時、既にMLA連携というものは、世間一般的には始まっておりまして、それも文書館が生き残る一つの道ではないかというふうに考えたわけです。松本市の場合、図書館は明治二十四年（一八九一）、博物館は明治三十九年、文書館が平成十年（一九九八）ですから、歴然とした差があるわけです。先行二施設は長い歴史があって、資料の集積もあり、市民との交流も進んでいます。先輩の図書館、博物館の力を借りて、資料集積や資料管理、それから資料活用ノウハウを教えてもらいながら、文書館をもっと皆さんに知ってもらって、親しんでもらえればということで始めた次第です。おかげさまで、パネルディスカッションをやるなかで、文書館が「まつサーチ」に搭載されてないとか、ほかの施設のデジタル化の状況がわかり、デジタル化を進めてきて、少し進んだのかなと思っております。

当初、図書館・博物館・文書館の職員で始めましたが、市の文化財課でも地域資料の保存に携っていますので、前年度から文化財課の職員にも参加していただき、このようなディスカッションを開催していきます。問題点の洗出しを行い、市民の皆さんの「知りたい」や「学びたい」にこたえるにはどうするか、私どもなりに努力はしてきました

もりでございます。なかなか、すんなり行かないことがありますが、こうして三年目を迎えました。

さて、少し長くなりましたが、ここで、パネリストの皆さんのご紹介をさせていただきます。私に近い方から、先ほど基調講演をしていただいた県立長野図書館の丸山和子さん、それから市立博物館分館国宝旧開智学校校舎の遠藤正教さん、市教育委員会文化財課の高山直樹さんです。最後、当文書館の木曾寿紀さんです。今日は、若い皆さん同士、四人でバス交換をしていたでいて、話ができたらと思っております。後ほど皆さんからご意見、ご質問をいただきますので、よろしくお願いいたします。

では、先ほど丸山さんに基調講演をしていただきましたが、丸山さんの講演に関して感想を一言ずつ、遠藤さんからお願いします。

遠藤 国宝旧開智学校校舎の遠藤と申します。今日はよろしくお願いいたします。まず、丸山さんの講演を聞いて思ったことですが、県はやはり歴史館・美術館など図書館を含めて、連携がしっかりと筋道が通って行われているというところを一番感じました。また、実際に「信州ナレッジスクエア」をはじめ、いろいろな連携の成果がきちんと出ていると感じました。そして、率直に思ったことは、どうしたら、違う組織の人たちが同じ方向を向いて連携し、成果を出していくことができるのか。特に、丸山さんは企画係として、図書館の中の企画連携や市町村との連携を進めていくにあたり、県の図書館に行ってみて、大事なこととは何なのか、教えていただきたいと思います。

丸山 ありがとうございます。そうですね、私が行ったときには、もう既に仕組みができていたので、導入当初のことは詳しくありませんが、思ったことは顔を合わせる機会がしっかりと用意されていることです。人事異動があれば、それぞれの館長がそれぞれの施設にご挨拶にいらつしゃって、顔を合わせる。「知の連携フォーラム」は毎年開催するので、その打合せもあるし、フォーラムという年に一回の機会には、必ずそれぞれの施設の館長と担当者が来ます。定期的に顔を合わせるというのは決まっているので、そこで交流が持てます。交流を持つと、やはり連絡を取りやすくなるので、寄贈の話や資料調査の話があったりするときに、館長同士も連絡を取ってくださるし、担当者も頻繁に連絡をして、気軽に相談できる体制が整っています。施設も歴史館は千曲市にあり、離れていて、そうそう行き来ができるわけではありませんが、その分意識して顔を合わせる機会を作っていると思っております。今はメールも電話もあるし、私自身、顔を合わせることをあまり重視して来ませんでしたが、やはり会う機会がきちんとあるということは、連携する時、かなり違うと感じています。さらに、オンラインでの打合せも行っていますし、県に行ってから、回数を重ねるということの重要性を実感いたしました。

司会 はい、次に高山さんお願いします。

高山 文化財課の高山です。丸山さんから県のお話をいただき、MLA

連携に関して、人的な部分でもデジタルの部分でも、非常に先進的に取組まれていると、面白く聞かせていただきました。特に「信州ナレッジスクエア」では、プラットフォームを作り、情報を結びつける。まず、データベースの整理をするということも必要だし、さらに公開までのプロセスが大変だったかと思います。平成二十年頃から、MLA連携ということが言われてきたなかで、長野県の先進事例として注目されていますが、利用者の反応だとか声だとか、何か丸山さんの耳に入ってきていますか。課題のようなことがあれば教えてください。

丸山 誰でも使える、使いやすいものではありませんが、申請がいらない形式なので、ユーザーそれぞれの声というのは、実はあまり届いていません。実際、どれくらい使われているのか把握していませんが、ここに参加している施設に関していうと、データベースとそれを公開する仕組みを作るといのは、すごくハードルが高いことなので、ナレッジスクエアがあるおかげで、「うちの市町村でも公開ができそうです。」とか、「こちらを使ってやってみたい。」という声はよく聞きます。ただ、その課題として、図書館がやっていることもあり、図書館関係者以外にはこの仕組みが伝わっていないと感じています。県内にたくさんある博物館とか美術館などに、情報が届いていなくて、図書館関係者以外の皆さんにどう伝えるかが課題だというのを、最近話しています。

司会 はい、よろしいですか。では、木曾さんどうぞ。

木曾 文書館の木曾です。最初に丸山さんの方から話があった「信州デジタルコモンズ」ですが、文書館も前向きに考えていきたいです。データを出していくというのは、当然しっかりしていかなければいけないので、きちんと整理して進めていきたいと思います。お二方の質問と少し重なりますけれども、先進的な取組みに挑まれているというところで、先進的であればこそ、この連携でハードルになっているところがあれば、お聞きしたいです。

丸山 私も県に行き、こんなにたくさんの方の事業をやっているんだと非常に驚きました。やはり先進事例ということで、館長は全国各地に講演に行き、長野県の取組みなどを発表していて、全国的にも進んでいると、改めて実感しているところです。まだ、これから実施していくこともあって、例えばプラットフォームの継続性などは、現在課題にしています。「誰でも使えます。うちの仕組み使ってください。」と言ったのに、システムの更新ができなくて、「閉じます。」ということは許されないことです。そのURLも、今度、東伊那公民館の区誌に二次元コードを載せていただきますが、リンク先が切れてしまったとなったら困ります。ずっと続いてこそその仕組みだと思うので、そういったところは何とかしていこうと尽力しています。来年度のシステム更新では、継続性を課題にしています。県、行政でやっていることなので、何年かおきにシステム更新をしていかなければなりません。そうなるでもURLが変わらない仕組みとか、継続できるような仕組みを作っていけるよう、今取組んでいるところです。

司会 はい。ありがとうございます。今、丸山さんの基調講演について、感想を述べてもらいました。内容そのものもすごくいいと思ったのですが、私はどっぷり昭和の人間なものですから、フェイス・トゥ・フェイスは大事だなと思った次第です。県レベルのMLA連携、マルティックスですか。シアター・劇場が入っていることに驚きました。二月にまつもと市民芸術館の木ノ下裕一芸術監督と対談する機会があつて、彼はその地域に入り込みたいという希望が強くて、博物館・図書館の話をして、非常に盛り上がりました。やはり、そういうところで、市民芸術館も連携をしていきたいとおっしゃっていたので、世の中の風潮として「連携」がキーワードになっているのかと、今日も丸山さんのお話を聞いて再確認した次第です。

さて、皆さんに配布をしたレジュメ(図版4)の「ア」から「エ」の中に、デジタル化、データベース、それから施設連携というところがあります。今日お話をお聞きして、その前段として、資料の収集それから資料管理、非常に大事だと感じました。その辺から少し意見交換をお願いしたいと思います。高山さんどうですか。

高山 はい、MLA連携の今後のあり方について、これから考えていくにあたって、丸山さんが今、実際に県のMLA連携を間近に見て、翻って松本市のMLA連携の取組みを見たときに、どのような感想をお持ちになったか、こういうところが進んでないのではということと切り口にして、徐々に話に入っていきたいと思っています。

丸山 県では、図書館がMLA連携の中心になろうという意識が強く、「信州ナレッジスクエア」も図書館が持っていますし、連携はもちろん各施設がやることではありますが、図書館はかなり深く関わっていると感じました。県立長野図書館の組織も係がしっかり分かれていて、図書館は本を借りる場所とされていますが、それに携わっている職員は県立図書館の中でもごく一部で、そうではない仕事をしている職員がかなり多くいます。県の施設ということもあり、市町村との連携やMLA連携など、そういったことに仕事の比重を置いている施設だと思えました。ただ、松本市で同じことができるかという点と難しいと感じています。県立図書館の圖書の貸出し数は松本市の六分の一くら

令和6年度 第9回松本市文書館講座	
パネルディスカッション 市民にとっての博物館・図書館・文書館Ⅲ —市民の知りたいにこたえるために—	
日 時:令和7年3月15日(土) 午前10時～	
1 基調講演 県立長野図書館のMLA連携	県立長野図書館 丸山和子司書
2 パネルディスカッション	
(1) パネラー 博物館分館 国宝旧開智学校校舎 遠藤正教学芸員 県立長野図書館 丸山和子司書 文化財課 高山直樹主任 文書館 木曾寿紀専門員 (司会:文書館 窪田雅之特別専門員)	
(2) MLA連携の今後のあり方について—市民の知りたいにこたえるために— ア 資料収集—川上を決めれば川下も安定、オール松本市(施設連携)で対応、収蔵庫・書庫の狭小化、すみ分けが必要	
イ 資料管理—泣き別れの解消、収蔵すべき施設で収蔵(形態か時代区分か)	
ウ 資料公開と利活用—市民の知りたいにこたえる、デジタル化、データベース	
エ 施設連携—デジタルでのMLA連携ほか、共同購入や展示などの幅広い連携の必要性、MLAからMLA+K(公民館)連携へ?	

図版4 パネルディスカッション レジュメ

いで、貸出しにかかる業務量もかなり違います。だから、松本市の図書館で、県と同じくらい連携事業に人や予算を割けるかというところではあると思います。やはり、どこが音頭を取るかということもあり、県は図書館が担っている部分が大きいのですが、市町村は直接サービスの比重が大きいので、市町村でそれをやるとなるとどうでしょうか。でも、そこをやつていかないと連携は難しく、大変だなと思っています。

遠藤 松本市でも、MLA連携は実践してはいると思います。そこをすぐ出たところに、市川量造の展示がありますが、一月に文書館に呼んでいただいて話をしたときに、旧開智で展示を作つて公開をしています。また、昨年、令和六年十一月に旧開智が再オープンしたとき、イベントをやつていくなかで、図書館からお声がけいただいて、「ライブラリレーまつもと」やオープン記念の講演会などをしました。松本市の中央図書館では、連携の講演やイベントをよくやつていて、それぞれの館の横の繋がりというのは、それなりにあると思います。

今日のお話のなかで、県立長野図書館と貸出し数の差があるということでしたが、やはり、県だからこそその役割、市だからこそその役割というのがあつて、それぞれ違っていることは当然あると思います。市の図書館は地元が一番近いところだから、一番求められるサービスは資料の取扱いや保存だったり、収集だったり、さらに使いやすくしていくことであり、現場に近い市の大事な役割なのかなと感じています。そういう意味では市町村の図書館の貸出し数が多いというのは、それ

が一番求められていることだと思います。MLA連携はやればよかっただけ、いい成果も出てくるので、きちんと進めていかなければいけません。それと同時に、各施設できちんと情報や資料を収集して、保存していくということが重要になってくると思います。市立のレベルでの大きなことというと、ひとつ資料の収集というのがあるのかなと感じます。そういう意味で、文書館では新しい資料の収集などについて、いろいろ課題が出てきていると聞きましたが、困っているようなことなどが何かあつたりしますか。

木曾 はい、そうですね。文書館は図書館、博物館と違って収蔵庫の環境が十分ではなく、古文書、公文書などの紙資料の保管では少し問題もあります。直近の問題では、収集対象としての映像資料です。例えば、昭和三十年代頃から放映されていた「市政ニュース」という映像のフィルムを当館で所蔵しています。DVDに焼き付けて、閲覧資料ということで公開しておりますが、これも今後、媒体変換で切り替わつていくなかで、文書館がそのタイミングで新しい媒体に切り替えていくことができるか、未定です。少し前に信濃毎日新聞で松本五十連隊の昭和四年（一九二九）の映像フィルムが当館で見つかったという記事がありました。これもDVDに焼き付けてあり、原本のフィルムも収蔵しております。元々、フィルムはいわゆるビネガーシンドロームといって、酸っぱいにおいがして、フィルムがだんだん傷んできてしまうところがあります。電子媒体に置き換えることはできたけれど、本物の原本はもういないということではなくて、それも保管してい

なくてはいけない。文書だけでなく、それ以外のものも残していかなければならないと思っています。現在、市役所では文書の決裁を電子でやっていますが、今後、おそらくどこかの段階で文書館に入ってくると思います。どのような形で、いわゆる紙の公文書と同じように移管が行われるのか、まだまだ未知数です。デジタルの耐久性というのを、今、誰も確かめられないので、百年後にはもう消えてしまっているかもしれない可能性もあり、なかなか見定められないところがあります。新しいものに対応していかなくてはいけないというところで、博物館や図書館からお知恵をお借りしながら進められればと思うところです。

高山 先ほど丸山さんからお話あったように、県と市では単純に比較できない部分があって、また、遠藤さんもおっしゃったように、市町村が図書や資料に直接触る機会が一番多い場所なので、単純に県の真似をすればいいというわけではなく、松本市バージョンとしてのMLA連携をどうしていくか考える必要があると思っています。レジュメの「ア」に「資料収集」とありますが、やはり、図書館・博物館・文書館で扱っている資料は結構重複していて、どのようにすみ分けするのかというような課題もあります。先ほど文書館で課題になっているフィルムのことをお聞きしましたけど、ちなみに、皆さん、文書館は何を保管しているのか、イメージを持たれていますか。多分、その辺があまり知られていないのだと思います。令和六年に木曾さんが認証アーキビストという資格を取られたとお聞きしました。文書館の資料

を取扱うプロとして国立公文書館長から認証されているということですが、そういう立場から文書館で革新的に集めていきたい、集めるべき資料にこういうものがあるのか、ちよっとお聞かせいただいてもいいでしょうか？

木曾 革新的にというより、地盤をしっかりとしていきたいところです。そもそも、文書館とは、公文書館法に規定されているとおり、「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと」を目的に設置されている機関です。松本市文書館では、主な資料として旧役場村文書をはじめとする公文書や旧家の家文書などを収蔵しています。そして、今後、集めていきたい歴史資料で注目しているのは、一般刊行物です。それは行政で出されるような冊子だけでなく、例えば、駅の改札の辺りに置いてある観光案内や松本城の城下町の観光マップなどの案内です。十年したら入手できるかどうか、なかなか厳しいと思います。映像資料、情報資料はもともとそうで、そういったものも集めていきたい。そしてプラスアルファで電子的な部分、例えば、松本市のホームページの案内ですが、二、三年前だとちょうどコロナウイルス感染症の注意喚起がアップされていました。電子的な部分でいえば、おそらく元のベースの部分にどんどんデータが更新、上書きされていくので、二十年後、三十年後にはどうなっているのかわかりません。五十年後に、当時の松本市が周知した状況をデジタル上で見られるかというと、ちよっと厳しいと思っています。歴史的にも注目されるコロナウイルス感染症なので、

当然、残していく対象になってきますが、電子的な部分に対する受け皿というのを求めているかなければいけないのだろうと感じています。

また、文書館で集めていかなければいけない一般行政刊行物については、中央図書館とも重なる部分もあり、例えば、「広報まつもと」などは図書館・文書館の両方にあります。どうしても、立体物を扱っていると、重複する収蔵物は、ある程度出てくるので、すみ分けがないといけないのかなという部分もあります。そこで、図書館とのすみ分けというところで、丸山さん、いかがですか。

丸山 図書館は図書が中心になっています。最近では、図書館で扱うものも広く、電子図書ですとか、本に限らず情報を集めるようになってきていますが、ベースは書籍、図書で、一般に刊行・出版されているものを中心に集めています。ですから、文書館・博物館と重複することもあると思いますが、書籍になっていけば、概ね図書館で扱います。あとはリーフレットなども集めていて、刷り物を中心に集めることが多いと思います。ただ、やはり自治体によっても違って、博物館がない市町村では、図書館が博物館的な物を集めるなど様々です。松本市にはいろいろな機関があるので、行政情報は重なっています。ただ、図書の中でも誰々が持っていたとか、付帯的な価値がついてくるものは、博物館へ行っているのかなというのが、個人的な印象です。

遠藤 そうですね。博物館は名前に「物」がついているので、立体物というか、様々な物が博物館に収蔵されています。やはり、歴史的な物



パネルディスカッション（左から窪田、丸山、遠藤、高山、木曾）

や自然関係、松本市に関する物で、未来に残していかなければいけない物を集めるため、博物館は一番収集対象が広がっているように思います。多分、文書館と使い分けで重複して、「すみ分け」や「泣き別れの解消」など、どうしてものかきちらと話さなければいけないと思います。これまでは、皆さんの「知りたいにこたえる」ために、その答えを与えてくれる「物」がないとこたえられないので、いろいろな物を各施設で一生懸命集めてきました。すると、物が増えていくばかりで、収蔵庫が溢れかえり、「物」を未来に残していくことが難しくなってきた、集めることに対しても少し課題が出てしまっている状態でした。図書館・博物館・文書館・美術館それぞれの場所で、ある程度、きちんと対象となる物がすみ分けされていけば、効率的に「物」も残せると思います。

また、デジタルアーカイブスについても、どこに何があるかわかり、アクセスしやすくなると思いますが、一番大切なことだと思います。博物館

には何がある、文書館には何があるというのが周知されることによって、使いやすくなりそうです。実際、施設が点在し離れていて、行ったり来たりすることが大変なので、事前に何がどこにあるか、知ってもらうことが大事なのかなと思います。やはり、連携をするにあたって、大事なことは、それぞれ、横の繋がりで連携をして、わかりやすい形で資料などが公開される、そういう状態に持っていくことなのだと思います。文化財課さんはどうですか。

高山 文化財課という立場で去年から参加させていただいています。図書館・博物館・文書館は全部「館（やかた）」という言葉がついていて、建物を持っています。文化財課は、事務所はありますが、展示施設を持っていることはないのです、少し俯瞰的な立場から話をします。MLA連携は、既に「まつサーチ」という形で、中央図書館の検索システムから博物館資料などを横断的に検索できるよう一步步前進はしていて、また、遠藤さんのお話のように展示の連携も進んでいると思います。そこで、松本市なりのMLA連携を今後、模索していくにあたって、博物館・図書館・文書館はその本来の強みを生かしながら、「うちはこの資料を集めているんだ」、「うちはこの資料をポリシーで資料を集めていくんだ」というような整理ができていくのかなと思います。それが、今まで進めてきた松本版の歩んでいるMLA連携と、実際リンクしていけばもっとうまくいくのかなと。そういった面で文化財課的に見ると、適材適所に物があって欲しいというところを、常にかけています。

司会 はい、ありがとうございます。かつて資料の収集は、自分のところへたくさん来ればいいみたいなところがありました。「俺のところ、何万点持っている」みたいな。そういう質より量みたいなところがありました。もちろん量も必要ですけど。松本の事例を見ると、かつて資料収集にあたっては、横の連携は全然ありませんでした。ですから、文書館へ来て驚いたのは、博物館にあるべき物がたくさん入っている、他都市の状況を聞いても、文書館にあるような物が博物館に入っているというようなことができました。したがって、松本市には伝統ある図書館・博物館があつて、文書館がありますので、それぞれのところできちんと収集をする。重複した資料は入ってきますが、どこかで集めていけば資料は残るということも、逆にまた言えるのだと思います。どこが、どういう資料を集めるのかという話も出ていますが、文書館も博物館もそうですが、今後は、資料の移管をしていく業務が増えていきます。やはり、資料の材質や収蔵環境を踏まえたうえで、あるべきところにあるべき物が入るということが、一番大事だと思っています。それから、今、気をつけているのは、地域資料をどうするか。「資料を持っていますが、どうしたらよいか。」とよくお話がありますが、かつては、連絡を受けた館が行って処理をしていた。そうではなくて、これからどこが受けても横の連携をとり、いろいろ聞いて一番いいところに入れていく。そうすることが、のちの市民の皆さんの知りたい、学びたいにこたえることになるのかと考えています。

課題もたくさんありますが、資料公開・利活用・施設連携のところ

で、県のお話がありました。「模倣は創造のはじまり」と言います。真似することは決して悪いことではないですが、やはり、松本市ならではの連携というのが大事だと思います。そこで、連携、資料活用、データベース化に関して、文書館、木曾さんどうですか。

木曾 連携というところで、去年、MLA連携の成果物の一つとして

「まつサーチ」に文書館の資料データも入れさせていただきました。これも当然、県と同じように周知をしっかりとすること。また、継続性というところで、データの更新自体は人間が定期的にやらなければならぬので、さらにしっかりと進めていきたいと思っています。また、連携に関しては、文書館の「公文書を中心に集める」という特性を生かし、お力をお借りしながら、一緒にやっていけたらと思っています。この連携を確たるものにしていくなかで、先ほど司会者からもありましたように、あるべき所にあるべきものとすみ分けしていかないといけない。かつては、連絡が来たときに、こちらでほとんど受けていたが、ものによっては博物館の方にあってもいいのかなというものもあります。移管するということはなかなか難しいし、保存環境や閲覧料などの問題もあり、それらを交通整理したうえでないと、MLA連携もきちんとした形で進められないのではないかと感じています。そういうところからも、しっかりと取組んでいきたいと思っています。

高山 今、一つ話しているのは、それぞれの館の強みを活かした着実な資料収集が必要であるということと、それからデジタル分野での連携

もさらに進めていくことだと思います。今、資料のすみ分け、集めているものというところで、博物館・文書館の話題が主になりましたが、図書館で図書として貸出するもののほかに、明治・大正・昭和の戦前のもので、正直扱いに困っているもの、資料などはあるのでしょうか。それらを別のところに移管すべきというような課題もありますか。

丸山 はい、それぞれの図書館の歴史があつて、松本市中央図書館も県立長野図書館も古い資料があります。図書館にある本は触れる本がほとんどで、利用者さんも自由に見て、触って、貸出しもできるということが期待されています。収蔵環境は、博物館などの施設ほど温湿度管理ができていない環境ではないので、私個人の気持ちとしては、やはり貴重なものは、博物館など設備の整った場所で保管されるほうがいいのではないかと思います。原本は貴重なものとしてしかるべきところで保管していただき、図書館ではデジタル化されたものや複製されたものなど、触りやすい形で提供できればいいのかなと考えております。いかがですか。

遠藤 そうですね、そのうえでということになりますが、どのようにして資料公開・活用などの連携を松本市らしいものに進めていくのかというときに、長野市の人とお話をする機会があり、そのときに「長野市には県立もあるが、松本市に比べ、図書館がとても少ない。松本市は少し行くとすぐ図書館がありますね。」と言われました。今、松本市には公民館も含めて図書館・博物館が施設として多くあり、評価で

きるところだと思えます。図書館も街中の中心部に構えていて、何かを知りたいときの入口が近くにあるというのは、一つ利点になると思います。ただ、その利点は、入口があるだけでは不十分で、入った後にどうやって活用していくのかということが、大事になってくると思います。そのあたり、県立図書館では、「信州サーチ」、「信州ブックサーチ」など、よくまとまっていると思いますが、来た人、知りたい人に対するリアクションというか、県立図書館でこれはすごいと思ったことがあったら、教えてください。

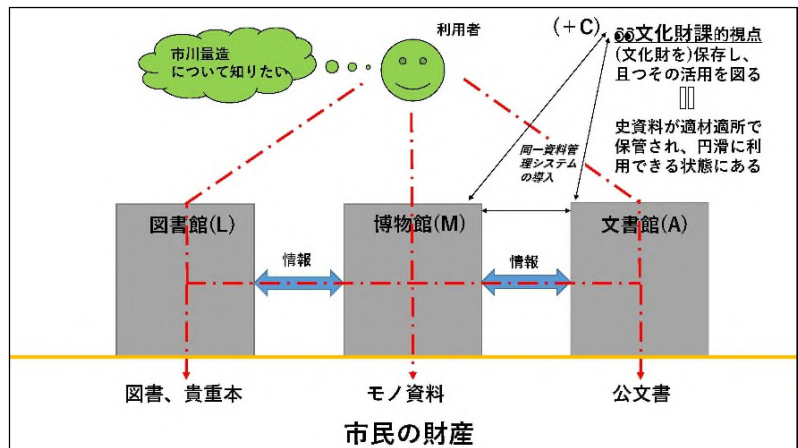
丸山 県立図書館は県立という名前でありながら、長野市にあって、松本の方には馴染みが少ないと思うし、南信の方はもっと思えます。そういうことが課題になっていて、立地的にどうしても来られる方が限られてしまい、縦に長い長野県の実県民にサービスすることは難しいです。それもあって、なるべくデジタル公開できるものはデジタル公開したり、電子図書館などにも力を入れたり、来なくても使えるサービスに力を入れている印象があります。ですから、調べ物についても、電話やメールで相談を受けておりますし、公開できるものはどんなデジタル公開して、全県民にサービスを届けられるようにと意識しているところが、すごいなと思っております。調べやすい環境作りにも力を入れていて、「信州ナレッジスクエア」もその一環だと思います。その場に行かないとどうしても見られないものもありますが、それになるべく少なくしていきたい、そして、その場に行かなくても見られるようにと、デジタル化、データベースを整備してきているの

かなと思います。

「松本市も図書館などで持っている資料をデジタルで調べられるよう、早くも整備してほしい」と県からよく言われます。今後、データベースが整備されていくといいなと思っています。

司会 今、大事なところが出ましたが、文化財課では俯瞰するという立場からデータベース化に取り組んでおられるようですね。高山さんから進捗状況などを話してもらっていいですか。

高山 はい、遠藤さんからお話があったように、松本市には施設がいろいろあるというところは強みですが、たくさんあるがゆえに、博物館に行ったら、うちじゃないから文書館へ行ってくれとか、文書館に行ったら図書館へ、図書館に行ったら博物館へというようなことも起こりがちなので、やはりワンストップというか、最初に行ったところで情報が共有できて、対応できるということが必要なかなと思っています。今日の主題がMLA連携ということで、紙の資料（図版5）一枚用意させてもらっています。打合せ用に作ったものですが、例えば、「市川量造」について知りたいと、博物館の門を叩いたとします。しかし、デジタルの連携がうまくいってないと、資料が図書館や文書館にあっても、博物館の中のことしかわからない。今、求められていることは、図書館・博物館・文書館が相互に情報でつながっていて、博物館の門をたたいたら、図書館や文書館にあることがわかるということを進めていかなければならないことだと思っています。資料の右側



図版5 松本版MLA連携 イメージ図

の矢印のところに同一資料システムの導入とありますが、幸い、文化財課で博物館が使っているデータベースを導入することができ、文書館も今後、それを導入する計画であるとお聞きしています。そのシステムが、先ほど言ったこれからのMLA連携の基盤として整備されることによって、資料の共有が図られ、何がどこにあるかというところが整理されていけばいいと考えています。文化財課では、MLA連携に関し、そういった形で関わって、今事業を進めているところです。

に「+C」と書かせていただきましたが、文化財課は英語で「カルチュラル プロパティーズ デイビジョン」というらしいので、「+C」というふうな位置づけて、勝手に絵をかきました。文化財課でも松本城関係の資料などを管理していますが、博物館と文書館でも松本城関連の資料があり、あちこちになつていたので、まずそこを整理しなければいけないと思っています。資料に、博物館と文書館の相互

司会 はい、ありがとうございます。今、高山さんの方で少しお話をしていたきました。いろいろな課題があるわけですが、少しずつでも進んできたのかなと我々は思っています。資料システムの導入の話も、日本で一番多く導入されている会社のもので、普遍性があります。博物館が最初に入れ、文化財課、そして文書館もこれから導入していくところであり、その面ではレベルがあがって、よくなると思っております。また、今年度ですね、地区公民館の皆さんが団体で、文書館を利用させていただいて、バックヤードも見ていただきました。そのおかげといえますか、私も公民館に招かれていろいろお話をさせていただきました。今まで、公民館の皆さんとは専門的な部分で関わりがありませんでしたが、公民館とも連携していくことによって、多くの人がいろいろな場で、学びができる。先ほど遠藤さんからあったように、入口はあるので、入ったらすぐ出口では困りますから、入ったら、何か得られるものがあるというようにしていかなければと思っております。

では、このあと、質疑応答の時間もとっておりますので、丸山さんから、最後に一言ずつお願いします。

丸山 今日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。県ではいろいろ取組んでいることを発信していますが、私も行くまで知らなかったことがたくさんあって、今日この場でご紹介できる機会を得られて大変嬉しく思います。また、県でいろいろなやり方を学んで、松本に戻ってきてから、MLA連携についても進めていけたらと思っ

ております。今日はありがとうございました。

遠藤 私も以前、「松本市はデジタルアーカイブ進んでないよね。」と言われたことが何回もあり、自分でも、課題だと思っていました。今日、県立長野図書館の話も聞きましたし、高山さんが作った図を見ても、図書館・博物館・文書館・公民館どこに行っても、パソコンから情報を引き出せて、「知りたいこと」を学べるという形に持っていくことは、やはり最低ラインで、そこを目指していかなければいけないと感じました。システムや環境を整えることはすごく熱心になりますが、システム環境が整備された後、入口まで来てくれた人を「知りたいこと」に結びつけるのは、やはり人の役割になっていく部分がまだまだあると、個人的に思っています。そうした「人」も含めた環境整備をきちんとしていかなないと、「知りたいこと」にこたえられないと感じましたので、いろんな方面から課題解決していけたらと思います。ありがとうございます。

高山 主題はMLA連携ということでしたので、松本市としては、文化財課的な視点も入れてみてはどうですかということが宣伝できたなら、よかったと思います。私は、文化財保護法の第一条の条文が好きで、そこには目的が書いてあります。「文化財を保存し、且つ、活用を図り」とあり、文化財保護は秘匿してお宝にするのではなく、それをいつでも円滑に展示など、人に見てもらおうという利活用ができる状況にしておくところまで含めて、文化財保護ということになります。今、

議論しているMLA連携や、地に足をつけた資料収集というところで、保存だけではなく、活用というところも含めた視点でMLA連携に関わっていければいいのかなと思っています。ありがとうございます。

木曾 今日は、ありがとうございました。やはり、先ほど、遠藤さんがおっしゃっていたように、知りたいことを教える仕組み作りっていうところでも、一つずつ問題を解決していければと思います。認証アーキビストとして、文書館に所蔵されている資料をきちっと整理、管理していくことで、市民の皆さんの知りたいにこたえられるよう、やるべきことをやっていきたいと思っています。

また、一回目のパネルディスカッションの時に、各館で受けたレファレンスをデータベースの形にして、閲覧できる仕組みがあるといいのではと、ご意見いただきました。その時は、現状ではどうなのかということもありましたが、何かそういったコンテンツができ、レファレンスデータもそこで一括して見ることができれば、知りたいことがわかる仕組み作りに、大きく寄与するのではないかと思います。

司会 それでは、丸山さんの基調講演も含めて、ご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。はい、どうぞ。

受講者A 私は、三重県からの移住者です。まず、こういった専門的な話に、これだけの人が集まるということは驚きです。また、長野県に

は自治体の文書館がいくつかありますが、三重県には県立博物館の中に公文書館という部屋がある程度です。公文書を保管し、管理する施設は大事だと思いますが、これは全国的にやられていないのではないのでしょうか。

それともう一つ、県の「信州ナレッジスクエア」という図書館の非常に充実した活動をお聞きしましたが、一つのジャンルが抜けていると思います。

長野県の農業や工業など

の産業の分野が完全に欠落しています。例えば、長野県で活発な活動されているスタートアップとか若い人たちとか、産業人を巻き込んで考えていただくと面白いかなと思います。以上です。

丸山 はい、そうですね。MLA連携フォーラムの新理念は、MLAだけでなく、企業とかコミュニティ、個人も巻き込んでいこうというところで、この令和六年二月から企業と連携したイベントなどを企画して



パネルディスカッション 質疑応答

いますが、まだ、この「信州ナレッジスクエア」の枠組みに載せられていません。「信州ナレッジスクエア」に企業のイベント、お祭りの動画なども載せたいというお話もいただいて、まだ目に見える形でご紹介ができていませんが、いただいた意見も参考にさせていただきながら、充実させていけたらと思います。また、持ち帰って伝えたいと思います。ありがとうございます。

司会 はい、女性の方どうぞ。

受講者B 今日は、どうもありがとうございました。白馬村から来ました。今、白馬では海外資本が流入していて、いわゆるグローバル化の波が押し寄せてきています。それと同時に、地元民がどんどん流出しています。そうすると、次の世代に残したいものが、地元民の流出とともに失われてしまうのではないかというのが、心配ではないんです。今回、県の図書館がどんな役割をされているかというのを聞いてびっくりしましたが、できれば地域の情報、資料、そういったものを図書館に下ろしていただいて、その土地の主だった産業や文化などについて、イベントなどで、図書館さんでも知らせていただきたいというのが一点です。それともう一点ですが、廃書になった資料の再販というのは、最近ありますが、皆さんもいろいろと接した資料の中で、今まで教えられてきた歴史と、本当は事実とは違ったというようなことがあるのではないか、学校で教わった歴史とは違っていることに出会ったことがあるのかということをお聞きできればと思

います。以上です。

丸山 「信州ナレッジスクエア」のなかで、今日詳しくご紹介しなかった「eReading Books」には、松川村・池田町・宮田村の情報が入っています。そこには各市町村で作っている、例えば、「私たちの松本市」のような自治体の特徴や特産物などを紹介している本を電子で見られるコンテンツがあります。各市町村で頑張っているところと、なかなか着手できないところがありますが、やりたいという自治体を応援するような仕組みがあります。もしよかったら、「信州ナレッジスクエア」に入って、見ていただきたいと思います。

また、県立長野図書館でも、昔検閲の歴史があつて、図書館の三階の「信州・学び創造ラボ」の信州情報コーナーでは、昔の検閲を受けた本なども展示してあります。なかなか難しい課題ですが、当館では昔あつた歴史を見つめ直して、考えていこうという展示もやっております。また、戦後の周年企画として、そういった展示をやるのかという話も出ておりますので、意識して情報発信していけたらと考えております。ぜひ、お立ち寄りいただければと思います。

司会 はい、ありがとうございました。もし、学校で教わった歴史と違うことがわかったということがあれば、お願いします。

遠藤 歴史が変わるみたいな大発見はありませんが、教科書や本など、どこにも書いていない情報というのはたくさん出てきます。やはり、

私達が今、触れてみて調べられる情報というのはすごく限られていて、抽出されたもので歴史が作られています。そこから漏れている事実は、山のようにあります。最近だと、小学校の図書袋です。長野県の人は大好きで、みんな使っています。県外では使っている人が少ないということがあります。いつから始まったのかということを調べたら、ある程度わかってきたということがあります。大発見はないけど、小さい歴史とか事実というのは、いくらでも転がっていて、それが、ある人や団体にとっては興味深いことになったり、すごく大事なことだったりします。それが新しいことに繋がっていくということは、たくさんあります。ですから、できるだけ拾い集めて伝えていくということは、大事なことだと思っています。

司会 はい、よろしいですか。はい、後ろの方どうぞ。

受講者C お話、ありがとうございました。私も長い間、諏訪、松本に住んでいます。私の小さい頃、主な産業は製糸でした。その次に精密工業、今は情報産業になっています。先ほど三重の方からお話がありましたように、長野県の産業がどのように変わって、これからどうなるのかということを、どこかの博物館などで研究しているということがあれば面白いと思います。長野県に来る、就職する人は、やはり、そういう産業の変遷があつて、働く場がある。そして次に、医療がある。子供が病気になっても困らない、自分が病気になっても困らない。そして、次に文化がある。御柱があつて、縄文文化が楽しめる。だから

ら長野に来るんです。それとは反対に、女性が県内から去っていきま
す。その辺を研究されて、知事などに「こうされたらどうですか」と
進言されれば、これは素晴らしい連携になるのかなと思います。

司会 はい、ありがとうございます。ご意見ということでもよろしいです
か。今日は、長野市や白馬村、安曇野市をはじめ市外からも、多くの
皆さんに来ていただいて、大変ありがたいと思っております。三年目
ですが、なかなかスムーズにいかないことがあります。時折ですね、
皆さんにチェックしてもらいたいかなと思います。私は、利用者あ
つての公共施設だと思っています。市民の人に利用してもらわないと、
施設は駄目じゃないかと、そういう意味で常に関心を持っていただけ
ればと思います。

それでは、これをもちまして第九回松本市文書館講座 パネルディ
スカッション「市民にとつての博物館・図書館・文書館Ⅲ―市民の知
りたいにこたえるために―」を終了させていただきます。どうもあり
がとうございました。

令和六年度日誌抄

令和六年

4・1	警備機器交換作業	6・6	自動ドア点検
4・2	辞令交付、職員体制9人 正規1人・館長、会計年度任用職員Ⅰ類4人(特別専門員1、専門員1、庶務事務2)、Ⅲ類1人(庶務受付等)Ⅳ類3人(資料整理等)	6・20	全国公文書館長会議、館長出席(ゝ6・7)
	小里家文書、小林啓之助家文書貸出(市立博物館、3月31日貸与更新)	6・24	芳川シニア短期大学講座(芳川公民館)、講師・特別専門員
4・12	第1回古文書に親しむ会(以後、原則として第二、第四金曜日に開催)	6・27	防火管理者研修会、館長出席(ゝ6・28)
4・13	島内の伝統文化・歴史を学ぶ会講座(島高松公民館)、講師・特別専門員	6・29	征矢野町会ぼんぼん・青山様事前学習会(征矢野公民館)、講師・特別専門員
4・16	家用電気工作物、エレベーター点検	7・13	第1回文書館講座「開智学校で生まれた通俗教育施設」、講師・特別専門員 企画展同時開催(ゝ8・25)
4・22	定期清掃	7・17	松本市公民館長会29人視察、館長ほか対応
5・1	東部公民館25人視察、館長ほか対応	7・18	松本地域シルバー人材センター、除草作業
5・18	第1回文書館活用講座、講師・専門員	7・19	島内農業文庫友の会講座、講師・特別専門員
5・22	松本地域シルバー人材センター、除草作業	7・23	市立鎌田中学校生徒2人、職場体験(ゝ7・24)
5・27	定期清掃	7・24	エレベーター点検
5・30	第1回長野県史料保存活用連絡協議会理事会及び総会(須坂市文書館)、館長出席 講習会、特別専門員参加	7・29	定期清掃
	議会総務委員会8人管内視察、館長ほか対応	7・30	安曇野市文書館へ視察、特別専門員、専門員
6・5	家用電気工作物点検	8・2	公文書管理フォーラム(ZOOM)参加、館長
		8・6	子ども講座&親子平和教室講師大島正人氏と打合せ、特別専門員
		8・8	松本大学学生1人、博物館実習(ゝ8・10)
		8・10	子ども講座&親子平和教室「戦時中の思い出―小学校・

	中学校・師範学校時代を振り返る―、講師・大島正人氏	10・11	梓川地区地域づくりセンターから旧役場文書搬入、特別専門員、専門員、事務員
8・21	エアコンほか点検	10・12	第2回文書館活用講座、講師・専門員
8・22	観光ボランティアガイド学習会16人研修、特別専門員、専門員対応	10・15	エレベーター点検
		10・16	文書燻蒸(10・18)
8・23	長野県シニア大学松本学部講座(松本市総合社会福祉センター)、講師・特別専門員	10・17	観光ボランティアガイド学習会研修会(市民活動サポートセンター)、講師・特別専門員
	適正な公文書管理に関する研修会(安曇野市)、事務員参加	10・18	第1回文書館運営協議会開催、委員6人出席、事務局・総務部長、館長、特別専門員、専門員、事務員出席
8・26	定期清掃	10・23	白板地区公民館12人視察、館長ほか対応
8・30	法政大学学生1人、インターンシップ受入れ	10・24	松本地域シルバー人材センター、除草作業
8・31	第2回文書館講座「河原操子と大清帝国」、講師・専門員 企画展同時開催(9・30)		長野市立博物館資料の管理に関する専門家会議(同館)、特別専門員
9・12	奈川支所文書調査、館長、特別専門員	10・25	第2回文献資料保存活用講習会(長野県立歴史館)、特別専門員参加 自家用電気工作物点検
9・13	松本地域シルバー人材センター、除草作業		
9・14	芳川地区平和祈念式典講演会(芳川地区地域づくりセンター)、講師・特別専門員	10・26	長野県「語り・おはなし・朗読」の会連盟ワークショップ(Mウイング)、講師・特別専門員
	第3回文書館講座「城を探す」、講師・文化財課職員	10・28	定期清掃
9・20	長野県シニア大学松本学部講座(松本市総合社会福祉センター)、講師・特別専門員	11・6	消火器8本交換
		11・9	文書館講演会「長野県の製糸業―器械製糸発展の内実―」、講師・松本大学木村晴壽名誉教授 第30回信州歴史フォーラム(あがたの森文化会館)、講師・専門員
9・30	定期清掃 消防設備点検		
10・3	未来の子どもたちのために魅力ある松本にする会講座(会田中学校)、講師・特別専門員	11・13	松本市プラチナ大学講座(大手公民館)、講師・特別専門員

	門員 前川道博長野大学企業情報学部教授、「情報通信文化論」オンライン授業	1・31	第4回文献史料保存活用講習会（長野県立歴史館）、事務員3人参加
11・23	城下町松本研究会11月例会、講師・特別専門員		
11・25	定期清掃	2・15	第7回文書館講座「城下町松本の近代の町への変容」、講師・文化財課職員 第32回信州歴史フォーラム（あがたの森文化会館）、講師・特別専門員
11・30	第4回文書館講座「文書に見る明治初期松本の博覧会事情」、講師・市美術館職員		
12・5	自動ドア点検	2・17	定期清掃
12・10	入山辺老政会25人視察、特別専門員、専門員対応	2・18	長野市立博物館資料の管理に関する専門家会議（同館）、特別専門員
12・14	第5回文書館講座「くずし字を読んでみよう」、講師・文化財課職員	2・25	自家用電気工作物点検
12・21	松本大学松商短期大学部教員1人、学生12人見学、特別専門員、専門員対応	3・1	深志神社誌編纂委員会（同社）、特別専門員 第8回文書館講座「公文書とこれからの文書館」、講師・文書館職員
12・23	定期清掃		
12・25	自家用電気工作物点検	3・11	第2回長野県史料保存活用連絡協議会理事会（県立歴史館）、館長出席
12・28	仕事おさめ		
令和七年			
1・4	仕事はじめ	3・15	第9回文書館講座・パネルディスカッション「市民にとつての博物館・図書館・文書館Ⅲ」、パネリスト・県立図書館職員、博物館職員、文化財課職員、文書館職員
1・14	公文書館機能普及セミナー（オンライン）、専門員参加		
1・23	エレベータ点検	3・17	定期清掃
1・25	第6回文書館講座「見直された市川量造」、講師・博物館職員、企画展同時開催（3・31）	3・18	消防設備点検
1・27	定期清掃	3・25	第2回文書館運営協議会開催、委員6人出席、事務局・総務部長、館長、特別専門員、専門員、事務員出席
1・30	芳川シニア短期大学講座（芳川公民館）、講師・特別専	3・27	カラー複合機納入、設置

2	長野市立博物館資料管理に関する専門 家会議（座長）	10月24日 2月18日 （8月1日～8年7月31日）	特別専門員
3	菅公御正忌 1125 年祭記念深志神社誌編 纂会議（監修者）	2月25日 （2月11日～9年7月25日）	特別専門員

(8) 視察・研修・実習等の受入れ

ア 視察・研修

区分	団体名	視察・研修日	参加者
1	東部地区公民館講座 視察研修	5月1日	25人
2	松本市議会総務委員会 管内視察	5月30日	8人
3	松本市公民館長会 視察研修	7月17日	29人
4	観光ボランティアガイド学習会 研修	8月22日	16人
5	白板地区公民講座 視察研修	10月23日	12人
6	長野大学「情報通信文化論」オンライン授業 松本市文書館について－概要と課題のいくつか－	11月13日	1人
7	入山辺老成会 視察研修	12月10日	25人
8	松本大学松商短期大学部教員、学生 視察研修	12月21日	13人

イ 実習等

区分	学校名	実習日	参加者
1	鎌田中学校2年生 職場体験学習	7月23日、24日	2人
2	松本大学4年生 博物館実習	8月6日～8月10日	1人
3	法政大学3年生 インターンシップ	8月30日	1人

5 松本市文書館運営協議会

会議の開催 10月18日、3月25日

区分	氏名	所属
1	小川 千代子	国際資料研究所代表、米国アーキビストアカデミー公認アーキビスト
2	木村 晴壽	松本大学名誉教授
3	栗田 せつこ	松本市社会教育委員
4	清水 聡子	松本大学総合経営学部長、図書館長、教授
5	伏木 久始	信州大学学術研究院教育学系教授
6	村石 正行	長野県立歴史館文献史料課長

6 関係機関会議・研修等への参加

(1) 長野県史料保存活用連絡協議会

区分	内容	開催日
1	第1回理事会・総会・講習会（須坂市文書館）	5月30日
2	第3回文献史料保存活用講習会（長野県立歴史館）	1月31日
3	第2回理事会（長野県立歴史館）	3月11日

(2) 国立公文書館

区分	内容	開催日
1	全国公文書館長会議、「国際アーカイブ週間」記念講演会	6月6日～7日

(7) 講師・委員派遣

ア 講師派遣

区分	派遣先	内容など	派遣日・派遣期間	備考
1	島内の伝統文化・歴史を学ぶ会	郷土の石仏と人々の暮らし	4月13日	特別専門員
2	芳川シニア短期大学	松本地方の私鉄の敷設と発展 －観光とのかかわりを中心に－	6月20日	特別専門員
		旧開智学校リニューアル －151年目の扉を開けて－	1月30日	
3	征矢野町会	ぼんぼん・青山様ってどんな行事？	6月29日	特別専門員
4	島内農業文庫友の会	明治以降の松本・島内を概観する －歩み・できごと・文化・人物から－	7月19日	特別専門員
5	長野県シニア大学 松本学部	中信の歴史（2年生）	8月23日	特別専門員
		松本の歴史（1年生）	9月20日	
6	芳川地区平和祈念式典実行委員会	記憶と記録から歴史をたどる －語り・文書・写真にふれて－	9月14日	特別専門員
7	未来の子どもたちのために魅力ある松本にする会	会田中学校 四賀地区の歩みと文化－松本との交流を中心に－	10月3日	特別専門員
8	観光ボランティアガイド学習会	松本市街地の地霊 －伝承を踏まえて－	10月17日	特別専門員
9	長野県「語り・おはなし・朗読」の会連盟	地蔵清水出土地蔵尊とその伝承	10月26日	特別専門員
10	信州歴史フォーラム	大清帝国を駆けた女子教師 河原操子とその生涯（第30回）	11月9日	専門員
		路傍の石仏・石神の受難－松本藩の廃仏毀釈にかかわって－（第32回）	2月25日	特別専門員
11	松本市プラチナ大学	松本まると博物館について	11月13日	特別専門員
12	城下町松本研究会	松本市の昭和100年	11月23日	特別専門員
13	松本大学総合経営学部（非常勤講師）	博物館経営論	4月1日～9月30日	特別専門員
		博物館概論	9月30日～3月31日	特別専門員
14	信州大学人文学部（非常勤講師）	博物館概論	9月30日～1月31日	特別専門員

イ 委員派遣

区分	派遣先	派遣日・派遣期間	備考
1	八十二文化財財団「地域の文化継承事業活動」助成事業審査会（委員）	4月1日～3月31日	特別専門員

3	城を探すー古地図・測量地図を用いてー	文化財課主査	9月14日	46人
4	文書みる明治初期松本の博覧会事情	美術館学芸員	11月30日	36人
5	くずし字を読んでみよう	文化財課主任	12月14日	44人
6	見直された市川量造 ー昭和初期の郷土史と市川量造ー	国宝旧開智学校 校舎学芸員	1月25日	66人
7	城下町松本の近代の町への変容 ー明治期初年から大恐慌前の60年間の軌跡ー	文化財課研究専門員	2月15日	57人
8	公文書とこれからの文書館	文書館職員	3月1日	16人
9	<パネルディスカッション> 市民にとっての博物館・図書館・文書館Ⅲ ー市民の知りたいにこたえるためにー	県立図書館・博物館・文化財課・文書館職員	3月15日	36人

(2) 企画展

区分	企画展名	会期	展示資料、点数など
1	開智学校で生まれた通俗教育施設 ー書籍館・記念館・記念美術館ー	7月13日 ～8月25日	記念戦利品陳列図絵ほか 43件43点
2	河原操子と大清帝国	8月31日 ～9月30日	小里頼永宛一宮(河原)操子書簡 ほか 53件53点
3	見直された市川量造 ー昭和初期の郷土史と市川量造ー	1月25日 ～3月31日	足袋裏覚帳、公用日誌ほか 22件22点

(3) 平和資料コーナー企画展

区分	企画展名	会期	展示資料、点数など
1	名古屋市の軍需工場に学徒動員された松本市の旧制中学校生徒の記録	令和5年8月8日～	学徒動員中のイラスト 60件60点

(4) 文書館子ども講座（松本市平和推進課による親子平和教室を兼ねて実施）

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	戦時中の思い出 ー小学校・中学校・師範学校時代を振り返るー	大島 正人 氏	8月10日	20人

(5) 文書館活用講座（講師 専門員）

区分	開催日	参加者
1	5月18日	13人
2	10月12日	5人

(6) 文書館講演会

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	長野県の製糸業 ー器械製糸発展の内実ー	木村 晴壽 氏 (松本大学名誉教授)	11月9日	46人

4	文書館文書(地形図)	明治～昭和(戦後)	
5	小里家文書(書簡)	明治～大正	
6	岡田村役場文書(写真)	明治～昭和(戦中)	
7	岡田村役場文書	明治～昭和(戦中)	
8	小林睦和家文書	昭和(戦中)	
9	平林美智子家文書	近世～明治	
10	松本市役所文書(H14 年度移管)	明治～昭和(戦後)	
11	波多腰肇家文書	近世～明治	
12	松本市文書館資料	近世～昭和(戦前)	
13	本井晴信氏収集文書	近世～明治	
14	河辺義正家文書	近世	
15	河辺義正家文書(追加)	近世	
16	桐原義司氏収集文書(追加)	明治	
17	丸山光弥家文書	明治	
18	小笠原理家文書	近世	
19	鳥羽十蔵家文書	近世～明治	
20	四賀地区郷土資料収集文書	近世	
21	池上良平家文書	近世～昭和(戦後)	
22	穂高進家文書(追加)	近世	
23	塩原泉家文書(追加)	近世	
24	里山辺村役場文書	昭和(戦中)～(戦後)	
25	今井常男氏文書	昭和(戦中)～(戦後)	
26	藤森鈞氏文書	昭和(戦中)	
27	山崎治雄氏文書	年代不詳	
28	島内村役場文書(写真)	大正～昭和	
29	深沢正篤家文書	明治	
30	望月昭治氏文書	昭和(戦後)	
31	中日新聞長野広告社文書	昭和(戦後)～平成	
32	高見沢しず子家文書	近世～昭和(戦中)	
33	藤澤正文氏文書	大正～昭和(戦前)	
34	島内村役場文書(写真)	大正	

3 文書に関する調査及び研究

(1) 文書調査

区分	調査先	文書	調査日
1	国宝旧開智学校校舎	小学校記念美術室関連文書	6月18日
2	筑摩・三才地区農会(持込)	筑摩・三才地区農会文書、同会受贈文書	3月14日

4 文書に関する専門的な知識の普及及び啓発

(1) 文書館講座

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	開智学校で生まれた通俗教育施設 －書籍館・記念館・記念美術館－	文書館特別専門員	7月13日	21人
2	河原操子と大清帝国	文書館専門員	8月31日	23人

16	藤森鈞氏文書	昭和(戦中)	20 件 24 点	整理
17	山崎治雄氏文書	年代不詳	3 点	整理
18	望月昭治氏文書	昭和(戦後)	1 点	整理
19	中日新聞長野広告社文書	昭和(戦後)～平成	308 点	整理
20	高見沢しず子家文書	近世～昭和(戦中)	3,004 件	整理
21	寿村役場文書	昭和(戦後)	1 点	再整理
22	河辺義正家文書(追加)	近世	15 点	再整理
23	穂高進家文書(追加)	近世	2 点	再整理
24	里山辺村役場文書	昭和	15 件 15 点	再整理
25	島内村役場文書(写真)	大正	48 点	再整理
26	深沢正篤家文書	明治	1 点	再整理
27	岡田村役場文書(写真)	明治～昭和(戦中)	109 点	再整理
28	岡田村役場文書	明治～昭和(戦中)	13 点	再整理
29	小里家文書(書簡)	明治～大正	2,505 点	再整理
30	丸山光弥家文書	明治	1 点	再整理
31	小笠原理家文書	近世	1 点	再整理
32	塩原泉家文書	近世	2 点	再整理

(5) 文書資料のデジタルデータ化

ア デジタルカメラ撮影 15,016 枚

区分	館所蔵	区分	館所蔵	区分	寄託
1	立石清重氏関係文書	11	杉井弥生氏文書	1	丸山久子家文書
2	岡田村役場文書	12	横山栄正家文書	2	大島為昌家文書
3	寿村役場文書	13	木曾寿紀氏文書	3	久保田越三氏文書
4	今井村役場文書	14	二木次人家文書		
5	里山辺村役場文書	15	三村國光家文書		
6	新村役場文書	16	新村美教家文書		
7	島立村役場文書	17	小里家文書		
8	島内村役場文書	18	藤野力氏文書		
9	中山村役場文書	19	その他資料		
10	本郷村役場文書				

イ 撮影済マイクロフィルムのデジタル化 14,219 枚

区分	館所蔵	区分	個人所蔵
1	笹賀村役場文書	1	宮坂昌憲家文書
2	入山辺村役場文書		
3	寿村役場文書		
4	芳川村役場文書		
5	今井村役場文書		

(6) 公開(予定)

区分	文書名	年代	備考
1	旧本郷村誌編纂会文書	近世～昭和(戦後)	
2	木曾寿紀氏文書	大正～昭和(戦前)	
3	木曾寿紀氏文書(追加)	明治～昭和(戦前)	

4	木曾寿紀氏文書(追加)	明治～昭和(戦前)	50 点
5	手塚征子氏文書	明治	21 点
6	藤森鈞氏文書	昭和(戦中)	24 点
7	清澤佳代子家文書	明治～昭和(戦後)	—
8	飯沼清次郎家文書	近世	—
9	常盤欣司氏文書	昭和(戦後)	—
10	横山栄正氏文書	昭和(戦後)	—
11	東旧犬飼呉服店文書	昭和(戦前)	12 点

(3) 燻蒸

ア 期間 令和6年10月16日～10月19日

イ 使用薬剤 VIKANE (ヴァイケーン)

ウ 対象文書

区分	文書名	年代	員数(受入れ時)
1	寿村役場文書	昭和(戦後)	6 箱(公文書箱)
2	松本市役所文書	昭和(戦後)	6 箱(公文書箱)
3	梓村役場文書	明治～昭和(戦前)	15 箱(てん箱)、2 箱(ダンボール)、12 点(村全図原図)
4	上條信彦氏収集文書	近世	5 箱(ダンボール)
5	窪田雅之氏文書	昭和(戦後)～平成	1 箱(ダンボール)
6	清澤佳代子家文書	明治～昭和(戦後)	1 箱(中性紙箱)
7	飯沼清次家文書	近世	1 箱(中性紙箱)
8	常盤欣司氏文書	昭和(戦後)	1 箱(中性紙箱)
9	横山栄正氏文書	昭和(戦後)	2 箱(中性紙箱)
10	須藤吉信氏文書	大正	1 箱(てん箱)
11	藤澤正文氏文書	大正～昭和(戦前)	//
12	東旧犬飼呉服店文書	昭和(戦前)	//
13	木曾寿紀氏文書(追加)	明治～昭和(戦前)	//

(4) 整理・点検

区分	文書名	年代	員数	備考
1	木曾寿紀氏文書	大正～昭和(戦前)	95 点	整理
2	文書館文書(地形図)	明治～昭和(戦後)	11 点	整理
3	小林睦和家文書	昭和(戦中)	112 点	整理
4	平林美智子家文書	近世～明治	221 件	整理
5	松本市役所文書(H14 年度移管)	明治～昭和(戦後)	614 点	整理
6	松本市文書館資料	近世～昭和(戦前)	40 点	整理
7	本井晴信氏収集文書	近世～明治	12 点	整理
8	河辺義正家文書	近世	2 点	整理
9	桐原義司氏収集文書(追加)	明治	2 点	整理
10	鳥羽十蔵家文書	近世～明治	297 点	整理
11	四賀地区郷土資料収集文書	近世	11 点	整理
12	池上良平家文書	近世～昭和(戦後)	425 点	整理
13	旧本郷村誌編纂会文書	近世～昭和(戦後)	568 点	整理
14	松本市中央図書館文書	大正～昭和(戦後)	30 点	整理
15	今井常男氏文書	昭和(戦中)～(戦後)	9 点	整理

10	朝の町パルコ周辺、中町、駅前(写真)			
11	朝の町パルコ、大橋通(写真)			

2 文書の収集・整理・保存

(1) 公文書の収集

ア 市の文書保存年限の見直しに伴い（最長：永年→30年）、保存年限を経過した市の非現用公文書から、歴史公文書を評価・選別し文書館に移管するもの。「歴史公文書」は多義的であるため、一部台帳類や一般書籍を除き、可能な限り多く保存するもの。

イ 年度後半は、平成5年度完結の永年保存文書も対象とする予定でしたが、市主管課から各課宛1次選別実施通知の中で、前回と同一範囲（下記(ア)）を対象としたことにより、前回1次選別未実施など各課「積残し分」のリストに基づいて、2次選別を実施したもの（表中（ ）で表示）

(ア) 対象文書数

明治～平成4年度完結の永年保存文書 16,383 件/点

(イ) 1次選別

市各課により、非現用かつ存在が確認されているものを選別 3,500 件/点
(+714) 件/点

(ウ) 2次選別

イのうち、文書館でリスト上「保存相当」、「廃棄相当」、「実見必要」に選別 下表参照

(エ) 3次選別

各課から搬入された239箱を燻蒸後、実見して選別済み。
積残し分は、次年度搬入後選別予定

（単位：件/点）

対象数	うち1次選別結果	選別内訳	2次選別（リスト上）	3次選別（実見）	備 考
16,383	3,500 (+714)	保存相当	2,360 (+668)	2,328 (次年度)	未搬入381、簿冊特定困難580含む。
		廃棄相当	705 (±0)	742 (“)	
		実見必要	435 (+46)	430 (“)	搬入後実見
		合計	3,500 (+714)		他にリスト外204

ウ その他移管

区分	移管元	文書名	年代	員数
1	本郷地区地域づくりセンター	旧本郷村誌編纂会文書	近世～昭和(戦後)	201 件 568 点
2	奈川地区地域づくりセンター	奈川村役場文書	明治～平成	141 件 141 点

(2) 地域文書の収集（寄贈）

区分	文書名	年代	員数
1	藤澤正文氏文書	大正～昭和(戦前)	6 点
2	須藤吉信家文書	大正	5 点
3	窪田雅之氏文書	昭和(戦後)～平成	—

令和6年度事業報告

1 閲覧・複写（利用）等

(1) 文書館所蔵文書の閲覧・複写

(2) 旧公図・土地台帳の閲覧・複写

(3) レファレンス（来館、電話、書簡、メール）の対応

ア 総利用者数 2,128人(前年度比：+33.2%。3月末現在)

イ 内訳

(ア) 全体（一般＋行政）

(単位：人)

区分	内容	6年度	5年度	対5年度
1	閲覧その他	1,466	1,106	+360
2	視察・研修	129	49	+80
3	文書館講座	383	289	+94
4	講演会	46	59	△13
5	レファレンス	104	95	+9
計		2,128	1,598	+530

(イ) 行政（国・県・市のうち、市のみ）

(単位：人)

区分	内容	6年度	5年度	対5年度
1	資料・図書閲覧	27	27	±0
2	旧公図閲覧	19	15	+4
3	レファレンス	17	6	+11
4	視察・研修	33	3	+30
計		96	51	+45

(4) 貸出

区分	文書名	貸出先	貸出期間	備考
1	松本市を中心とせる日本アルプス大観	松本市立博物館	令和6年4月1日 ～令和9年3月	松本市立博物館 常設展
2	殿様湯治諸事控		令和6年4月1日 ～令和11年3月	
3	ぶんぶん通信創刊号(まつもとパルコ)	松本市中央図書館	令和7年2月8日	「ウィキペディアタウン in 学都松本」
4	朝の工事現場松本市街(パルコ増築工事)(写真)			
5	朝の町松本市街(パルコ周辺)			
6	朝の町松本市(パルコ周辺、本町)(写真)			
7	朝の町パルコ周辺(写真)			
8	朝の町新春町一巡松本市(写真)			
9	朝の町新春町一巡松本市(写真)			

編集後記

本号は、研究報告四編、講演記録一編、講座記録一編、六年度事業報告ほかを掲載しました。

原澤知也氏は、明治初期開催の松本博覧会を俯瞰するなかで、新たな資料を発掘・紹介し、それにかかわって松本博覧会の出品物・体制の強化・経営などの一端を報告されました。大島正人氏は、戦時下の小学校、中学校、師範学校時代の思い出と平和の大切について貴重なお話をされました。お忙しいなか玉稿をお寄せいただき、またご講演をいただき感謝です。

窪田は無形民俗文化財両島のコトヨウカ行事の現状と新たな伝統を紡ぐ伝承の在り方について、木曽は当館所蔵の小里頼永宛福島安正書簡を紹介し福島と故郷松本とのかわりについて、石井は自治体文書館の在り方と当館の公文書移管の現状について、それぞれ報告しました。講座記録は、パネルディスカッション「市民のとしての博物館・図書館・文書館Ⅲ」の丸山和子県立長野図書館司書の基調講演とパネリストの発言、質疑応答です。

本号が、皆様にとって松本市域の歴史や民俗、文化、史資料、文書館活動などについて知り、学び、考えるきっかけとなれば幸いです。

令和七年三月

松本市文書館

執筆者（掲載順・一部敬称略）

原澤 知也（はらさわ・ともや）

松本市美術館学芸員

窪田 雅之（くぼた・まさゆき）

松本市文書館特別専門員

木曽 寿紀（きそ・としき）

松本市文書館専門員

石井 敬一（いしい・けいいち）

松本市文書館職員

講演者（敬称略）

大島 正人（おおしま・まさと）

元義務制学校校長、松本市地域
文化財連絡協議会会員

松本市史研究第35号

-松本市文書館紀要-

令和7年(2025)3月31日発行

編集 松本市総務部行政管理課

松本市文書館 Matsumoto City Archives

〒390-0837

松本市鎌田2丁目8番25号

TEL 0263-28-5570

FAX 0263-24-2110

E-mail bunshokan@city.matsumoto.lg.jp

発行 松本市
